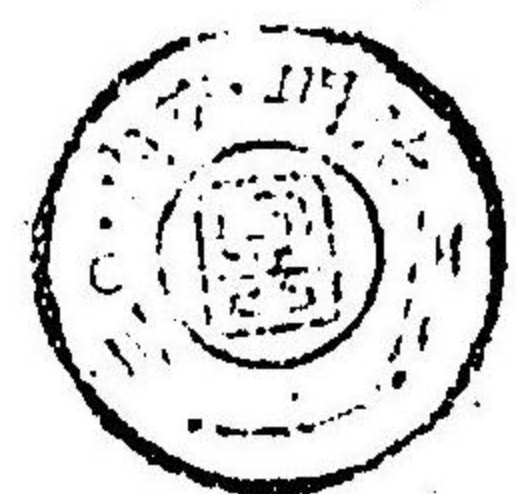


益庚子富地難

舊猶新

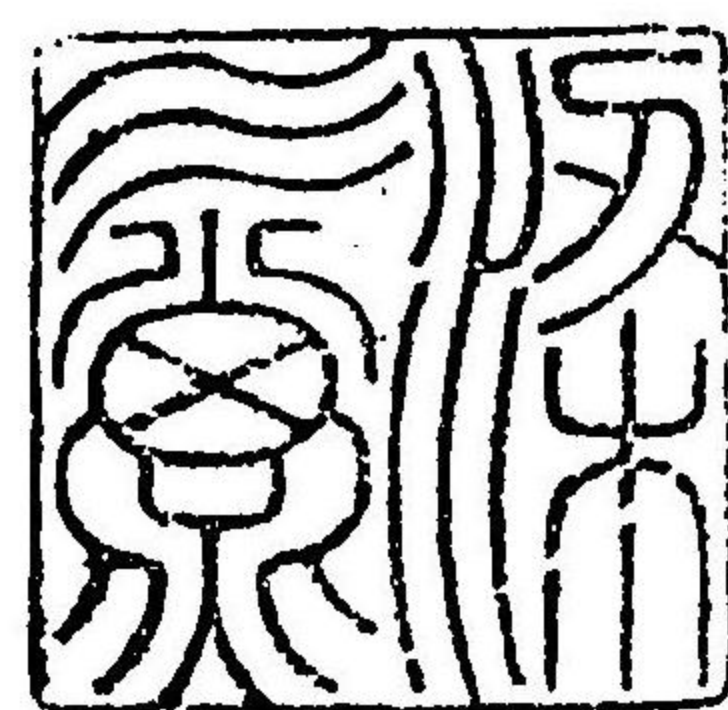
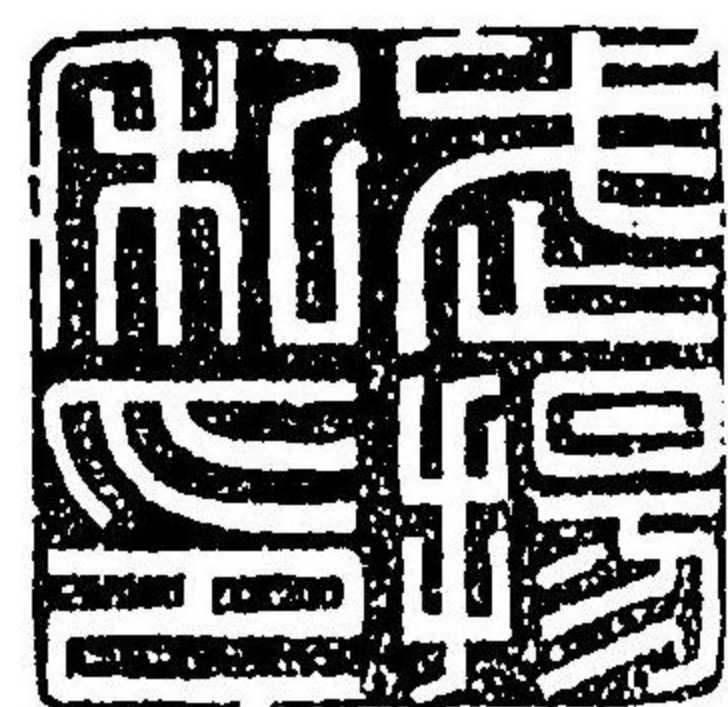


自適自假貨不

招而至

己亥春日

武揚題



武揚
精刻堂

序

王化洽矣政機振矣坐土斯拓焉民物斯
阜焉宣鐵路之利揚衝僻之便舟楫之所
通擴其用輪蹄之所過啓其蒙今者北海
之十一州爲富庶天府又非草古荒陬風
馬牛不相及之區也抑幕府自試經圖以
來殆歷一百年所之處有司稽新興於上
志士獻劃策於下駸々乎未嘗休精勵建
設焉遂至將使未步者漸致趨趙未能言

動者稍演歌舞雖或謂亦天辯之巧固相
屬然不有不人爲發達之功也人爲之業
而能據天辯之度則剛而不倒行天裁之
運而能諧人爲公發之機則仁而不逆施
洵拓殖振作之道要令此二者適其位而
講焉之方獨在討沿革存廢之蹟以明其
攷証已耳高畑君通刺求延見出其所著
小樽港沿革史而請之叙偶依公不閑故
雖未遑悉披全編而提閱其梗槩輒備載

時代之變遷土俗之因由水利田農山林
藪澤之形勢原委關其政令者繫其教化
者風物之推移觀象之微精採陸業者營
水產者播殖招徠之情況肥瘠土宜之調
查以及四境道里面積廣袤之遠近幅幘
村莊通邑街衢商市之規模鄉約之申明
舊趾名場之緣來斷裨官廨署廳警視刑
獄之因革事宜凡古今制度倫替之事條
理章晰繁于領襟于醇有誌有論而挿與

圖以便行查即小樽港關係地域内之所
有恰覺如四望全境盡在目前是非所謂
一道慘舒之光景描焉者耶古人左圖右
史云致心如此爲治亦然甚可欽哉予頗
喜此種有補益于世之著述乃深多其勞
不辭而序之

明治三十二年二月

園田安賢

四

緒言

○小樽港の歴史を著述せんと企てし人ありと聞つるも未だ出版となりし書を認めず余
適才閑散なる身となりしかは明治三十一年一月より小樽港史附小樽岩内間九郡史の
編製に着手し爾來古今の書籍を繕き古老の實話を質し後志國十七郡の内小樽、高島、忍路、
余市、古平、美國、積丹、古宇、岩内の九郡を親しく巡歴視察し茲に明治三十二年二月稿を脱せ
り蓋し記する所誤謬なきを期せりと雖ども猶訂正すへき事實あらん、又脱漏なきを期せ
しも細事に至つては保し難し

○本書は初め九郡古今の沿革を載する目的なりしも紙数を三百頁と豫定し代價を定め
て豫約購讀者を募りたれば漫りに紙数を増減する能はず而して忍路岩内間七郡の明治
時代を本書に併記せんと欲せば百數十頁増加を要するを以て勢ひ封建時代に止めて之
れを割愛するの止むを得ざるに至れりされど既に草稿あるを以て遽からず明治時代に
於ける忍路岩内間七郡史を出版し本書に連結せしむるを期す讀者之れを諒せよ
○本書は横四寸縦六寸の製本と豫定せしも印刷所の都合により菊判に変更したれば紙

二
數數十頁を減せり讀者亦之れを諒せよ

○出版期は明治三十一年夏を期したるも種々の事故に妨げられ甚だ遅延せしは著者謝するに辞なし

○記事は明治三十一年十二月を限りとしたるも往々明治二十八九年に筆を擱きたるものあり是れ未だ統計材料完成せざるを以てなりされと又明治三十二年二月までの事實を記述せしものあり

○本書の材料は北海道廳前長官原保太郎氏道廳保管の書籍を借覽するの特許を與へられし厚意に依り蒐集するを得たり且畏友河野常吉氏は封建時代に於ける材料を寄せられし上に本書を通讀し過誤を正されたり是れ著者の深く感謝する所以なり又札幌農學校學生江原帶一氏は宮部金吾氏の植物圖書及札幌博物館員村田莊次郎氏の動物圖書を寄せられたり而るに此等の寄書を余漫りに改竄したれば不完全の点あらんも諸氏の責ならず實話は船樹忠郎渡邊兵四郎山田吉兵衛の三氏専ら教示せられたり其他各地に於て古老を訪問し資益せし事尠からず而して本書編製中大竹作右衛門、金子元三郎、布施茂左衛門、松村米三、川原田政治、武藤清兵衛の諸氏余の爲めに盡力せられたり余深く謝せさ

るを得ず

明治三十二年二月

著者

高畑宜一

○引用書目

- 一 福山秘府
- 一 福山舊事記
- 一 松前家記
- 一 下國家系圖
- 一 休明光記
- 一 休明光記附錄
- 一 西蝦夷御用留
- 一 蝦夷草紙
- 一 西蝦夷行程記
- 一 東海參譚
- 一 三國通覽
- 一 史學雜誌
- 一 石狩日誌
- 一 松前道中記
- 一 西蝦夷高島日記
- 一 蝦夷行程記
- 一 魯西亞船ヨリ戻ル番人申口
- 一 西蝦夷地上地一件
- 一 西蝦夷日誌
- 一 忍路運上屋御用留
- 一 蝦夷東西考証
- 一 後志日誌
- 一 蝦夷志
- 一 日本書記

- 一 史海
- 一 村鑑
- 一 札幌沿革史
- 一 北海道寺院沿革誌
- 一 札幌縣勸業年報
- 一 北海道廳勸業年報
- 一 北海道蝦夷語地名解
- 一 北海道廳統計綜覽
- 一 北海道廳拓殖年報
- 一 北海道郵便電信沿革誌稿
- 一 浦鹽斯德記行
- 一 井上山形建白書
- 一 調所廣丈建白書
- 一 北海立志編
- 一 東艦
- 一 北海隨筆
- 一 蝦夷行記
- 一 北海道志
- 一 蝦夷風俗彙纂
- 一 日魯 北海史稿
- 一 開拓使事業報告
- 一 開拓使布令錄
- 一 北海史論
- 一 阿部臣蝦夷經畧考
- 一 礦物調查報文
- 一 北海道地質報文
- 一 北海道鐵山略記
- 一 北海道廳布令提要

- 一 岩内古字二郡誌
- 一 北門新報
- 一 北海道每日新聞
- 一 小樽商業會議所月報
- 一 移住手引草
- 一 北海道事情一斑
- 一 請負人履歷書
- 一 小樽商業統計一斑

◎索引

- 一 小樽港圖
- 一 手宮ノ岩石ニ彫刻セシ記號
- 一 小樽近傍圖
- 一 小樽市街戸口表

○上編 總序

○地理

位置。行政區畫。地勢。山岳。地質。礦物。礦泉。河川。瀑布。平原。面積。
海岸線。氣候。港灣。燈臺。岬角。嶋嶼。水産物。陸産物。

○石器時代の人種

一〇
 竪穴。石器。土器。貝塚。環狀石籬。岩石に彫刻せし記號。アイヌの口碑。

○アイヌ人種

一五

アイヌの骨格。人種。衣服。裝飾。食物。器具。居住。歌舞。宗教。刑罰。家政。酋長。蕃人。現今のアイヌ。アイヌ人口表。保護の必要。

○阿部比羅夫及源義經

一九

○戦乱時代 下國家自元治六年至永正十年

三百二十四年間 二二

下國家。下國家の衰微。

○戦乱時代

松前家自永正十年至貞享二年

百二十三年間 二五

アイヌの反亂。タナサガの亂。タリコンナの再寇。婚和交易。秀吉の制禁。アイヌ叛す。アイヌ貢物を納る。

○中編

○創業時代

松前家自貞享二年至文化四年

百二十三年間 二八

製圖。藩臣の領土。請負人。漁業税。請負年期。移民制度。アイヌの使役。アイヌの移轉及出稼。アイヌの労働賃。和人の入稼。漁業制度。漁網。商業。農業。船政所。運輸交通。カムイコマンの崩壊。地震。津波。神社。神社表。佛寺。

○各郡の沿革

四二

○小樽郡の沿革。漁場の創開。天明年間の小樽港。天明年間小樽郡の概況

○高島郡の沿革。天明年間高島郡の概況表。

○忍路郡の沿革。天明年間忍路郡の概況表。

○余市郡の沿革。天明年間余市郡の概況表。

○古平郡の沿革。天明年間古平郡の概況表。

○美國郡の沿革。天明年間美國郡の概況表。

○積丹郡の沿革。天明年間積丹郡の概況表。

○古宇郡の沿革。天明年間古宇郡の概況表。

○岩内郡の沿革。天明年間岩内郡の概況表。

○松前藩移封の源因

五七

○松前藩の失政。露人の南下。

○初期幕政時代

自文化四年
至文政四年 十五年間

五九

幕府の政策。兵備。近藤重藏の卓見なる建議。高島の警備。道路の開鑿。小樽港の状況。各郡の請負人。結論。

○第二期松前藩政時代

自文政四年
至安政二年 三十五年間

六五

時代の性質。請負人。司法。漁場の新開。運上金其他。鮭収穫高。漁網の改良。箔網及建網使用の禁。切羽の起原。余市の道路。神社。屋氣樓。岩内市街の起原。文政年間岩内市街の概況。松前家移封の源因。

○第二期幕政時代

自安政二年
至明治元年 十三年間

七六

時代の性質。探險。兵備。勘番所。移住制度。請負人。土地の名稱。濱名主。アイヌの保護。道路。宿驛。海運。漁網の改良。紙切騒動。漁業。小樽。那。鮭。収穫高表。長崎俵物。商業。農業。鑛山。各地の鑛山。イワヲヌマリ。硫黄山。茅洞。石炭山。温泉。教育。衛生。神社。神社表。寺院。寺院表。

○結論

封建時代の性質。文化四年以後。安政二年以後。幕府の政權奉還。

○下編

○保護時代

自明治元年
至明治十三年 十二年間

九八

開拓使の設置。維新革命の餘波。兵部省。行政事務。司法事務。警察事務。町村の事務。戸長役場。總代人。捕役場。移民。地租及地價。土地所有權。商業。市況。手宮の岩窟。貸與米。金融。漁業の保護及漁業稅。水產物製造。農業。果木。勸業試驗園。牧畜。工業。海運。札幌間水運。船改所。輸出入品。埠頭。道路。陸運。郵便。電信。教育。歐米の文物。衛生。虎列刺病。神社佛閣。小樽市街。劇場。大雪及出水。アイヌ。結論。

○鐵道開通時代

自明治十三年
至明治廿四年

十一年間

一一八

時代の性質。郡役所。戸長役場。司法事務。警察署。廢使置縣。繁盛の狀況。繁盛の反動。廢縣置廳。移民。土地の租稅。鐵道開通。北有社。北海道炭鐵道會社。漁業。水產稅の輕減及出港稅の全廢。漁業資本金。水產物製造。漁業に關する會社。水産品評會。潜水器使用の禁。漁業組合。海運。輸出入品。管外輸出入

物品原價年別表。稅關及稅庫。海面埋立及波止場。港灣の區域。暴風標。H和山燈臺。金融機關。相導會所。準備米。商況。與商會。協同談話會。共商會及農商工會。商業上の會社。工業。農業。耕地反別年別表。植樹。鑛山。鑛泉。市區改正。道路其他。郵便電信。教育。衛生。虎列刺病。寺院。寺院建立年別表。耶蘇教。火災。小樽市街。御巡幸。

○發達時代

自明治二十四年
至明治三十一年

八ヶ年間

一六六

時代の性質。行政官廳。警察署。郵便及電信。道路。河川の築堤。鐵道。波止場。築港。海運。水產物。小樽高島二郡鮮收獲高及價格年別表。水產物に關する會社。水產物製造。水產試驗所。水産獎勵會。漁業規則。漁業組合。精米所。其他の工場及會社。農業。小樽高島二郡耕地段別年別表。農業の會社。牧畜。植樹及苗圃。土地水面及移民に關する規則。鑛山。輸出入。小樽港管



小樽近傍之圖

○小樽市街戸口表

年 號	現住戸數	現住人員	本籍人員
明治元年	四四	二、三三〇	—
二年	五〇三	二、六二一	—
三年	六〇三	三、二九七	八、〇三四
四年	八六六	四、〇〇〇	九、二五九
五年	八五〇	四、四四三	一〇、〇七三
六年	八八一	四、五五三	一〇、四八八
七年	九〇〇	四、八四九	一〇、九三三
八年	九八六	五、二六六	一四、一五五
九年	一、〇〇三	五、八四四	一五、七三三
十年	一、四八六	六、四三三	一七、四一四
十一年	一、三三七	七、〇三二	一九、三三二
十二年	一、三三七	七、七〇六	二〇、五五五
十三年	一、二五三	八、五八八	二一、八二二
十四年	一、二八五	九、八四四	二三、一六六
十五年	一、九二五	一〇、八七一	二三、五三三
十六年	二、四九三	一一、五四〇	—

年 號	現住戸數	現住人員	本籍人員
明治十七年	二、七五五	三、〇六九	—
十八年	三、三三三	三、八三三	—
十九年	三、三六〇	四、八六二	八、〇三四
二十年	三、七九七	五、四六一	九、二五九
二十一年	四、〇六六	六、一八八	一〇、〇七三
二十二年	四、二七三	六、二六二	一〇、四八八
二十三年	四、六二五	六、五三七	一〇、九三三
二十四年	五、一三三	七、〇三二	一四、一五五
二十五年	六、二七三	七、七〇六	一五、七三三
二十六年	六、六六一	八、五八八	一七、四一四
二十七年	八、三〇二	九、八四四	一九、三三二
二十八年	九、五七一	一〇、八七一	二〇、五五五
二十九年	一〇、四四三	一一、五八八	二一、八二二
三十年	一一、六〇三	一二、八七一	二三、一六六
三十一年	七、七三三	五、六六一	二三、五三三

備考 三十一年現住戸數ノ調査ノ法ヲ改メタルニヨリ前年ヨリ減少セリ

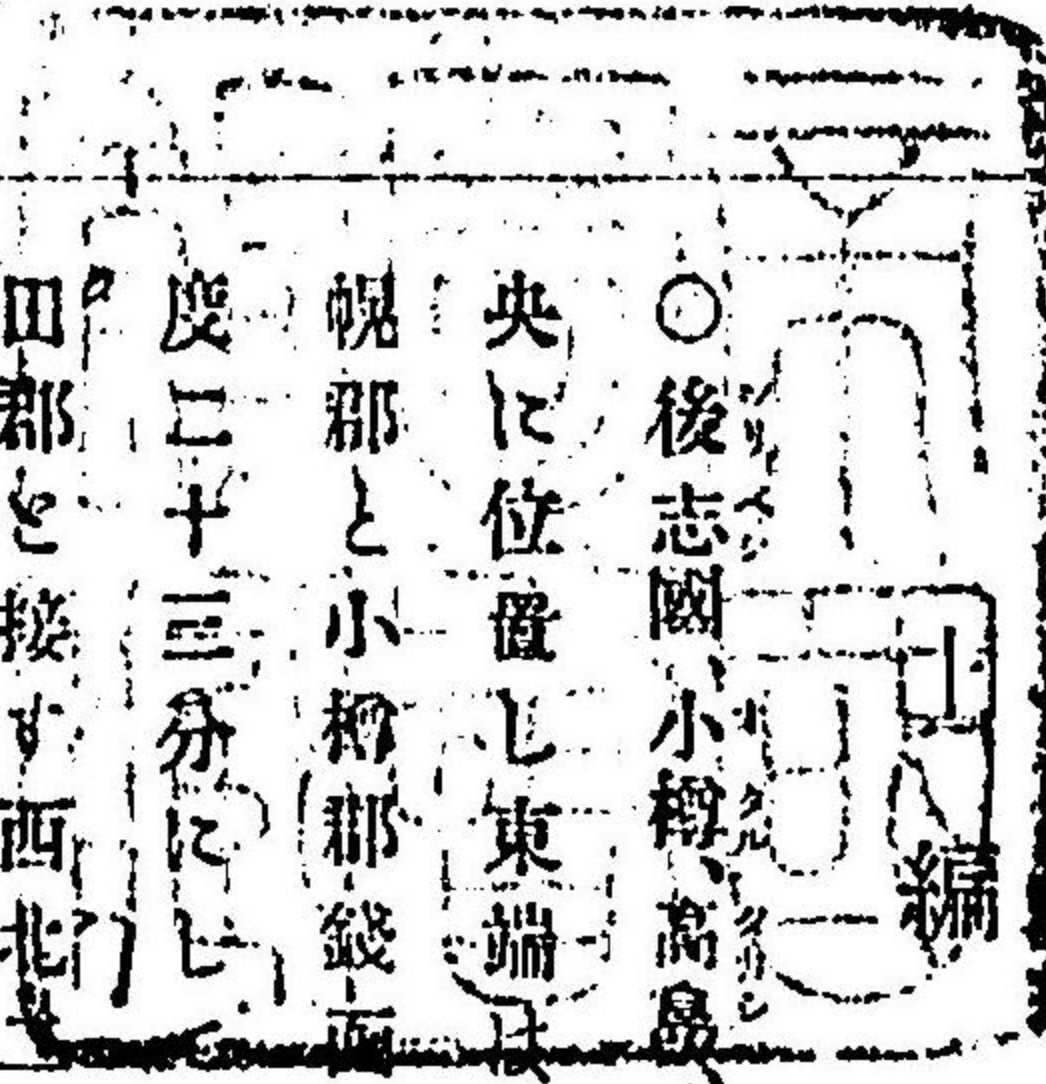
小樽港史

附小樽岩内間九郡史

著者 高畑宜一

地理

位置



○後志國、小樽、高島、忍路、余市、古平、美園、積丹、古宇、岩内の九郡は北海道西海岸の中央に位置し、東端は北緯四十三度二十分、東經百四十一度十一分にして、石狩國札幌郡と小樽郡、後志國磯谷郡と接し、岩内郡敷島内村と相界し、南は膽振國虻田郡と接す。西北は日本海に瀕し、露國領土の要港と相對す。氣候は溫和、適順。随つて海陸産物に富み、且多くの良港灣を有するを以て、住民繁殖し、北海道中樞要なる位置を占め、最も有望なる地方なり。

○小樽郡は港町、堺町、砂崎町、入船町、相生町、山田町、花園町、芝居町、若松町、龍徳町、開運町、山の上町、有幌町、最飽町、住江町、曙町、住初町、永井町、若竹町、勝納町、湖見臺町、新

行政區畫

上編 地理

富町、真榮町、川原町、信香町、信香裏町、金島町、高砂町、新地町、土場町の三十ヶ町及奥澤村、熊碓村、朝里村、張碓村、鏡函村の五ヶ村なり高島郡は色内町、稻穂町、手宮町、手宮裏町、南濱町、北濱町の六ヶ町及高島村、祝津村の二ヶ村なり而して小樽郡の三十ヶ町と高島郡の六ヶ町を合せ小樽港市街を形成す忍路郡は鹽谷村、桃内村、忍路村、園島村の四ヶ村よりなり余市郡は大川町、濱中町、富澤町、澤町、梅川町、琴平町、中町、山碓町、の八ヶ町及春部村、黒川村、仁木村、大江村、山田村、山道村、沖村の七ヶ村にして古平郡は濱町、丸山町、湊町、入船町、新地町、及沖村、歌楽村、澤江村、群來村、の五ヶ町四ヶ村よりなる美園郡は厚苦村、小泊村、船瀬村、婦美村、觀武意村の五ヶ村にして積丹郡は出岬村、入舩村、日司村、野塚村、西川村、來岸村、余別村、神岬村の八ヶ村に分る古宇郡は珊内村、赤石村、神恵内村、真志内村、益村、泊村の六ヶ村よりなり岩内郡は御録内町、橋町、稱穂崎町、吹上町、堀江町、三嶋町、鷹臺町、灘波町の八ヶ町及野東村、敷島内村、老古美村、梨野、舞納村、前田村、幌似村、小澤村、發足村、堀株村、茅沼村の十ヶ村なり

○積丹半嶋は九郡内山岳の主軸となり南走して内郡に延亘せる一大山塊を形

地勢

山岳

成し分水嶺となり概ね東西二方面に流水を分疏す且九郡内は地勢高低起伏し平原を欠くを以て農耕の適地に乏しく随つて大河巨流を見ず海岸は山岳巨巖兀立し陸路の交通至便ならずと雖ども海産物の豊富なると沿岸の地形屈曲して天然の良港灣を有するは北海道中他に比類なし加ふるに天然の風色佳絶掬すべく文人雅客は之を樂み理想家は理想を涵養す蓋し當地方の住民か花卉庭園を愛するは地勢の然らしむる所なり

○九郡中最高なる山岳は余市、札幌の二郡に介立せる余市岳にして海面を抜くこと五千百九十尺之に次くものは積丹、美園、兩郡に属する余別岳及積丹嶽にして前者は高さ四千二百八十八尺後者は四千〇六十六尺なり岩内、磯谷兩郡の境には「チセスプリ」山(三、八二二尺)岩内郡老古美村に元立せる「ボロヌプリ」山(三、五三三)岩内、余市、古平の三郡界に介立せる八内岳(三、四五〇)余市、古平兩郡界には天狗岳(二、九九三)岩内、磯谷兩郡間險難なる山道中の雷電山(二、六四三)余市、古平の湯内岳(二、五九四)忍路、余市二郡間の毛無山(二、二二八)余市郡山道村の丸山(一、九三〇)及古平郡沖村の丸山(一、八七六)余市郡の小登山(一、七九二)及大登山(一、二一五)小樽

地質礦物

郡錢函村の丸山一、二七八以上十五の山岳は九郡中一千尺以上の高山にして其
他一千尺以下の山岳尠からず

温泉

○九郡内の土性を構造せる大部分は第三紀層なり故に金、銀、銅、鉛、硫黄、石炭等
の有用礦物に乏しからず農耕に適する第四紀層は余市郡余市川岩内郡堀株川
小樽郡勝納川及錢函川古平郡古平川美園郡美園川の沿岸地に散在す其他河流
沿岸地にあるも其地積狭少なり温泉は岩内郡敷島内村の雄別温泉有名なり

河川

○既記の如く大河巨流なしと雖とも九郡中の最大なるものを余市川とす源を
余市岳に發し小樽内川白井川赤井川「シカリベツ」川中川等の支流を合せ余市郡
仁木村黒川村を過ぎ大川町に至つて海に注ぐ河口の幅四十間流域十六里十六
町あり小舟は一里餘溯り筏は六七里上流より流下す之に次くは岩内郡の堀株
川なり源を岩内、余市二郡界稻穂峠の山脈より發し九里二十丁を流れ堀株村に
至り海に入る河口の幅二十四間あり古平郡の古平川は天狗岳より流れ海に注
ぐ其延長七里二十三丁あり積丹郡の積丹川は河口幅十二間延長五里二十丁積
丹岳の山間より發し海に入る其他の諸川は概ね五里以内の細流なるも小樽郡

瀑布

には錢函川、朝里川、勝納川、「オコバチ」川、色内川あり忍路郡には鹽谷川、桃内川、
忍路川、余市郡の圍嶋川、野東川、湯内川、積丹郡の余別川、古宇郡の珊内川、神恵内
川、益川、泊川、岩内郡の野東川、敷嶋内川等とすされど湖沼は一ツもなし

平原

○九郡中瀑布の最大なるは余市郡の余市瀑にして高サ四十八尺幅十二尺あり
之れに次ぎ岩内郡には堀株川の支流龍五郎池及全郡幌似、前田兩村界の中川瀑
にして高サ各四十尺幅は龍五郎瀑十二尺あり中川瀑は其半はなり敷嶋内村に
は「ユナイ」瀑あり高サ十四尺幅七尺古宇郡には珊内村の「シヤモナイ」瀑あり高サ三
十五尺幅六尺及赤石村に大森瀑あり高サ十五尺幅六尺なり小樽郡には神威古潭
の「チャラセナイ」瀑あり之れを要するに積丹郡を除き他八郡に「チャラセナイ」と稱
する地名存するはアイヌ語小瀑川の意義にして地勢崎嶇なれば隨つて瀑布を
有する勝地尠からず

○大河の流るゝ處亦廣濶なる平原を有するは地理學の通理なり故に九郡中の
大河余市川は廣大なる平原を有し地味肥沃なり是れ余市郡の繁盛なる一源因
なり之れに次ぎ岩内郡堀株川沿岸地野東、敷嶋内兩村の高地及積丹、美園兩郡内

面積

の高地あり其他河流の沿岸に平野ありと雖ども約ね狭少なり
 ○余市郡は三十九方里四三七の面積を有し岩内郡は二十六方里〇五九古宇郡は十三方里三二八古平郡は十二方里九四二、小樽郡は十方里二七八、積丹郡は九方里六二一、美國郡は六方里六三九、忍路郡は三方里四六〇、高島郡は一方里五三七を有し總面積百二十三方里三餘にして面積の廣大なるは余市郡なるも最小なるは高島郡なり

海岸線

○各郡中海岸線の延長最も長きは古宇郡にして十里十五丁あり積丹郡は八里十一丁岩内郡は七里十三丁小樽郡は五里二十四丁余市郡五里〇八丁美國郡五里〇一丁忍路郡四里二十六丁高島郡三里二十七丁古平郡二里二十九丁なり其總延長五十三里十丁なりとす

氣候

○日本海より來つて西海岸の南端に達し西岸を洗ひて宗谷海峽に入る暖流對島海流は當地方海岸の海水を緩和し氣候温和なるのみならず根室地方に於けるが如く濃霧なきを以て航海に至便なり温度は冬期に於て普通華氏三四十度内外を昇降し米國シカゴ市の冬と髣髴たり夏期は七十度より九十度の間を昇

港灣

降し巴里の都會より暖かなり四月上旬雪止み五月上旬霜止む又十月中旬霜結十一月中旬雪降る風は三四月より八九月まで西南風多く冬期は北西風多し春夏は概して晴天にして晚秋降雨多く冬期飛雪多きを常とすされど他縣に比し降雨の量少なく氣候乾燥し隨つて心身爽快を覺へ衛生上良好なる地利を有す
 ○小樽港は函館に亞く西部第一の良港灣にして四期波濤起らず唯冬期北々西風及東風に波浪あるのみ灣の深五尋より九尋に及び且海底は泥砂にして錨爪爬入船舶の碇繫に適し大船巨艦百有餘艘を入るゝに足る之れを要するに後志石狩、天鹽、北見の貨物集散地なると特別輸出港なるとにより市街の繁盛は日進月歩長大足の發達を致せり小樽港に亞き岩内、余市、古平、忍路等の灣あり其他小樽少からざるも大船の繫泊に便ならず

燈臺

○小樽港の西方二里半高島郡祝津村にある日和山燈臺は北緯四十三度十四分二十二秒東經百〇一度〇〇五十二秒に位し其構造は木造六角形白色にして四等不動白色なり其高さ水面を抜くこと百六十二尺光達十五里に及ぶ神威岬燈臺は積丹半島の盡頭積丹郡神岬村神威岬にあり北緯四十三度十九分東經百四

十度二十二分に位し構造は鍛造圓形紅色第二等回轉白色にして四十秒毎に一閃光を放つ其高さ水面を抜くこと二百四十八尺光達十八里に及ぶ往時神威岬より以西は婦人の渡航を禁せし古事あるの所にして亦實際波浪荒さを以て名あり

岬角

○岬角は高島郡祝津村の高島岬北方に突出し小樽港灣の風波を遮る要岬たり忍路郡忍路村のカブト岬は忍路灣にありシロバ岬は余市郡沖村にありて余市灣の風波を防ぎ積丹郡出岬村の積丹岬及全郡神岬村の神威岬は積丹半島の盡岬と相對峙して斗出し岩内郡敷島内村の刀掛岬は源判官義經が刀劍を掛けたる岬角なりとの謬れる口碑によりて名を存し岩内、磯谷兩郡界に所在す

島嶼

○九郡内に人の生息し得べき島嶼なし唯海中の大岩として高島郡高島村に辨天岩及全郡祝津村のトッ岩あり又古宇郡奥志内村にモイワ岩あるのみ

水産物

○海産物中巨類なるは鱒にして小樽、高島、忍路地方の身欠鱒は北海道中精良の品位を保ち各地の相場は此地方を標準とす鱒、鮭、鱈、煎海鼠、柔魚、章魚、カレイ類、鯖、鮪、アカエヒ、アンコウ、海タナゴ、イサダ、アブラコ、蟹等を産し稀れに鯛、鰻、鰯

陸産物

を漁獲す軟體には鮑、帆立貝、ホツキ、海草には布海苔、昆布、石花菜、ホトケノミ、海苔、若芽を産し河水にはウゴイ、ヤマベあり

○氣候温暖なるを以て野生植物夥多なり普通目に觸るゝ種類中潤葉樹にありては榎(方言アカダモ)ヤマハンノキ、イタヤ、黄蘗(方言シコロ)桑、栗、榎、ニガキ、イヌエンジュ、刺楸等にして松柏科植物はエゾマツ、ハヒビクシン、オンコ、あり灌木にはフシノキ、ノリノキ(方言サビタ)榎木(方言タランボ)ツノハシバミ、オトバニハトコ(方言コブノキ)等にして蔓性植物にてはマツタビ(方言コクハ)山葡萄、ツルツメモドキ(方言ヤマガキ)等ありイチゴの類も亦多しとすキンギンボクなる灌木は秋期に至り一帯二個雙着したる紅色の圓實を結び劇毒を有す若し誤て食すれば數歩を進まざるに倒るゝを常とす故にブンダマ、ナ、コロビ等の名ありハナヒリノキ亦有毒なり草本中附子(方言ブシ)はアイヌが毒矢を作る原料にして錢函村より小樽に至る間に生するもの毒性劇烈なりとて往時アイヌ等各地より來つて之を採りしかは頗る有名なりオホバイトリ(方言ドグイ)オホバイラグサ、カハラナデシコ、ヤマハギ、ノコギリサウ、艾、ホガマギク高原に生しシラネア

フヒ、カククリ、スミレ、春秋開花す高嶋の岩上にはニホヒシダなる珍奇の羊齒あり鳥類は鶯、ホウジロ、シジュウガラ、啄木鳥、カケス、鶯、鷹、雀等あり野獸は狸、狐、兎、栗鼠、狢等生息す、農作物は余市の林檎、小角豆類及藍は有名にして小樽郡奥澤村の林檎、蕪菁及葱は食品として名あり

石器時代の人種

歴史

石器

○北海道各地にある如く小樽より岩内に至る九郡中石器土器を使用せし人種か堅穴に居住せし遺跡は余市郡仁木村に數十個及忍路郡忍路村に二個ありて往古穴居せし遺跡なるや毫も疑ふを要せずされど石狩川沿岸に比せば甚た少数なり之を要するに穴中を發掘せば土器片、土製紡織車、金屬器、木炭及灰等の出づるに據り穴居の遺跡なるを知る而して紡織車は植物の線織を紡くに使用せし証にして木炭及灰の出づるは火食の法を知りし人種なるを証す穴は河流沿岸の高燥地、山腹、又は岬上等に所在するも河流沿岸地最も夥多なり其構造は平地を數尺掘下け周圍に土を上げ置き樹木及野草等を以て丸小屋の如く組立て其上部を藁きに掘上げし土を以て覆ひしものならん其廣さ四疊敷以上三十疊敷内外なり

○石器を包含せる所は九郡各町村至る所に散在す中に就き高島郡手宮町、手宮裏町、忍路郡鹽谷村、余市郡大川町、岩内郡堀株村には殊に多し石器は砥石、合砥を以て石斧、石鑿を磨礪し石碓、石匙とともに日用必需の器具を製作せり又石

土器

庖丁、石斧にて動物物を調理し石鏃、石鎗を以て魚鳥獸を殺獲し或る場合に於ては闘争用にも使用せしならん

○土器は石器に比し所在地の範圍狭しと雖とも有名なる所在地は石器所在地と同一なり其形状は瓶、壺、急須、猪口、茶碗等に類す製作は轆轤製にあらざるを以て均齊を欠くも手製としては甚だ精巧なり土器の色は赤、黒、褐色等あり又稀れに朱を塗りしもの存在す底は平底、糸底、高臺附の三種なり而して土器の外面に印象せし模様は浮紋、沈紋、無紋にして繩、蕤又は唐草等諸種の形状あり而して其意匠は頗る巧致なるもの抄からず朝鮮土器は稀有なるも余市郡澤町尋常小學校生徒の採集せし一品及手宮裏町小野某全町にて發掘せし一品を認めたり

貝塚

○貝塚は殘物捨場なり九郡内には小樽郡朝里村、高島郡祝津村、忍路郡鹽谷村に各一ヶ所及岩内郡堀株村に二ヶ所あり要するに汚穢物、毀損物等を捨てたるものなるも大部は貝殻を以て推積するにより貝塚なる名あり之を發掘せば土石器の破片、鳥獸魚骨、角又は骨を以て作りし釣針、銛、木炭、灰等を出すにより石

環状石籠

器時代の遺跡なるや疑なし且釣針、銛を使用せしは大海に於て漁業に従事せし事實を示すと同時に船を使用せし事も亦灼然たり

○環状石籠は其名の如く圓形に石を樹立したるものにして圓の直徑二三十尺なり所在地は忍路村に二ヶ所及岩内市街に一ヶ所あり其何の爲に築きしや判明ならざるも防禦用としては小形なるも所在の位置とにより効力なければ寧ろ祭儀の用に充てたるものならんか果して然りとせば此人種は宗教心を有せりと云ふを得へし又土器中小形にして實用に供し難く又玩弄品と見做すより寧ろ祭器に供せしと思はるゝものあるを以て此人種は宗教心を有せしものと推測するに近からん

岩石に彫刻せし記號

○小樽港炭鑛鐵道株式會社手宮工場敷地内の懸崖岩石に彫刻せし奇形の記號(第一圖)あり明治十二年已來風雨のために剝蝕せられしと崩岩のため其大半を失せしと雖とも今猶幾部分を存す是亦石器時代人種の遺跡ならん而るに文字、記念碑又は墓標ならんとの推測説あり蓋し岩石の下土中に人骨埋めありしとの口碑により墓標なりとの説あるも確証あるにあらず又文字なりと云ふより

アイヌの口碑

何等かの意義を含める記號なりと云ふの正當なるを信すると同時に斯の如き記號か漸次進歩せば文字を發明するの階梯たるを表示する遺物として學術上保存すべき價値あり

○アイヌの口碑によれば此人種をコロボック、ウングルと呼へり其意を直譯せば秋冬の下の人と云ふ義にして秋冬一葉の下に幾百人群集せし倭小なる人種なりしを以て此名ありと云ふ而してアイヌ婦人の口邊及手腕に入墨するは此人種より倣ひし餘習にしてアイヌか食物を乞へは意外又は戶外に置くを常とし敢て抗爭せし事なかりしが一日壯丁なるアイヌ、倭婦人の手を取り窓内に引き入れしより彼等怒つて遠く他地方に轉移し行く處を失せりと云ふ而るに地方により諸種の小説的傳説を有し果して此人種か昔て北海道に生活せしや否やを疑はしむる如き荒唐無稽の談に乏しからざるも北海道至る所のアイヌは此等に類似する口碑を有するにより或る人種か先史時代に生活せし事もあらん此口碑により一部の學者は北亞米利加洲の北部アラスカに現住のユスキモ人なりと云ひ又古史の所謂土蜘蛛なりしと云ひ其他西比利亞人又はアイヌな

りとの推測説あるも未だ斯學の考察日猶淺ければ未だ判然せざる所あり然れども「アイヌ」も往古堅穴に住み土器石器を使用したことは札幌人類學會員の研究によりて明白となれり

アイヌ人種

アイヌの骨格

○アイヌの頭蓋骨は前後に長く其縫合の鋸齒は單純なり顔面は低下し眼窩は廣潤にして脛骨は扁平且前後に長し頭髮鬚髯は黒く且全身多毛なり世界廣く人種多しと雖とも斯の如き多毛人種は甚だ稀有の數なり現今のアイヌは雜婚のため特殊の異点を漸次滅失するに至りしと雖とも今猶兩眉連接して一直線となせるものあり而して人種は白哲人、蒙古人、マレイ人又は一種特異の人種なりとの學説あり

衣服
裝飾

○衣服は樹木の軟皮を以て織り之をアッドシと稱す着法は左衽なり冬は獸皮を着せり林子平の三國通覽圖説に鹿皮を以て腹巻とせし圖あり又日本書記景行天皇四十年の條に毛を衣とすとあり裝飾は男女ともに耳環を用ひ婦女は口邊、額及手腕に黥を施し滿洲玉を以て頸及胸を飾り貝殻を以て耳及胸紐の飾とし

食物

器具

居住

たりしか現今に至り漸次是等の風俗を改めしもの少からず蓋し滿洲玉は往時薩哈連島を経て渡來せしものにして滿洲人と間接に貿易せし事明らかなり

○食物は野草、草木の果實、鳥獸魚介を食とし現時の如く穀食せざりし蕃人なり日本書記齊國天皇の條に奴等性肉を食すとあり又土を食せり積丹郡シシユナイ川筋にチトイエナイなる地名あり直譯せば我れ土を食する澤の義なり

○漁獵には船に乗り銛イナ又は魚叉イサを以て河海に漁撈し山獵には弩及弓矢を用ひ簇にはフツ草を以て製したる毒を塗り射殺せり家具は杵、臼及汁器を樹木にて作り食器に充て、往々貝殻を箸又は匙に換ふるものあり

○家は掘立小屋にして床を設けず茅又は笹等にて屋根を葺き四周を圍へり家の東方に樞の頭骨を木竿に貫き其頭數多きを以て榮譽とす家に死者あれば家を燒き他地を撰んで新築せり此の如き家屋の構造は幾百年來變更せざりしと雖とも大古は穴居せしならん近くは薩哈連島及千島アイヌ堅穴に居住せしと今より七八百年以前日本武尊日高見北海道の日高國にあらす今の常陸地方ならん蝦夷を討伐せられし時冬は則ち穴に宿り夏は則ち櫟クヌギに住すとあるを以

歌舞

宗教

刑罰

家政

て推知するを得へし

○ユウカリは淨瑠璃の如き類にして往古の傳説をかたるものなれば古事を知るに裨益あり又鶴の舞あり其他種々の歌舞遊戯あれど地方により異なれり

○アイヌは日を女神とし月を男神とし雷鳴、日蝕、月蝕を畏敬崇拜す其他鳥、獸、魚、樹木、岩石、河海等恐怖と尊敬の感念を惹起せしむる物は之を尊崇す例せば小樽郡神居古潭神座すの幾の懸崖、巖、鷲、蛇及水火を崇拜するか如し而して是等を祭るに木幣ヒコを立つるを常とす

○犯罪者の拷問は熱湯中に石を入れ之を探らしむる法、堂上に草葉を置き其上に火を載せ握らしむる法、冷水を多量に飲ましむる法及鞭杖の四種あり處罰は寶物を以て贖罪せしむる法、鼻又は耳を截り殺くの法、足の筋肉を切斷するの法あり盜犯、姦淫、喧嘩等罪の輕重により適用に差等あり而して姦婦は普通頭髪を鈍き刃物にて剃髮せられ死刑は一班に行はれざりしと雖とも地方により實行せし所あり

○男夫一家を主宰し海陸に食を求め妻は薪を伐採運送し家にあつては蕨を編

酋長

み衣服を織縫し食物の調理より犬熊の飼育等に日も亦足らざるか如し父は男
兒母は女兒を教訓すされど一夫多妻の風俗なり

○酋長は世襲なるも己れの子孫なくんは部下のもの集議し正直にして智勇あ
るものを撰定し一部落を總理せしむ而して各部落には領土の境界確定しあり
て狃りに他部落に出入獸獵し及嫁娶するを許さず之を犯さは各部落間に波亂
を惹起し鬭争を生ず今檜丹郡余別村及岩内郡堀株村にチャシニツと稱する地名
存す皆跡の義にして鬭争せし遺址なり

蕃人

○往昔アイヌは稼穡を知らず又文字なし重大なる事件を記するには結繩契木
の二法ありしのみ且人を屠り食せり今猶共食トモクシなる言語あり若し食に欠乏を告
ぐれば他に轉住し蒙味野蠻の種屬なりしも當地方は貞享年間より歸服し王化
の澤に浴せしより次第に其醜俗を脱却し現時は耕作牧畜等の業を營み子弟は
算筆讀書を修め我等と同一の法律を遵守し同一なる納税の義務を負ひ徴兵例
の發布ありしより國家干城の責務を負担するに至れり唯憐むべきは耐忍心に
乏しきより劣等の地位を甘授し優勝劣敗の結果人口漸次減少せり左表を見て

現今のアイヌ

知り得べし

○アイヌ人口表

年 別	小樽郡	高島郡	忍路郡	余市郡	古平郡	美園郡	積丹郡	古宇郡	岩内郡	合 計
文化元年	二一六	一九三	三五五	三六五	二〇	九六一	四四二	五三二	一〇	一、九二四
安政元年	一〇三	七七	一二九	四九三	三三	一五	七七	七〇	五六	一、一四九
明治三十一年	—	五二	六〇	二四〇	二八	一〇	四四	二二	三一	四八七

(備考)小樽郡は明治十五年以後他に轉居し現住せず

之を要するに人口の減少は戦争、疫病、接觸病、飢饉等のために死亡減少し又血液
の量を減せり畏友關場不二彦の談によれば不潔より起る疾病のため死亡する
もの甚た多しと故に彼等を教導撫育し人智の發達を促すは盲啞者を教育する
の必要より一層有益なる事業なりと云はざるへからず

阿部比羅夫及源義經

○齊明天皇四年(西曆六百五十八年)阿部比羅夫有間濱に渡島蝦夷等を召聚し大

阿部比羅夫

保護の必要

に襲撃して歸り翌五年奥羽の蝦夷二人後方羊蹄を以て政所となすへしと比羅夫に勸めければ其言に隨ひ郡領を置き歸ると國史に見ゆ蓋し渡り島は奥羽を離れし北海道を指し後方羊蹄膽振國此川郡の高山シリベツ山(木名マッカリヌブリにしてシリベツ山なる名は後世の命名なり)又は後志國磯谷郡に至り海に注ぐシリベツ川附近地に政所を置きたりとの説ありて九郡の歴史には千繫なきか如しと雖ども西蝦夷日誌に岩内郡チャシコツはシリベツの城跡なりとあり又北海道史に岩内郡チャツコツは政所を置きし後方羊蹄の城跡ならんとするに因み茲に記載せしか之を要するに阿部臣の時代は奥羽地方の蝦夷勢猖獗未だ全く歸欵せざるに遠く二百有餘里を隔てし磯谷のシリベツ川附近に來るの狀勢にあらす且渡島蝦夷を召集し襲撃せりとあるも齊明朝以前に北海道を征伐したる史跡なし襲せりとはい既に歸順せし蝦夷なり亦單に政所を置くといふもシリベツ川の蝦夷を討伐歸服せしめたる史跡なし故に渡り島は度島にして則ち佐藤島なりとの説起り後方羊蹄は岩手縣下閉伊郡のシリベシならんと云ひ其他奥羽地方にも同名ありとは嘗て時事新報に見へたり國史の載する所

源判官義經

簡なるにより史論百出すと雖ども要するに當時の狀勢比羅夫をして磯谷郡に政所を置くの暇なかりしならん殊に岩内郡チャツコツは全郡掘株村チャシコツにしてアイヌ語砦跡の義なるも現今石器時代の貝塚及土石器散乱せる遺跡にして政所を置きたるか如き形跡及口碑を止めず(北海道史論、阿部臣蝦夷經畧考、誌史學雜史海參照)

○後鳥羽天皇文治五年(西歷一一八九年)藤原泰衡源頼朝と戦つて大敗し其將士及源判官義經等逃竄し北海道に渡來せりと諸書に散見す又アイヌは義經を尊崇してオキクルミと呼び北海道各地に義經又は辨慶の遺跡ありとの口碑存す岩内郡雷電山は往古來年と書し義經來年再ひ來るとのことありて來年の文字を地名に附會し後世雷電と書するに至れりとの説ありされど雷電のアイヌ語源はライニにして枯木の義なり義經に因縁なし又オキクルミは義經にあらすしてアイヌの祖先なりとはアイヌ自身も云ふところなり之を要するに義經か北海に來らすとは史海二十七卷永田方正著義經蝦夷考により詳知するを得べく史學者も多く是認す故に北海道を鎮撫平定せし巧績は比羅夫及義經に歸

する能はず

戦亂時代 下國家

自元治六年三百二十四年間 至永正十年

下國家

○阿部貞任五世の孫安藤季信源頼朝に屬し泰衡を伐ちし功を以て元治六年(西曆一一九〇年)津輕の守護職となり尋て北海道を管領せしも當時の狀況逸として知る能はず唯元治五年の役泰衡の殘黨逃れて北海道に渡りしもの建保四年及嘉禎元年罪人を北海道に送り流刑に處せしことより爾來移民は次第に増加せしならん安藤の子孫安東盛季南部守行に逐はれ嘉吉三年(一四四三年)海を踰へ松前に到り島民を撫綏す之を下國家とす享徳三年(一四五四年)松前家の始祖武田信廣上ノ國に渡來し長祿元年に至り兩館上ノ國間に十三館あり館主は安東家の家名季又は政の名を襲用し下國家之れか主領となり國威を北陸に輝しアイヌを鎮撫せり其巧績甚た偉大なり而るに世人は北海の蝦夷を戡定せし巧績を松前藩のみに歸すと雖ども實は下國家松前家に先ち皇國の領土を擴張しアイヌを撫綏せり

下國家の衰微

○長祿元年渡島國龜田郡蝦治村に一夷兒來り治工に七首を造らしむ其利鈍の争ひより治工夷兒を殺害す茲に於て東は鶴川より西は余市に至るまでアイヌ

蜂起し諸館主を攻破す翌二年下國家政及武田信廣酋長父子二人及賊徒を倒し平定せしかど此役より武田信廣は下國家を凌駕し威勢日に加はれり明應五年蠣崎光廣(信廣上ノ國の蠣崎家に聲となり蠣崎の姓を冒す)下國恒季無辜を殺戮せりとの故を以て恒季を殺せり當時恒季の遺臣相原、村上、松前を守り河野、小林等函館志苦村及志苦村附近の三館を守りしか永正八年四月アイヌの陥るところとなる又全十年六月一五一三年恒季の遺臣等蠣崎の兵と松前に戦ひ下國家亡ひ松前家代つて蝦夷を領するに至れり

松前家

自永正十年百二十三年間
至貞享二年

アイヌの反乱

○往昔奥羽の蝦夷か屢々背反せしか如く武田信廣か鍛冶乱の一役に勇を鼓して北海の蝦夷を戡定せし已來二百有餘年間アイヌが松前藩に抗敵せしこと拾數回に及び常にアイヌの反乱を防禦し他方には下國家と戦ひ築城警備に日も亦足らざる如き形勢にして民を致し産を興すか如きはアイヌの歸服時代を俟つて此事あるにいたる而して彼等拾數回背反せし中に就き西海岸に於ける主なるものを擧ぐれば大永五年一五二五年東西のアイヌ叛す四年を過ぎ享祿二年三月西部の酋長タナサガ來寇す工藤祐致後志國潮棚に逆戦せしも衆寡敵せず祐致走つて一巨石の下に匿る時に黒雲(此事より石を雲石と名けしか後世誤つて熊石と呼へり今の渡島國爾志郡熊石村の原名あり)俄かに起り晦冥夜の如しアイヌ等之を見て逡巡惶惑するの隙に乘し祐致逃れ尋て上ノ國に職ひ天河の暴敵により盛にし鎮定せり

タナサガの乱

タリコンナの再寇

○天文五年一五三六年夏タナサガの女婿タリコンナ前敗を報ひんため再寇す松前義廣爲つて和を媾し酣飲其怠るを祝ひタリコンナ夫妻を斬殺す是より東

蝦夷交易

西のアイヌ藩主の威風に恐れ敢て反旗を翻すもの少なきにいたれり松前季廣亦彼等を愛撫し天文二十年東西のアイヌと媾和し後志國知内及熊石ニケ村の各酋長に商船をして俵米を給せしめ貿易の制を定め夷舟の往來するもの西は上ノ國洋を過ぎ東は知内を過ぐ必ず帆を卸して遙拜せしめたり蓋し交易の制度其詳細を知へき文献なしと雖ども反服常なき熊石以西の奥地に和人が漁業を營み或は交易をなせしものは稀有ならん殊に夷舟をして遙拜せししたる点より推考せばアイヌが熊石、知内方面へ奥地より産物を致し交易せしが如し文祿二年一五九三年松前慶廣秀吉に謁見し蝦夷制禁三ヶ條の制書を請ふて密買及アイヌを虐遇するを禁したり

秀吉の制禁

- 一 從諸國來松前人不申斷志摩守秋之島中自由往還於有合商買者可_レ行斬罪事
- 一 相背志摩守下知有申懸夷人於理不盡之儀者可_レ行斬罪事
- 一 諸法度於相背者可_レ行斬罪事

茲に於て慶廣制札を建てアイヌを福山城に來會せしめ制禁三ヶ條を諭告し商船其他の藩政を制定す要するに三ヶ條の要旨は蝦夷地へ自由に移住し密買をなし

アイヌ扱す

アイヌ貨物を納る

又はアイヌを虐遇するを禁するにありされど密買及アイヌの虐遇を虞り移住を禁したるは一大失政なりと云はざるへからず而して慶廣此制度を請ひしは天文年間より漸次移住者増加し竊かに交易をなすものありしに由らん斯の如く交易行はるゝ時代に遷移しアイヌは歸服したるか如しと雖ども寛永二十年西部酋長メナウケ反し蠣崎利廣討平せし乱あり又寛文十年余市のアイヌ反し松前廣謙蠣崎廣隆等之を征討せし騷擾ありされど此征討後西部のアイヌは干戈を動ゐさず且貞享二年一六八五年より毎歲西部の酋長松前藩主に貢物を納れ全然歸服し茲に北海道の形勢一變しアイヌの反亂時代を去り西部拓殖の端緒を開き岩内小樽間の九郡も是より移民あるにいたれり

上編終

中編 創業時代

松前家

自貞享二年百二十三年間
至文化四年

製圖

藩臣の領土

○松前家は寛永十二年及寛文元年の二回北海道全島を測りて地圖を製し元祿十三年に蝦夷全島の郷帳を編み貞享二年アイヌ歸順して戦乱止み熊石、知内二ヶ所の關所を擴張して西は後志國奥尻島を合せ同國久遠郡白別川に達し東は函館以東沙首岬附近に及びてアイヌ割據地を縮少し是より奥地を藩臣の領土に分割附與せり其歲月不明なりと雖とも慶長年間以後ならん松前道中記に依れば九郡の領土分割は左の如し

- 小樽郡(舊名小樽内領) 氏家新兵衛 ○高島郡(舊名高島領) 蠣崎 嘉藏
- 忍路郡(舊名忍路領) 古田 宇市 ○余市郡(舊名上余市領) 松前 八兵衛
- 古平郡(舊名古平領) 新井田嘉内 ○美國郡(舊名美國領) 松前 左膳
- 積丹郡(舊名積丹領) 藤倉八十八 ○古宇郡(舊名古宇領) 近藤吉左衛門
- 岩内郡(舊名岩内領) 藩主直領

請負人

○斯く各郡は藩臣の領土となりしも藩臣は各自の領土に移轉せず又家臣をも派遣せず應に畫策すへき拓地殖民の大計を施さず唯領土の漁業地を請負人に貸附せり而して請負人も亦請負地に赴かず各漁場に運上屋を建設して支配人を置き番屋を建て、番人を置きアイヌの通辭を置きてアイヌを漁業に使役し支配人等は恰も半官半民の權能を有して土地人民を支配せり最上徳内の蝦夷草紙に

松前家古來より領内を請負人共に渡し置く故に自分領地の政事は勿論境界の廣狹も知るものなし蝦夷地に侍は一人にても住居せざることなり——蝦夷地中は皆請負人に任せ置く故に請負人手先のもの、外行くへき用事もなし此故に他國の人は勿論松前の士人にても猥りに蝦夷地に入ること停止なり

漁業税

○藩臣は領土を請負人に貸與し運上金を徴し又自家の賄料として領土の産物を現品にて収めしむ之を差荷と云へり後には差荷を金納にせり其外塙所により松前藩主より藩士を派し請負人の船に便乗し献上品を徴するあり之を上乘

請負年期

と云へり下余市場所の如き是なりされど風水疫病等の災厄に罹りし年は領主に哀願せば其年の運上金を減免せり然れども亦時々御用金等を請負人より調達し不時の失費を生ずることありけり

移民制度

○請負人は必ず松前地方に居住するものに限り之を許し多くは商人又は漁業者にして宿と稱する身元引受人と連署し年期と運上金を定めて漁場を借り受け漁業に従事せり而して年期満つるに先ち再願せば概ね繼續するを得たり年期は時代により異なりと雖ども通常三年五年七年を一期とし若し法を犯すか又は非常の過失あるに於ては漁場引拂を命せられ領主は更に他人に貸與せり
○元祿四年(一六九一年)二月及五月改正せし藩令に

- 一他國よりの者奉行名主へ無斷有付候者其村拂可申候自然國所不分明渡世の營無之様子疑敷者は子細相尋町奉行所迄可申越候事
- 一支配の村々百姓漁夫を云ふ一人も他村へ有付間敷候惣て跡目無斷絶様可申付候事

一西在郷に近年猥りに年取(越年の義)候百姓其外所々へ出さる様に急度可申渡

候若し無據西在へ年取候百姓は歩錢可申付候事

他國より來るものは必ず寺判を要し許可を得て移住するを得るも許可を受けざるときは土着するを得ず又無職業のもの僧侶、虛無僧、諸藝人の渡來を禁し既に土着の在任人は他村へ移轉するを得ず而して當地方へ出稼するも越年を禁しあり若し越年するときは越年役を納れしめ容易に移住又は移轉せしめず且婦人は積丹半島の盡頭神威岬より奥地に行くを許さず(或は云ふ婦人と同船し神威岬を航行せば船進まず往々覆没すとの迷信なりしとの一説あり孰れか是なるや後考を俟つ)既に西地は貞享二年以來アイヌ歸服したりと雖とも反服常なきアイヌに接するの危険及罠狼のために殺害せらるゝ危険を冒し此舟に棹して移住し一家の富貴を得んとするの氣象は此等移住制度のため阻礙せられたり封建の世是等の政策は免れ難き事情ありしとは云へ松前藩か斯の如き制度を定めたるは理山なきにあらず是より先き寛文十年東蝦夷地シブチャリの酋長シヤグシャインの聲となりし庄太夫なるもの酋長を煽動し松前家を亡さんと謀り船主水主等を殺害する二百七十有餘人に及ひしより已來移民とアイヌの交

通を遮断せんため移住制度を定めたりと云ふ且寛永年間西教の禁とともに大船を造るの禁あり奥羽地方すら一朝飢饉に際すれば餓死を免れず況んや未だ五穀を耕作せず且激浪怒濤のため水運の不便なる北海道に移住者増加し若し内地の凶作に遭遇せば餓死あるのみ殊に平素すら冬期には米價昂騰の虞あれば斯の如き藩令を定めたりと云ふされど施政其當を得たりと云ふを得ず之に反し松前藩主にして藩臣を各領土に移着せしめ移住者を轉住せしめ漁業より生ずる租税の増加を以て荒蕪地を開墾し五穀を耕作するの方策に出でしめは文化三四年薩哈連島及千島に露人の暴行を恣にせしめ或は少くも文化及安政の両度松前藩か東西蝦夷地を擧げて没収せられ移封の恥辱を被むる如き悲境に陥らざりしならん歎

アイヌの使役

○此の如き移住制度われは往古漁業には専らアイヌを使役せり其名はアイヌを介抱すと稱すれども其實却て彼等を苛酷に使役せり蝦夷草紙に
 エン土人日本言葉遣へは通詞是を責て令に背きたる科の通れかたきをせめて償ひとして過料を出し自ら罪をあかなはせるなり又簑笠着用すれば前

アイヌの移轉
及出稼

章の如し草鞋脚半を履けは又前章の如し日本風俗に化し染さる様にとする
 松前領主の掟なり
 どわりて無情刻薄を極めたるか如しと雖ども松前藩主は此の如き制度を設けてアイヌの撫育を禁せしにあらす秀吉の禁制はアイヌに非分の申懸を禁し元祿四年四月改定せし十五條中の第一條に非分の儀申懸問敷旨能々可申付候とあり又全六年二月の藩令に濫りにアイヌを奴僕にするを禁し享保元年五月蝦夷地方をして雜穀を種へしめたるか如き方針を探れりされど漁場に於ける實際は介抱を名とし地方により苛酷に取扱ひたるは恐にして治め易からんためならんも并は使役者の寛嚴如何によれり藩政なりしにあらす
 ○漁場請負人の支配人はアイヌを使役するに使せんため運上屋近傍にアイヌを住居せしめ總乙名、脇乙名、土産取りと稱する役土人を置きアイヌ部落を支配せしめたり而して移轉の一例を舉ぐれば錢函村オタルナイ川のアイヌを小樽港入船町の原名クタルシに移したるが如し又石狩川口は鮭の産地にして鯨漁なし故に石狩アイヌは小樽に出稼し南海岸膽振國虻田郡地方のアイヌ間々山

アイヌの労働

を除へ當地方に入稼せしものありたり
○アイヌを漁業に使役し日々米酒を與へ収穫高の多寡によりアイヌの欲する器物衣食品を給し貨幣を與へす現今寶物として漆器刀劍等を貯藏するは此給與物なりされど納税の義務は負擔せず

和人の入稼

○既に記述せし理由によりアイヌの戸口は次第に減少の傾向を顯はせり殊に寛文十一年の飢饉元祿十一年及安永九年の疫病は痛く當地のアイヌを斃したり而るに水産物は豊かにして海に滿つるも漁獲する人に乏しければ松前地方の漁夫漁期中入稼するに至れりしかのみならず漁業は巨利あれば南部津輕等のもの松前江差等の住民の名を籍り入稼せしものありて漁期中は賑へりと雖ども入稼のころより皆引揚げ留まるものは運上屋の番人に過ぎず是れ藩政か移住土着を容易に許さざりしによる而して此入稼者は鮮收獲高の二割を租税として運上屋に納れしにより二八取りと名つけ又百姓とも呼へり

漁業制度

○鮑は串貝とも稱し煎海風と、もに長崎俵物と唱へ狼りに賣買するを得ず元祿四年の規則によれば後志國久遠郡太田村以西に於て鮑の漁獲を禁せり其理

由明瞭ならざるも和人に之を許す時は密賣買の患ひありしよりアイヌに漁獲せしめたるか如し然らざれば鮑は鮮と漁期を異にするは出稼人を永く奥地に留めざるためなりしならん故に鮮と漁期を異にする昆布、鮭、鱒、鱈の如き漁業は勢ひアイヌの職業となれり要するに和人をして漁獲せしむるよりアイヌを使役せば利益多きかため傭負人も此等の規定及移住制度を希望せしならん松前藩の失政甚しと云ふへし身欠鮮は二十尾を一繫きとし之を超過するを許さず又運上屋の支配人検査を遂げ二八を納れたる後にあらざれば鋸かに乾棚より卸し又は荷造する能はず之を犯さは運上屋は収獲物を沒收し再び來つて漁業に従事するを許さず且二八取り居住の住家は皆堀立草葺小屋にして四周にサクリを入れ床を作り入口に戸を用ゆるを禁せり蓋し此禁あるに収獲物を隠蔽するの虞あるを以て支配人は斯く權宜に基く規則を定めたり又延享三年三月海濱に近つき發砲すること漁網を解放しをくことウケを切り及夜中漁網を海中より引揚ぐるを禁せり且漁家の慣例として漁期中河にて鍋を洗ふこと刃物を海中に入る、こと及音聲を發する鳴物の禁ありされど此等の禁は漁場の

漁業

慣例なれば各地とも悉く同一なりしにあらざるか如し其他製鹽の禁あり其何のためなるやを知らず

○慶長年間に福山の八木勘右衛門小樽に來り漁業に従事し延寶年間提樹を以て網を木の輪に結び箆様のものを漁具に用ひたりと云ふ故に往古より使用せし差網は延寶年間以後に使用を初めしならん箆網は東蝦夷地に於て寛政年間より使用を初めけるも當地方は其以後なり

商業

○請負人は魚場に必要なるあらゆる物品を仕送り二八取り及アイヌに米鹽附其他必需の物を貸與しければ商業を營むものなかりしは自然の勢なりしと雖も安政以前は請負人商業に従事するを許さず之を犯さは追放の一事あるのみ畢竟するに此等の仕込は利益ありしとアイヌとの密賣買を防ぐ爲めなりしならん

農業

○享保元年アイヌに雜穀の耕作を奨励せし結果岩内、古宇、積丹、美園、古平、祝津村に粟を種へしものあり然れども漁業の繁忙なるときは播種期なれば農業に従事するの餘暇少なく二八取りは緋漁を終れば引揚げ耕作するものなく適まら

船政所

アイヌ開墾すれば支配人等は漁業に妨げありとて之を嫌忌する傾向ありしを以て農業に従事するもの甚だ稀なりしなり

運輸交通

○秀吉の制禁第一條は自由往還商賈を禁し又元祿四年の藩令に夷地へ盜買船行候は、其旨早々松前へ可申越候とあり且熊石に番所を設置し奥地へ往來の出稼人、船舶及アイヌの出入を点檢し合せて密商を嚴重に取締り抜荷を防ぎたり又沖口番所と唱へし船政所を龜田、福山、江差の三ヶ所に設け出入船舶を檢査し租税を徴收せり斯く嚴密に取締りしと雖も密交易は行はれたり忍路村字澤町にイカサナイなる地名あり盜む澤の義にしてアイヌの口碑によれば彼等祖先が筋かに交易せし所なりと傳ふ又福山舊事記に元祿十二年六月佐渡の九兵衛甚太郎三左衛門外一人松前根布田村の源三郎以上五人西蝦夷地オムルナイ蝦夷より江差村にて盜商し牢獄に投せられたるを以て推知するを得

○斯く密商の患あれば二八取りには番船と稱せし七八十石の船より大船を藏裝し航海するを禁せり唯請負人のみに限り辨才船の使用を許せり且道路は未だ開闢なく交通は不便を極めたり蝦夷草紙に蝦夷地中造り道はなきことなり

得て勝手に通りて自然と出来たる道路なり」とあるか如し殊に九郡中は地勢高低起伏甚しく雷電山稻穂峠の險坂あれば皆海路により運輸交通せり而して當時北海道と他國との交通は享保元文ころの著蝦夷行記に左の如くありて交通の範圍を知るに足る

米は津輕秋田酒田より廻す御領主は酒田御廻米の内にて四千五百俵御買請米にて時の相場を以て代金上納の事古來よりの御法式也其外は船入運上金有り商人より百姓へ仕送米有り米生せざる所故却て諸方より米入込澤山にて下賤の者共も麥を喰はす糶を喰ふ事をしらす炭薪澤山にて茶は江洲のよろしきを用ひ水清潔にて稱するにたへたり潮燒事をなさるる也へ津輕外濱よりをくれり京都の通路は越前敦賀の廻船常に往來して順風には六日七日に着船するゆへ思ひの外京都の風俗まされる事あり江戸へは船通路なきゆへ京都よりは遠く覺ゆるなり

右は福山と他國の關係を記せし事實なるも間接には九郡に關係あるを以て之を附記せり

カムイコタン
の崩壊

○北海道蝦夷語地名解によればカムイコタンと呼ぶは妄稱にしてカムイヘロキ(カムイ神、ヘロキ、鯉)なりと余の聞くところによればカムイエロシ(カムイ神、エロク、座す)の義なりと此地は朝里村の東端にあり懸崖數十丈恰も掌を立たるか如き峻岨の地にしてアイヌ此地を過ぐる時は必ず木幣を建て神に手向て尊敬し此地方凶事ある時は前兆著しと信せり故に此處の變事は能く記憶し後に傳へられたり今此地の崩壊せし年度を擧ぐれば寛文七年、天明八年、文化三年五月、文政四年四月及弘化三年三月二十七日にして其度毎に附會して争亂の前驗となせるもをかし

地震津波

○寛政四年五月二十四日申の刻地震あり忍路は沖の方震動し尋て大地震動し忍路灣の左右岩壁崩壊して土烟を發し海水溢れて陸に上り海濱に引揚げありし夷船悉く流失し海上に漁撈せしアイヌ五人溺死せり此海嘯は小樽より美國に及び同地の和人及アイヌともに溺死したるものあり

○請負人は昔時より場漁に神を祭りて豊漁を祈りしことは各地一班の習ひなりしなり故に祭神の濫觴は漁場創開の時を示すと雖ども後世往々建立の年を

神社

改竄せしやの嫌あり而して九郡中最古の神社は高島村及張碓村の稻荷社にして創建は元祿三年なり此二社は後志國中最古の神社なりされは小樽高島地方は他郡に比較し早く漁業に従事せしか如し今元祿三年より寛政年間に建立せし神社總數を擧ぐれば十六社にして創建の順序により郡別すれば高島、小樽二郡最も古く之に次くは美園、古平、古宇、忍路、岩内の五郡順次に遅れ余市郡には未だ建立せしものなし

○神社表

所在郡名	所在町村名	創立年月	資格	社名	要領
高島郡	高島村	元祿三年	村社	稻荷社	後志國中最古の神社なり
	祝津村	安永三年	全	惠比須神社	全社に安永三年再興せりとの棟札ありと信否を知らず
小樽郡	山ノ上町	享和三年	全	稻荷社	今の住吉神社の初めなり建立は天和元祿年間なりと云ふ
	張碓村	元祿三年	村社	稻荷社	

佛寺

美園郡	古平郡	古宇郡	忍路郡	岩内郡
小泊村	湊町	泊村	全	御鉢内町
享保十年	寶曆元年	享和元年	天明以前	寛政年間
郷社	全	郷社	郷社	郷社
美國神社	事代主神社	殿島神社	辨天社	岩内神社
美國郡中最古の神社なり然れとも北海道志には安政三年創立とあり	古平郡中最古の神社なり	古宇郡最古の神社なり		

○移住制限のため漁期中入稼せしに過ぎず故に佛寺を建立するの必要少なく適ま死者あれば便宜の地を相して埋葬せり殊に勸化を職とする僧徒すら元祿十一年五月他國より來住を禁止しけり

北海道史及岩内支廳の書類には文久二年創立とあれど文政年間の舊記に見ゆれば或は寛政年間ならん

○各郡の沿革

漁場の開發は支配人之を掌り之れか舊記を存せず故に其沿革は漸く請負人の履歴書及口碑に據り概況を窺知するのみ且履歴書は口碑に基くもの多く殊に請負人の變更ありし地方は履歴書に得る能はされは或る郡の沿革は到底不完備なるを免かれず讀者之を諒せよ

小樽郡の沿革

○小樽郡は小樽内領又は小樽内場所と稱し松前藩臣氏家新兵衛の采地なりけり元祿十一年の松前郷帳にヨイチ、シクズシ、カツチナイ、オタルナイ、ハツシヤブ、と順記しありて小樽内は錢函村の境界小樽内川を指示せり蓋し松前郷帳は全島の主要なる地名を記載しあるも小字の地名を記さず例せば古宇、積丹、美園と列記しあるか如し而して何故に錢函以西の小樽内なる地名か此地に命名せられしやは北海道蝦夷語地名解の如く松前藩政の時請負人岡田か小樽内川のアイヌを今の入船町の原名クッタルシに移したるより其當時石狩のアイヌ等クッタルシに移轉せしアイヌを小樽内アイヌと呼びしより不知不識の裏にクッタルシ及小樽内の二地名を同一所に生せしめたるに基因し石狩住氏の呼びし他郡の

漁場の創開

天明年間の小樽港

地名なり天明年間の西蝦夷行程記にもクッタルシと書し小樽内の地名は張碓以西に記載しありて小樽港附近に其名なし故に往時より小樽内の地名を研究せし人多きも後世のアイヌ之れを知らず是れ現今に至るも附會の説止まざる所以なり却説小樽の請負人は今の江湖商人岡田八十次の租先にして十數年前書記せし同家の履歴書によれば凡そ二百年前請負人となるは貞享元祿年間に請負人となり其當時小樽内のアイヌをクッタルシに移したらん爾來數代繼續し慶應元年に及へり而るに北海道漁業志畧によれば是より先き慶長年間今より凡そ三百年前福山の八木勘右衛門小樽に來り漁業に従事せりと云ふ果して然らば小樽の移民及漁業は頗る古しと謂つへし

○岡田か創開せし漁場は享保年間にオコバチ(今の高島小樽郡界オコバチ川附近)及クッタルシ(今の入船町及港町附近)各一ヶ所寛政中ノヅカ今の信香町附近アットマリ(今の若竹町附近熊碓、朝里、張碓各一ヶ所通計七ヶ所なり)

○天明年間に至り小樽港は今の港町に運上屋一軒、鮮小屋五軒、入船町にアイヌ小屋七軒、有幌町に鮮小屋五軒、勝納町にアイヌ小屋九軒、堺町に鮮小屋六軒、若竹

町に番屋一軒アイヌ小屋三軒ありて鮮小屋は町並の如く櫛比せり又色内町に鮮小屋五軒手宮町に番屋一軒鮮小屋三十軒アイヌ小屋二十軒あり則ち運上屋一軒番屋二軒鮮小屋五十一軒アイヌ小屋三十九軒及若竹町の町並にして總計百數十戸の一小漁村に過ぎざるのみならず高島及熊確錢函間は却て小樽港より戸數多かりしに現今の如き變動を來せしは蓋し意想外なり

○天明年間小樽郡の概況表 (西蝦夷行程記抜萃)

アイヌ語地名	アイヌ語地名義解	現時の町名	運上屋番	鮮小屋	アイヌ小屋	要領
オコバチ	?	小樽高島ノ郡界	一軒	六軒	アイヌ小屋	圖合船着
クツタルシ	オーバイドタリ	港町	一軒	五軒		圖合船着
全	全	入船町		五軒		圖合船六艘位着
アリホロ	?	有幌町		五軒		
カッチナイ	?	勝納町		九軒		
アットマリ	鮮群來泊ノ義	若竹町	一軒	並家立	三軒	
フレシユマ	赤岩ノ義	全		全		町並通りトアリ

高島郡の沿革

クマウシ	魚乾棚多キ義	熊確村	一軒	六軒	朝里川ニ橋アリ
アウシ	?	朝里村	全		
マサリ	?	全	全		
カムイエロ	神座ス義	全村カムイ	所々ニ		大岩ノ内ヲ通行ストアリ
ハルウシ	食料多キノ義	張確村	一軒立並		
レブウシ	北部ノアイヌ松前氏ニ來謁ノ時泊舟セシ所ト云ヒ又山舟人來泊セシト云ナリトモ云フ	全	全		

○高島郡は往時シンドゥ領と稱せしか後ち高島領又は高島場所と通稱し初め蠣崎嘉藏の領地なり而して高島郡は寛文七年(西曆一六六七)藩士下國安慈の周旋により江洲商人西川貞次郎の祖先西川傳右衛門高島忍路二領の請負人となり明治二年時負人廢止の時まで運綿繼續せし舊家なり寛文七年創開せし漁場は高島村に二ヶ所祝津村に二ヶ所及手宮町に二ヶ所通計五ヶ所の漁場を開き運上屋一軒番屋三軒を建築す此時より約ね百二十年以後に至りては家數百三十六軒となり既に厩なる地名存すれば當時馬ありしこと明なり文化二年東澤元積記述の東海參譯に高島は夷地第一の大港にて港口に辨天島あり鰯巢多し良港に

○天明年間美國部の概況表 (西蝦夷行程記抜萃)

アイヌ語地名	アイヌ語地名義解	現時ノ町村名	運上屋番	屋舩小屋	アイヌ小屋	小計	要領
ポロムイ		幌武意村		一軒	二軒	三軒	圖合船着
レアンコトマリ	元名「レブントマリ」ニシテ外國人泊の義			一軒	二軒	三軒	全船五艘位入ル
チャシナイ	紫川ノ義			一軒	二軒	四軒	全船着
ビクニベツ	陸所ノ川ノ義	美國川			六軒	六軒	辨才崎千石マテ潤應リ
ビクニ	陸所ノ義	美國			七軒	八軒	
アットマリ		厚吉村		一軒	四軒	五軒	
合計			一軒	四軒	九軒	十五軒	二十九軒

○積丹はアイヌ語シヤクコマンより轉訛し夏場所の義なり蓋し夏期鮑煎海鼠の漁獲多きを以ての故なり初め藩臣藤倉八十八の領地にして積丹領又は積丹場所と稱せり此地も請負人屢々變更し文化四年以前請負人の事歴は知るに由なし同年岩田金藏請負人となり明治二年まで繼續せし請負漁場なり天明年間には運上屋一軒番屋二軒アイヌ小屋十四軒通計十七軒の漁場にして當時九郡

積丹郡の沿革

中最も開けざりけり之れを要するに風波荒きか故なりしならん

○天明年間積丹郡の概況表 (西蝦夷行程記抜萃)

アイヌ語地名	アイヌ語地名義解	現時ノ町村名	運上屋番	屋舩小屋	アイヌ小屋	小計	要領
フホンナイ						二軒	二軒
ライケシ				一軒		五軒	圖合船着
ポロチツプ				一軒		一軒	
トマリ	泊ノ義			四軒		四軒	
クツタルシ	虎杖アル所ノ義			二軒		二軒	
シマムイ	元名「シマムイ」ニシテ岩洞ノ義			一軒		一軒	圖合船四艘位着
合計			一軒	二軒	十四軒	十七軒	

古宇郡の沿革

○古宇郡は往古古宇領又は古宇場所と稱し岩内と共に藩主直轄地たり古宇なる語はアイヌ語フリナイにして古昔フリと稱する大島山中岩洞に生息せしか一朝飛翻すれば天爲に朦朧として暗かりし古事ありしにより命名せしと云ふ又一説にフレナイにして赤川の義なりと云ふ此地は寶暦二年(西曆千七百五十

二年田村新助請負人となり爾來明治二年まで請負人變更せず天明年間の概況は運上屋一軒番屋三軒アイヌ小屋十七軒の漁場なり

○天明年間古宇郡の概況表 (西蝦夷行程記抜萃)

アイヌ語地名	アイヌ語地名義解	現時ノ町村名	運上屋番	屋舩小屋	アイヌ小屋小計	要領
オキシナイ	元名「オキウシナイ」ニシテ川尻茅多き川の義	興志内村	一軒		二軒二軒	圖合船一艘着
モイソ	小岩ノ山ノ義		一軒		三軒四軒	四艘着
イマルシ	元名「イメンウシ」ニシテ漁獵ノ假小屋アル處ノ義	神恵内村	一軒		十軒十一軒	全船着
フルウ	既記ノ如シ	珊瑚内村	一軒		二軒三軒	全船一艘着
サネナイ	元名「サンナイ」ニシテ流レ下ル川ノ義				十七軒二十軒	
合許			一屋三軒			

岩内郡の沿革

○岩内郡の語源はアイヌ語「イヤウナイ」熊肉ヲ乾ス澤山中ニテ熊ヲ殺シ其肉ヲ樹皮ニ掛ケ乾ヌヲ「イヤウ」ト云フ一説ニ「イオナイ」輕石多キ川海濱ヨリ岩内川ヲ湖ル「凡二里許」處ニ輕石多ク川中ニ滿ツ故ニ名クト舊地名解ニ「イヤウナイ」

ナリ硫黄川ノ義此山處々ニ硫黄多キヲ以テ名ツクト孰レカ是ナルヲ知ラス」北海道蝦夷語地名解にあり蓋シイヤウナイなる地名は元祿郷帳に見へ古稱の地名なるに元來硫黄なる語は和蝦同一語にしてアイヌは和人より覺へし言語ならん故に和人移住以前には硫黄の意義を含める地名なかりしらん西蝦夷誌に此地は本名オムナイ也とありて小樽のオタルナイとクタルシなる二名同一地にゐるか如しされど熊肉なる意義を含めるイヤウナイ又は輕石なる意義を含めるイオナイ正確なりとせばオムナイ(今の御鉢内町の元名)と同一地なりと見做し難し姑らく記して後考を俟つ

初め岩内領又は岩内場所と稱し松前藩主古宇領と共に直轄地たりしなり請負人は屢々變更し其事蹟を知るに由なきも寛政年間熊野屋與左衛門請負人となりし以後の沿革は知り得へしされと今より百數十年前藥師堂を建設し圓空作の觀音ならんと思はるゝもの安置しありしと云へは往古より開けたる漁場なるや明なり天明年間には運上屋一軒番屋五軒舩小屋十二軒アイヌ小屋六十軒通計七十八軒にして小樽、高島、忍路、余市の繁盛には及はざりしなり

○天明年間岩内郡の概況表 (西蝦夷行程記抜萃)

アイヌ語地名	アイヌ語地名義解	現今ノ町村名	述上屋番	屋鮮小屋	アイヌ小屋	小計	要領
ライデン	元名「ライニ」ノ訛語ニシテ枯木ノ義ナリ	敷島内村	一軒	三軒	四軒	四軒	圖合船着
ニベシユナ	楡ノ皮ヲ取ル澤ノ義	全	全	二軒	二軒	二軒	
イ	ボロナイ	大川ノ義	全	二軒	二軒	全	
ノツカ	元名「ヌブカベツ」ニシテ野川ノ義ナリ	野東村	一軒	九軒	九軒	九軒	
イツナイ	既記ノ如シ	御録内町	一軒	十二軒	二十軒	三十三軒	辨才船十艘餘着馬飼付アルノヨシ
シリブカ	元名「シムルカ」ニシテ山陰ノ上ヨリ來ル川ノ義	堀株村	二軒	十三軒	十五軒	十五軒	鮭場所川舟渡シ
チャシナイ	元名「チャシコツ」ニシテテ砦跡ノ義ナリ	全	一軒	二軒	三軒	三軒	
シヅ	元名「シズ」ニシテ井泉ノ義	全	全	四軒	四軒	四軒	圖合船着
ウシユベツ	樽川ノ義	全	全	三軒	三軒	全	
カマトマリ	?	全	一軒	二軒	三軒	三軒	
合計			一軒	五十二軒	六十軒	七十八軒	

松前藩の失政

松前藩移封の源因

露人の南下

○アイヌの反亂止み貞享二年より彼等貢獻するの平和時代より九郡の漁場は漸次開け天明年間に至り多少成蹟を著せしと雖も移民制度は移住心を抑壓阻礙し商業の禁あり農業は振はず唯請負人の任意的支配に放任し拓地殖民の要義は放擲せられたり松前藩がアイヌを鎮定し北海全島を統一せし功績偉大なりと雖もアイヌ歸服してより武勇と進取の氣象は去り漁業の發達に供ふ租税の増加は無事安逸を來せり而るに寛永年間より露人はチヨック沿岸、黒龍江、及東察加地方を蠶食併呑し漸次千島、薩哈連島に及ぼし我邦人西北利亞沿岸に漂着せば掩留歸化せしめ日本語學校を建設し屢々通商を名とし南下の策を講ずるに松前藩之れに對抗するの設備をなさず茲に於て徳川幕府は松前藩の内情を探り其失政其微弱なるを認め北海道を委任するは危険なりとし寛政十一年東蝦夷地及千島を併せ幕府直轄するに至れり果せるかな文化三年及全四年露人薩哈連島及千島に來り家屋船舶を焼き米品書籍等を奪掠す初め東蝦夷地を直轄せしは千島の蠶食を防禦するの計策なりしに文化三四年千島及薩哈連

島に寇せしを以て西蝦夷地をも上地せしめ直轄するの議幕府に起れり當時函館奉行戸川筑前守羽太正養建議して曰く

松前家アイヌの撫育其方を失し魯に服従するの恐れあり蓋し運上金を増加するに従ひ請負人も亦アイヌを過刻に使役し東蝦夷地の方法と相異し松前家に措置せしむるは害あつて益なし……

と又當時流言して曰く松前藩糧を露に致し婚を露帝に結ふと嘗て松前道廣降福孔夷の四字を書して姚神社に掲ぐ時人云ふ孔夷は紅夷(露人)を指すにして福を紅夷に降すと此の如きは事實にあらざるも如何に松前家が世人に疎んせられしやを知り得へし且本多利明平山潛藏等憂國の士は松前藩の非政を痛論建議するあり竟に文化四年三月二十二日(西曆一八〇七年)西蝦夷地も亦幕府の直轄に歸し小樽岩内間の九郡は幕府の統御する所となり藩政に比し多少舊弊を改むるに至れり

幕府の政策

初期幕政時代

自文化四年至文政四年十五年間

○文化三年露人薩哈連島に來寇するや幕府は全四年三月二十二日より西蝦夷地を直轄し松前藩は他地に移封せられたり蓋し幕府の杞憂とする要旨は松前藩租税を増収するに隨ひ漁場請負人は勢ひアイヌを虐使し終には露人に歸服し外交上の紛擾を醸生せんことを顧慮するにあればアイヌ撫育を最要件とし望むものには農具種物を給與して農業を奨励し和語を教へ次第に文字を教授せんとし簞笠草鞋を使用せしめ和人かアイヌ婦人を妻妾にするを禁し一部落間結婚の風俗を改め其範圍を擴め入黒、耳環及左衽の俗を改めんため専ら保護を加へて彼等を同化せんと務めたり斯く一方には保護を加ふると同時に對外政策としてアイヌに對する法三章を規定せり

- 一、邪宗門に従ふもの外國人に親むものは其罪重かるへし
 - 一、人を殺したるものは皆死罪たるへし
 - 一、人に疵つけ又は盜するものは其事に應し咎あるへし
- どの簡易なる規定を設けてアイヌを制符したるも拓地殖民の成績は東蝦夷地

兵備

近藤重藏の卓
抜なる建議

の如く顯著ならず之れを要するに西地は東地に遅くれて幕府直轄し僅かに文
化四年より文政四年に至る十五年間にして再び松前藩に全嶋を委ねたれば東
地の如く開けずして止みたり

○石狩に勤番所を設置し各地の賄負人及アイヌを取締り賄負人にはアイヌ撫
育、旅人の宿泊、人馬の糺立、難破船の救済を負擔せしめ且常に松明三百本、草鞋三
百足、幕串百本を毎歳新調準備せしめ一朝邊境を侵畧するの國あらは北海道の
要所に屯在する南部、津輕の兵をして之れに當らしめ大船を造りて外寇に備へ
又運輸の便を圖れり

○文化四年幕吏近藤重藏西蝦夷地を巡視し同十二月北海道の要害に關し卓抜
なる建議をなす其大意に曰く惣夷地の取締をなさんには中土に要害を設け四方
に通路を開き東西南北とも自在に控制援助せざる可からず其要樞雄鎮の地は
石狩川筋樺戸山又は濱通り高島、小樽内の奥又は石狩、札幌の西、テング山の三所
なり石狩川筋は最も勝地なれども當分は手遠く不便なれば差向きは高島小樽
の奥一二里の地最も宜しうらんと而して高島小樽の形勢に就ては左の如く述

へたり

高島並に小樽内は其間一里計りにてテミヤと中西蝦夷第一の上淤之れあり
西海往來の船々は毎度此處に日和待仕り四季とも荒れなく廻船冬分浮圍相
成其上高島へは鯨取りの者極月末より正月へ掛け五六月迄は圓台船一艘へ
凡十人程つゝ乗組三百艘も入込候儀にて小樽内より石狩迄の間レブンノ、カ
と申處迄に鯨取小屋二三百所は立續き之れ有り此人數凡二千有餘人は亦非
常の節遣ひ方可有之候石狩十三所夷人も早春鯨取りに同處へ集り候儀にて
此度高島山中山越仕見及び候處近山良材も多く野生の麻など悉く長く夷人
粟稗を作り糧食と致し候此地一度衛所と相成鯨漁の者勝手に住居差免し候
は、忽に和人入湊ひ申すべく且は廻船常々調繋り罷在り既に當冬も大船二
十二艘冬圍ひ仕此人數二百何十人は同所へ越年仕候類にて高島へ移住相願
候商賈も少なからず候間先は常座の便利を謀り候は、高島小樽内の一二も
里入り然るへき地所へ陣屋取立候方にも可有之哉

又右建議中には石狩にありし從來の勤番所を廢して高島陣屋に持たせ余市へ

高島の警備

出張陣屋を設くへきまど等を記せり守重か擇捉島開拓の功蹟は世人の夙に知る所又小樽札幌の形勢を目して樞要雄鎮の地と認めし見識及自由に移住せしむるの得策を論したるは賞賛するに餘りあり

道路の開鑿

○文化三年及四年露人千島薩哈連島及利尻島を侵せしかは全四年六月一日井上貫流、桑山猪兵衛、石崎萬右衛門、笹嶋忠五郎、吉澤右内、吉川幸次郎、中根亦右衛門渡邊雄藏、井上米五郎、外一名郡合十名江戸より高嶋村に來着し全年八月二十四日まで當地方を警備せり此時高嶋村より小樽に通ずる道路の開鑿あり是れを九郡内に於て道路を開通せし濫觴とす

小樽港の状況

○小樽港の形勢は近藤重藏の建議書により其概況を察知し得るも文化四年高嶋警衛に來りし一人の記文に
手宮は高島より出立の人を送り出つる所にて江戸などにて品川、千住、板橋などいふ處の如し去ながら宿繼といふものなく此所に小休所……あり云々
又小樽内に來り一歌を詠す
酒もあり肴は鮭のありなから

各郡の請負人

たつた一つの小樽内とは
近藤重藏は小樽郡に鯨取小屋二三百所立續き此人数二千有餘人ありと記せし
も當時小樽に酒を入れるへき唯一の樽なとして一歌を詠せしは當時不便なりし
事を知り得へし

○松前藩政の時と均しく小樽及古平二郡は岡田八十次請負ひ高嶋忍路二郡は西川の請負漁場地たり余市郡は藤野喜兵衛文化三年より文政二年まで十七年間請負ひ文政二年より林長左衛門藤野喜兵衛に代る美國郡は文化四年より澤田久兵衛請負ひ積丹郡は岩田金藏古宇郡は田付新助にして岩内郡は仙北屋佐藤仁左衛門請負地たり

○神社表

所在郡名	所在町村名	創立年月	資格	社名	要領
古平郡	澤江村	文化九年	村社	事代主神社	
小樽郡	熊碓村	文化十二年	全	稻荷神社	

結論

○幕府が松前家を移封し露人の南下に對する外交政策よりアイヌを保護し兵備を嚴にせしと雖も近藤重藏本多利明の移住策は實踐せられず且文化年間露人の侵畧的暴行は個人の行爲にして露政府の命せしにわらずとは露人ゴロツク等北海道に於て捕縛されし後ち西比利亞總督の証明する處あり爾來外交上の變事なきを以て幕府は文政四年西曆一八二一年十二月北海全島を擧げて再び松前家に還附す而るに東洋の形勢逐日多事に赴く趨勢を認識せず松前家に非政を再行せしむ幕府も亦定見なしと謂つへし

第二期松前藩政時代

自文政四年三十五年間
至安政二年

時代の性質

○文政四年十二月幕府松前藩に再び北海全島を復し且令して幕府創むるところの制度を遵守すへし南部津輕兩藩の守兵は引揚ぐるも一朝事あるに際し兩藩をして應援せしめんされど平素警備を怠る勿れと松前藩又曩日移封の恥辱に懲り各要地の兵備に怠らず且文化四年以前藩政時代の如く漁場を藩臣に委せず藩主直轄し家臣を漁場に配置し往時の弊政は多少改まりしと雖も移民の土着及農耕を奨励せず故に漁場は鮮の漁期終れば漁民去つて舊六月より翌春まで寒村僻地に變し近藤守重の紹介により纔かに眞價を世に知られんとせし當地方も復た蠻域に埋れしこそ遺憾なれ而して適才幕吏巡視すれば俄かに各請負人に種々の諭告を發して一時を彌縫せし如き状態にして争てか殖産興業の發達を豫期するを得んやされど松前藩は復封の殊恩に酬んとて天保十一年より毎歲金一万兩を幕府に獻せんと請ふ幕府亦此稟請を諾せり當時若し此金を拓殖警備の資に供せば其成績著はれしならんに幕府之れを収めしは失體なりと云はざるへからず

請負人

司法

漁場の新開

運上金其他

○小樽、高島、忍路、余市、古平、積丹、古宇の七郡は初期幕政の時と同一なる請負人にして變更なしされど美園郡は天保二年一本に天保七年とあり岩田金藏、澤田久兵衛に代り岩内郡は文政四年加賀屋太左衛門、佐藤仁左衛門に代りしか天保二より再び佐藤仁左衛門之れに代り請負人となれり

○犯罪人を處する罰則は松前藩之れを定めあるも熊石以西の奥地に於ては藩吏及請負人随意に處分せり窃盜し又は人に傷つけしもの博奕をなすもの密貿易をなせしもの娼妓を置くものは概ね漁場立拂を命し夜間網を手操せしものは船及獲漁物を沒收し其他重罪に罹るものは松前に送つて處分せり

○請負人岡田は錢函村に漁場一ヶ所を新開し高島忍路の請負人西川は色内町に一ヶ所高島村ボントマリに一ヶ所忍路郡蘭島村及其他に於て一ヶ所を新開せり其他各郡に於て開きし漁場少からず且二八取りの新開に係るものありて鮮漁期中は甚た賑へり加ふるに二八取中相應に資産を有するもの各郡に來り漁業に従事するに至れり

○請負人より藩主に納むる漁業税は年により差異ありて一定せざるも文政六

年九郡の運上金總額二千三百四十一兩三分、鱈上乗金、差荷代四百九十七兩三分及鱈の現品納税八十束なり左表の如し

郡名	年號	運上金	鱈	鱈	二分積金	上乘金	差荷代	小計	請負人
小樽郡	文政八年ヨリ	三百七十兩	百二十兩	十七兩	永百四十兩	十五兩	兩一分	二十五兩	惠比須屋弥兵衛
高嶋郡	文政七年ヨリ	百九十兩	九十五兩	二十二兩	永百五十兩	六兩	三兩	三十兩	住吉屋准兵衛
忍路郡	文政八年ヨリ	二百九十七兩	二百三十三兩	六兩	永百九十三兩	五兩	十八兩	三兩	全人
上余市	文政八年ヨリ	五百三十三兩	五百三十三兩	六兩	永百三十三兩	七兩	九兩	九兩	竹屋長左衛門
下余市	文政八年ヨリ	六十兩	六十兩	七兩	永百二十二兩	九兩	十五兩	十五兩	岡田半兵衛
古平郡	文政四年ヨリ	百零五兩三分	九十六兩	三兩	永百零五兩三分	七兩	十六兩	七兩	澤田屋久兵衛
美園郡	文政五年ヨリ	九十六兩	九十六兩	三兩	永百零七兩三分	七兩	十六兩	七兩	岩田屋金藏
積丹郡	文政六年ヨリ	百八十兩	百八十兩	三兩	永百七十兩三分	七兩	十六兩	七兩	福嶋屋新左衛門
古宇郡	文政六年ヨリ	四百五十兩	四百五十兩	三兩	永百九十兩	七兩	十六兩	七兩	加賀屋多左衛門
岩内郡	文政四年ヨリ	三千三百四十一兩三分	三千三百三十九兩二分	二兩	永九兩二分	二十七兩	百十三兩一分	二十七兩	八人
合計									

鮮取獲高

○函館奉行所の取調へし嘉永元年より全五年に至る五年間平均の鮮取獲高は左の如し

小樽郡	?
高島郡	八千五百十九石七升七合三勺
忍路郡	壹万九千九百五拾八石二斗六升七合
余市郡	一万五千六百八十八石四斗九升一合九勺三才
古平郡	二万五千五百拾五石七斗六升三合五勺
美園郡	八千〇三十五石一斗一升四合七勺八才
積丹郡	九千四百〇九石六斗九升八合〇五才
古宇郡	一万千八百九十九石九斗一升三合
岩内郡	一万千〇八十三石二斗七升二合六勺五才

北海道漁業志畧によれば當時全島の鮮取獲高二十万石内外ならんと蓋し右九郡の内小樽郡不明なるも八郡の總高九万八千〇九石五斗九升八合二勺一才にして小樽郡一万石と假定すれば十万石以上の高あり故に全島の總取獲高の

漁網の改良

笹網

半額以上を九郡内に於て收穫せし割合なれば當地方の漁業か如何に盛大なりしやを知り得へし

○往時より鮮は差網を使用し稀れに引網を用ひたり鮮、鱒は引網のみを使用し漁獲せり故に鮮は現今の如く一回に多額を收穫する能はず且肥料に用ゆる絞粕を製造せず唯メキリを以て之れを製造するに止まれり天保元年忍路の番人勘右衛門笹網を仕立て全十二年忍路郡各所に之を投網使用せしより次第に各郡に傳はれり建網の起原は明瞭ならざるも九郡に先ち引天鹽國は早く之れを使用せしか天保十一年忍路運上屋番人五三郎増毛に於て之れか功用を覺り翌十二年支配人大場庄兵衛に説き忍路村カブト岬附近に投網し弘化嘉永年間忍路郡内に四統を増加せしと云ふ是亦漸次各郡に傳はり笹網建網共に各地に行はれしか岩内地方に行くに隨ひ兩網の使用遅れたり而して是等の網は現今の製作に比すれば不完全なりと雖ども差網に比するときは収獲多く隨て絞粕の製造起り漁場隆盛の一大原因となりたりされど此時代には各郡とも請負人のみ建網を使用し汎く二八取りには使用を許さざりしか建網は鮮の繁殖を妨害

差網使用の禁

し且差網使用者の營業に影響すとて松前藩其使用を禁せしが弘化元年二月西地請負人一同より差網使用し難き漁場は其使用を許可ありたしとて哀願せり松前藩之れを許可す然れども漁業者中口實を設け狼りに使用するものあるを以て安政元年松前藩再ひ使用するを禁止す而るに此禁止に係らず猶且使用者を絶たず茲に於て江差地方の差網使用者憤激し網切擾動を惹起するに至る開は第二期幕政時代に詳記す

切洲の起原

○風波荒き時網中に漁獲せし鮮を陸上に揚ぐる能はず鮮は勿論網とともに空しく海中に放棄する場合あるを以て海岸の岩石を開鑿し風波を避くるに便なる人工的小灣を造るに至れり之れを切洲と稱す現今岩内古宇二郡には之れを造りし者抄からず其起原は岩内郡堀株村に於て藤田屋久兵衛嘉永六年開鑿せしを矯矢とす

余市の道路

○余市の請負人林長左衛門天保十年余市運上屋より谷部村に至る道路幅二間延長凡一里を海岸に沿ひ自費開鑿す

神社

○此時代に建立の神社總數二十社なり中に就き岩内郡は八社の建立にして最

も多く之れに次ぎ古宇郡の四社古平郡の三社小樽郡の二社あり忍路、余市、美國の三郡は各一社なり之れを要するに神社の建立多きは漁業の盛況を示す一現象たり

所在郡名	所在町村名	創立年月	資格	社名	要領
小樽郡	鏡函村	天保元年	村社	稻荷神社	一本ニ寛政元年四月創立トアレ ト始ラク北海道志ニヨリタリ
忍路郡	朝里村	天保五年	全	全	
余市郡	開島村	弘化元年	全	全	
	淵中村	文政十年	郷社	全	
古平郡	濱町	弘化四年	村社	事代主神社	
	群來村	嘉永元年	全	全	
	沖村	嘉永五年	全	全	
美國郡	婦美村	安政元年	全	稻荷神社	
	茅沼村	天保五年	全	全	
	字別村	三保五年	全	全	
	堀株村	天保五年	全	全	

年間他國の凶歌により奥羽諸洲及松前地方より妻子を伴ひ岩内まで来りしもの多かりしか積丹の神威岬より以西へ婦人渡航するを得されは岩内に留りしもの多きにより戸口頗る増加せり當時來住者の増加につれ米穀欠乏し餓死に頻せしものありしかと請負人佐藤仁左衛門能く賑恤しければ斯く戸口を増加し市街を見るに至れり安政元年には三百四十一戸千八百〇六人にして嘉永元年に比し戸數に於て百十一戸を増し人口は之れに反し九十四人を減せしは安政以前不漁ありしたため離散せしものありし故ならんされど江差以北第一の繁盛地にして當時小樽港は岩内港に及ばず藥品其他の物品は小樽より岩内に來り購求せし狀況なりしと云ふ

○文政年間岩内郡の概況 (中村伊太夫村鑑拔萃)

アイヌ語地名	アイヌ語地名義解	現時ノ町村名	連上屋番	屋庫額	立取小屋	神社小計	要領
ライデン	原名ライニナリ枯木ノ義	敷島内村	一	一棟		二	
ニベシナイ	シナノ皮ヲ取ル深	敷島内村	一	一軒		二	
マナイ	?		一	一軒		一	
マナイ							

松前家移封の
源因

オムナイ	濁川ノ義	全		一軒	四軒	五軒	二社	五軒
レブンコタ	他國人の村ノ義	御鉢内町		一軒	六棟	立並	二社	五軒
オムナイ川	濁川ノ義	全		一軒	六棟	立並	二社	五軒
ボンオタ	小砂ノ義	全		二軒	六棟	立並	二社	五軒
ツラシユベ	?			二軒	六棟	立並	二社	五軒
合計				一軒	六棟	立並	二社	五軒

○文政四年松前家に北海道を復封せし頃より英米の船舶は捕鯨のため北海に出没して屢々漂着し或は薪水を請ひしも文政八年異國船を見は二念なく打拂ふへしとの鎖國令あり故に適宜漂着せは拘留し獄舎にて病死し或は經死するものあり嘉永六年ベルリ開國を迫まり且全年露人薩哈連島クシニコタンに疊柵を築き侵界を恣にせんとするの勢ありてより全嶋境界論となり北海道に於ける外交問題は安政元年下田條約の締結とともに函館港を開くの時運に變遷しつれば松前藩に全嶋を放任するの拙策なるを覺知し安政二年二月幕府東西蝦夷地を擧げて再び直轄するに至れり

時代の性質

第二期幕政時代

自安政二年十三年間
至明治元年

○幕府は外交の刺激により松前藩に北海道の措置を委ねるの不可なるを認め安政元年堀織部正利熙村垣淡路守範正をして全島を巡察せしむ兩名防備及開拓の事宜を建議し老中諸有司及徳川齊昭等の熟議により安政二年二月松前家を他に移封し東西蝦夷地を収めて函館奉行に屬し邊境の警備、移住策、道路の開鑿、宿驛の設置、大小船舶の新造、アイヌの保護、開墾、漁業、鑛業、寺院の建立等周到深遠なる設備を施しければ僅々十有三年間に進歩せし成績顯著なり之れを要するに文化前後の初期幕政時代には千島に於ける對露策として専ら東蝦夷地を開きしか第二期幕政時代には薩哈連島に於ける對露策として西蝦夷地の開發を主としければ當地方の進歩は亦此時代に於て顯はれり

○凡そ土地は先づ有識者の探驗視察を受け設計を定めて後ち事業に着手するを順序とす當地方は從來不學無識の漁夫の外往來するもの稀なりしか安政元年堀利熙村垣範正を初めとし幕吏の往來するもの多く陸地内部は古來冬春の候膽振國地方のアイヌ時々來つて獸獵するに過ぎざりしか幕府直轄するに及

探驗

兵備

以飯田豊之助後志川筋よりシユマサン岳を踰へて手宮に來り安政三年松浦竹四郎等は此地方を巡回して道路開鑿を計畫し同四年小樽在勤岡田鏡次郎は余市新道笹小屋よりマカリヌブリ山麓を過ぎて東海岸有珠に達し常見榮太郎は安政五年膽振國虻田郡イワオヌブリの硫黄山を探驗せしより此地方は海陸とも漸く識者の知る所となりたり

○安政元年下田條約締結以來外交事件頻りに起り兵備を整ふるの必要あれば仙臺、佐竹、津輕、南部、松前各藩の兵をして本支營を十數ヶ所に築き警備を嚴にしけるも後志國歌來郡より石狩國厚田郡に至る各郡は御料地と稱し幕府特に直裁し事あるに際し各藩の兵をして緩急應援せしむるにあり又屯田の制に倣ひ移住政度を設け万石以上の各藩に令達す其文に曰く

- 一 五百石以下
- 一 御目見以上以下
- 一 同惣領次三男厄介
- 一 清水附輕さ者

一陪臣浪人

右ハ今般蝦夷地惣体上地被仰出候ニ付有志ノモノ相願候者元身分ニ應シ在住被仰付候間名前取調可被申聞候且陪臣浪人ニテモ格別見込有之モノハ被差遣御手當等モ被下候間委細函館奉行へ可被談候

此獎勵により石狩國札幌郡に土着せしもの數十名の内小樽内川最寄に永島弦造張碓村に葛山幸三郎在住し且各郡運上屋には松明三百本草鞋三百足幕串百本を請負人毎歳新調準備しおれは守衛稍備はりたり

勤番所

○函館奉行は全島を總轄し石狩河口に調役並を置き小樽郡より積丹郡に至る七郡を管轄し岩内古宇二郡は歌棄郡船政所調役並管理し各運上屋ある所に定役、足輕、同心を在住せしめ行政、司法、警備の事務を處理せりされど地方により二三運上屋を一勤番所にて所轄せし所あり例せば高島忍路を小樽に於て兼掌せしか如し而して奉行及組頭は時々巡回し地方在勤者を督せり

移住制度

○荒野無人の境土を開かんには民を移し地を耕すにあらざれば争てか土地の旺盛を豫期するを得ん松前藩之れを察せず唯漁業より生ずる運上金を得て足

請負人

れりとし移住を嫌忌し之れか制限を設けおれは漁業者は漁期終れば故郷に還り土着常住するものなし之れに反し堀、村垣は旗下以下浪人遊民等に移し屯田の制を設け在住官吏を置き開墾を奨励し官民皆妻子を伴はしめ土着心を鞏固にするを以て主眼としければ漁場は變して市街となり羅狼の巢窟は墾田となるに至れり而して積丹半島以東か岩内地方の進歩に遅れしは該半島の盡頭神威岩を以て婦女通行の禁門となし是より奥地に入るを許さざりし故なり蓋し神威岬附近は巉巖崎嶇舟行危険にして往古より航海者は帆を卸して無事の通航を祈りアイヌは神威岩を拜して祈願舟行せり安政二年函館奉行此禁を解き尋て勘定格元締役梨木彌五郎妻を携へ海を航して全岬を過さんとす舟夫畏怖し懇ろに婦女通行の禁制を述べて舟を返さんと請ふ彌五郎艦に立ち刀を抜き神威岩に向ひ再拜して曰く我は征夷大將軍徳川家定の臣なり今君命を奉して此地に趨く岬岩何にかあらんと或は云ふ銃丸を岩に放ち難なく通航せりと爾後婦人の移住とも神威岬以東にも居家を構へて定住するに至れり

○請負人は第二期松前藩の時と均しく變更なし唯小樽郡は慶應元年に村並と

土地の名稱

なし岡田八十次の請負を解き收納會所を信香町に置き幕府直に漁業其他の租税を徴収せりされど他郡は従前と異ならず

名主濱名主
アイヌの保護

○各地の地名多くはアイヌ語を以て稱呼し之れを書するに假名文字を用ひ地名の下にウマなる語を添へハルウスマ(張碓村の原名)オムナイウマ(岩内市街御鉢内町の原名)と稱せしか此時代より漢字を地名に充用する事となりたり例せば小樽の原名オタルナイを穂足内又は小足内と書しテムムンヤを手宮ヌアカを延嘉と書せし如し徳川齊昭堀利熙は全島を國郡町村に區畫し名稱を一定するの必要を議したるも實行せられずして止みしか小樽は村並となり名主年寄を置きて町村の事務を取扱はしめ漁場則ちウマと稱する所は濱名主百姓を置き漁場の事務を取扱はしめたり

○藩政の時アイヌを介抱すとは口實に止まり實際は苛酷に使役せり安政二年幕吏向山源太夫美國郡に来る是より先き該地の支配人アイヌ使役する晝夜を分たす飢たるもの食はず勞するもの息はず疾病扶持せず人口漸く衰耗す文化の際七十餘口安政に至つて僅に十三口且男子多く女寡く歳四十未だ娶らざる

道路

ものあり酋長エコマ之を嘆き貨財を出して積丹より女子二人を得妻なきものに配す孕に及んで支配人之を使役する度なく遂に墮胎して死すエコマ怒つて曰く十年ならずして我徒の子孫絶滅せんと依て救恤わらん事を向山に請へり此の如き例は全島に抄からざりしかは幕府はアイヌ婦人を妾とするを禁し黠左衽等の習俗を改め大和民族に同化せしめんと圖り専ら保護を加へしと雖も其方法當を失し改むるに至らず和人移住し戸口増殖するに隨ひアイヌの戸口は反比例に減少せり可憐なるはアイヌなるかな

○安政二年二月堀利熙建議し道路開鑿の急務を縷述す其畧に曰く
一、道作切開ハ御開業第一之御急務ニ可有之東海岸之方ハ文化度御料中粗御手入モ有之候得共西北海岸之方ハ全ク海岸積キ洲嘴ニ隨ヒ相廻リ候事故路程モ格別相延出岬ノ岩石嶮岨ニテ通路出来兼候ヘハ船ヲ用ヒ又ハ山越等有之候得共全ク夷民共私用ヲ辨候迄ニテ多人數之通行等一切出来不申候間本道御開創有之候様仕度——磯谷ヨリ岩内迄ハ海岸通路相成同所ヨリ余市ニ山路切開き

岩内ヨリ先々海岸絶壁ニ付船ニテ通路仕候處カモイ岬ヲ過候ニ付風待等モ有之至テ不便ニ付前文ノ通御切開相成候得ハ里數モ格別相減シ風待等ノ患モ無之諸般御都合ヨロシク有之候

此道筋開候得ハ東蝦夷地ヨリ西蝦夷ニテ通路出来仕候事ニ御座候

余市ヨリ小樽内へ此道全ク新規小樽内ヨリ石狩へ此程人路通シ有之——云々又曰ク

西在熊石村ヨリ増毛迄ハ是迄押送ト唱候船ニテ海上専ラ通行仕候得共乗筋難所多ク港泊ニ毎々風待等致シ候事故通行手間取且港々之中万一異船等有之節ハ殊ノ外差障可相成處前文馬道開候得ハ蝦夷馬ノ儀ハ人歩ノ通リ難キ程ノ山阪ニテモ自在ニ馳走候故急場ノ用辨ニ相達シ至極ノ御都合可相成奉存候

此建議は若々實行せられ安政三年各請負人に諭告し請負領分内の道路を開通せしめたり則ち岩内請負人仙北屋仁左衛門古宇請負人福島屋新右衛門余市請負人竹屋長左衛門忍路高島請負人住吉屋徳兵衛の四人岩内郡雷電嶺より稻穂

峠を經余市郡宇シカッベツ、トワブニ、大川町に通し小樽市街に達する道路を各自分擔開鑿せり工事は安政三年秋着手し翌四年竣工す定役西村半次郎稻穂峠の山上に高札を樹て其功勞を表旌せり其文に曰へ

此新道は松前唐津内仁左衛門新右衛門枝ヶ崎町長左衛門小松前町徳兵衛等御國恩のためとして各々力を合せ安政三年の秋切開きしなり其前は草木生茂り流水道を遮り多くの通行者もいたく難澁せしを今斯く心安く往返する事永久の功徳少なからず因て此由を記して諸人に示す

又安政二年古宇郡の庄兵衛なる人モエトマリより五百六十間の新道を開鑿し同四年小樽請負人恵比須屋半兵衛熊確村より錢兩村字オクヌツまでの山道を開鑿す此工事は人夫五千六百餘人を要し内五百餘人はカムイコタン險難の地四十間を開鑿するに要せりと云ふ翌五年には小樽内川、朝里川、張確川、錢兩川に橋を架し安政六年には勝納川に架し慶應二年には熊確村字ハシリの隧道を村民開鑿し函館港より錢兩村に達する道路全通せり且錢兩村より札幌千歳を經て東海岸勇拂に達する新道も曩きに開通し交通の便昔日と同一視すへからず

宿驛

○藩政の時宿驛は運上屋及番屋に於て取扱ひ宿泊は官吏のみに限りしか當時代には旅籠料を定め運上屋番屋の外數里に渉る不便の地には休泊所を建設せしめ官吏及人民の宿泊に充てたり而して新に休泊所を設置せし個所は岩内郡に於て敷島内村字ユツナイ(雷電山中)野塚村幌似村余市郡には山道村字ルベシへ谷部村字谷部阪下小樽郡には手宮町字シマツンに各一ヶ所都合六ヶ所の休泊所新設あり是れ道路の開通せしと移住奨励の結果として旅行者の往復頻繁となりし故なり

海運

○藩政の時は請負人のみ辨財船を使用し二八取りは緩かに七八十石の小船に限りありたれば航路の危険甚しかりしも第二期幕政の時より此制限を解きたり且函館奉行所用遠松川辨之助は函館より小樽を経て薩哈連島に通ずる回船業を營み従前福山沖ノ口に於て船舶を検査せしに磯谷に於て船改所の設立ありて海運も亦稍便利となりたり

漁網の改良

○網筑建網の事は第二期藩政時代漁網改良の部に記載せしか安政三年古平郡群來村秋元某の漁夫木材を以て枠を組み水面に浮べ之れに網を吊し建網にて

網切振動

漁獲せし鯡を枠網に入れ後も酌み出す事を發明す是れ吊袋の起原にして風波あるも鯡を放棄するの損害を免るゝに至れり而るに枠網は喧騒にして鯡の群來に妨害ありしか安政四年全村の白岩八右衛門吊袋を漁船に吊す事を發明し喧騒の欠点は此發明により除去するに至れり爾來網の使用は減し建網を専ら使用し従前の二八取りは網建網を使用するを得たりしに此時代より之れを使用するを得たれば統數増加隨て収獲も増し各郡繁盛の一要素となり鯡絞粕製造も頗る増加せり而して角網の發明は積丹郡出岬村の齋藤彦三郎なり

○建網は安政元年松前藩之れが使用を禁したるも其利あるを以て濫かに使用するものありければ安政二年江差、五勝手近傍の漁民激昂し總員凡五百人漁船に乗り建網を切斷せんため岩内、古宇、積丹、美濃各所に於て暴行し古平に來りしか石狩譜の幕吏古平郡群來村にあり弘前藩士赤岩定吉等と共に巨魁を捕へしかは逃竄せしもの少からさりしも殘黨は高島村まで來れりされど各地の漁業者は豫め暴行者の來るを知り山野に網を隠置したれば幸に甚しき損害なかりしと云ふ蓋し暴行の理由は鯡の繁殖に妨害あり殊に差網營業者の収獲を減す

るの處あればとて秋に至り江差地方の漁家再び江差役所に建網全廢を歎願せり而るに當地方の漁家も亦之れか使用を再度哀願しければ函館奉行は藩政の禁を解き試みに一ヶ年間使用を許可し尋て亦三五年間許可し建網一統に付き冥加金三兩を徴収し若し江差地方の漁業衰へなは冥加金を以て漁民を救助すへき法策を講し竟には現今に至るまで使用するの基礎となりたり之れを要するに建網の使用を禁止せば西在の漁業者にして奥羽地方より來住するもの凡そ一万人あるに其半數を減すべく建網使用の良否は暫らく擱き土地の盛衰如何に着眼し安政三年竹内、堀村垣連署し建網使用の儀を上申し全年左の諭告を發せり

申渡

西蝦夷地にて築網建網相用候故江差より八村近來不漁トノ趣イワレナキ筋ニハ有之間敷候得共大網俄ニ差止候得ハ來春ヨリ蝦夷地出稼ノ者相減候ハ必定ノ事然ル處近頃異國ノ船々渡來致御捨置難相成故公邊御料に相成御役人相詰諸家へ御固ヲモ被仰付猶追々一人ツ、モ多ク蝦夷地へ住居爲致不申

漁業

候テハ御不安心ニ付江戸表ニ於テモ御心配被遊候折柄是迄漁業中相越候者來春ヨリ不足致候テハ差當リ御趣意ニ相背候事故其方共村方江差地方を云ふノ義ハイカニモ不便ニ存候得共無余儀即時節ニテ既ニ松前家代々領シ候土地ヲモ上地相成候ハ多人數御移有之異國ヨリウカソレ不申爲メ莫大ノ御手數ヲ被爲盡御儀故網ノ善惡ハ暫ク差置三五年ノ内是迄ノ通御差置相成候間御趣意ノ次第厚ク心得小前未々迄無洩申聞候様致スヘシ尤モ村々前濱ニ於テ此後引續キ不漁ニテ難澁致候得ハ厚ク御介抱被下候ニ付其段モ安心致シ心得違無之様精々一同へ申諭スヘシ

安政三長年十月

右申渡書は建網使用を許せしに過ぎさるも函館奉行は移民の増加を計り拓殖警備に意を注ぎし方針を知り得へし

○漁網の改良、建網築網使用の解禁及移民の増加は漁業の進歩を促し鮮鮫粕製造興り商賈も開店し各地に小市街を形成するに至れり且天保四年小樽の身欠鮮百石金百六十兩、鮫粕百石金九十兩より百十一兩の相場なりしに慶應三年に

は身欠緋百石四百五十兩となり絞粕は百石四百兩に昂騰し天保四年の相場に比し約ね三四倍の價格となり漁業家は次第に富有に赴けり而して各郡緋の收穫高は知るに由なしと雖とも第二期松前藩政の時各郡收穫高を掲げて小樽郡なければ其欠を補はんため安政三年より元治元年に至る九年間小樽郡の緋收穫高を参考のため左に附記す

○小樽郡緋收穫高表

年次	運上屋番屋取揚高并 二八役買入共	永住人取揚高	合	計
安政三年	四、六八六、五三	三八、三六〇、四六	四三、〇四六、九九	
全四年	四、二九八、四八	三一、九一一、七三	三六、二一〇、二一	
全五年	四、一五六、五八	三四、六二〇、〇二	三八、七七六、六〇	
全六年	四、六四四、六九	三七、五八九、七九	四二、二三四、四八	
萬延元年	三、六四七、一八	二八、九八六、五六	三二、六三三、七四	
文久元年	三、九七九、一四	三一、二七七、二七	三五、二五六、四一	
全二年	四、〇二二、六四	三八、三一八、二九	四二、三四〇、九三	

長崎俵物

商業

農業

全三年	四、三二六、八四	四二、〇一五、九二	四六、三四二、七六
元治元年	三、七一八、一八	四四、四四五、八五	四八、一六四、〇三
一々年平均			四〇、五五六、二四

○長崎俵物は往時鮑、煎海鼠の二品なりしか昆布及鯛も長崎俵物となり人民相對買賣を禁し其取締を嚴重にせしか函館開港場となり密交易行はれ到底之れを防ぐ能はされは慶應元年より各自々由に買賣するを許すに至れり

○漁業者定住するにつれ日用物品販賣の必要を生ず藩政時代には商業を禁し請負人の獨占業たりしか幕府此禁を解き各自商業に従事するを許したれば各地に荒物店、旅店、料理店、劇場等起り寺院も初めて建立あり而して九郡中著しく發達せし所は小樽、岩内、余市の三港にして各市街となれり

○起業家として有名なる松川辨之助は岩内郡に農民を移し開墾を企てしか専ら薩哈連島の事業に従事したれば其成績顯れさりしか安政四年常見榮太郎は發足村及幌似村に農夫數戸を移し開墾せしむ當時三年間毎月米一俵を給し屋敷料として九兩三分三朱を給せり岩内請負人佐藤仁左衛門青森より農夫十六

名を老古美村に移し一万五千坪を墾成し安政五年には葛山幸三郎小樽郡張碓村に土着し農夫數名を置き開墾し水田を試作す是れ九郡にて水田を開きし嬌矢なり又全所に水車を造りしと云ふ小樽港にては定住者の居宅地續きを一二万坪割渡し開墾を奨励しければ西川岡田兩請負人は率先して開墾し定住者も多少開墾せりと雖とも漁業を専業とし其成績顯れず大根其他の漬物すら福山其他より購求せりと云ふ

鑛山

各地の鑛山

○海陸交通の頻繁なるより鑛山を發見せし所尠からず西蝦夷日誌に

美國岳古字岳サネナイ岳(サンナイ)積丹岳に金鑛あり——サネナイ並ウクシナイ兩山間より積丹川筋へ越ゆることを得此川筋金銀鑛あり——サカヅキ古字郡益村の原名の名義は金銀鑛あるの義なり此所金銀及鉛鑛あり故に名つく——モイワ(古字郡興志内村字モイワ)にも鉛氣あり——イワナイ(岩内)はイワヨナイにて硫黃澤なり其硫黃山は安政五年三月十二日堅雪の上を常見氏常見榮太郎上り見立置西年(文久元年)道を開き出さる其高凡一年五百石目に下らすとありて此時より探掘せしゝ如しと雖とも探掘の第一着は文化年間ならん蓋

イワナヨブリ硫黃山

茅洞石炭山

し該硫黃山は膽振國此田郡の地籍に属するも前記の如く舊記は岩内郡の所屬とし開拓使の書類も岩内郡の所屬としあり且三井鑛山台名會社出張所は現今岩内市街にありて探掘に従事し輸出も岩内港なるに因み附記せり

茅洞石炭山は岩内郡茅沼村茅沼川の溪間にあり安政三年四月鱒釣漁夫忠藏之れを發見し請負人佐藤仁左衛門其筋に告知し翌年九月櫻場文左衛門凡三十吠を發掘せり又全五年八月幕吏長谷川儀三郎属吏三名を伴ひ來り壹百吠を發掘す爾後探掘を繼續せしが文久三年四月より大島惣左衛門をして専ら探掘せしめ慶應三年六月調役海老原武治等英人イ、エッチ、ガールと共に道路の開鑿架橋及官舎其他建物の工事を起し且探掘に従事せしか維新革明の變亂により休憩せり

温泉

○岩内郡請負人佐藤仁左衛門安政四年全郡敷島内村字ユウナイに沐浴所を建設し同時に入浴場を設けたり是れ今のユウナイ温泉なり又小樽郡張碓村在住葛山幸三郎全村にて鑛泉を發見し煖めて浴場とせり

○文久年間より吉田咲美荒井黙庵百舌目貫一小樽に於て寺小屋流の學校を開

教育

設し教授せり岩内には第二期藩政の時既に寺小屋あり余市も此時代に教授を初めし人あり其他の地方に於ては文字を解する人厚意上一二名を教授せし所各地にありたり

○幕府雇醫師佐藤源一安政三年より小樽にあり爾來豊原淡齋荒井黙庵、石田龍伯等醫業に従事せり岩内余市に於ても漢法醫ありたり

○此時代に建立の神社總数は九社なり中に就き積丹郡は四社美國郡余市郡は各二社古平郡は一社なり元治元年六月十四日小樽郡山、上町墨江神社祭禮を執行せり是れ小樽港に於ける神社祭禮の初なり因に記す往古より山、上町に巖島神社建立しあり文久年間幕吏宇津木頼母港町に墨江神社を勸請せんと欲し港町海岸を埋立たるも故あつて山、上町巖島神社に合祀し社名を墨江神社と改稱せり是れ今の住吉神社なり

○神社表

所在郡名	所在町村名	建立年月	資格	神社名	要領
厚	古	安	村	稻	
苦	平	政	社	荷	
村	郡	二		神	
		年		社	

寺院

美國郡	積丹郡	余市郡	古平郡
小泊村	神岬村	山白町	新地町
安政三年	文久二年	安政年間	慶應元年
郷社	全	全	郷社
美國神社	稻荷神社	全	金比羅神社
一書に享保十年五月勸請とあれど始く北海道志による		今琴平町ニ移轉	

○寺院は安政二年以前九郡内に一寺の建立を見ず蓋し人が己れの祖先を祭るは人倫の基なり且戸口の増殖と共に葬祭の必要生ずるは自然の趨勢なるを以て寺社奉行酒井若狭守は獵業差支なき所に寺院建立を許すと達しければ安政年間より九郡内に創立の寺院總數十五ヶ寺に達せり是れ移住奨励より成りし結果に外ならず而して九郡中最古の寺院は岩内郡にして小樽、余市、古平、忍路、高島の各寺順次遅れて建立あり又一郡別寺院數は小樽港五ヶ寺最多數を占め岩内余市

二郡は各三ヶ寺にして小樽古平、忍路、古字の四郡は各一ヶ寺なり宗派別にすれば曹洞宗七ヶ寺浄土宗四ヶ寺真宗二ヶ寺西派本願寺、日蓮宗各一ヶ寺あり

○寺院表

所在郡名	所在町村名	建立年月	宗派	寺院名	要領
岩内郡	鷹臺町	安政三年八月	浄土宗	歸厚院	口碑ニヨレハ堀利安政元年巡視ノ時歸厚寺ノ三宇ヲ書シ信ニ與ヘシヨリ今年建立セリ
	全	安政四年六月	曹洞宗	全修寺	初メ觀音堂ト稱セリ
	桶川町	安政六年七月	真宗大谷派	智慧光寺	初メ本願寺掛所ト稱セリ
余市郡	梅川町	安政四年六月	浄土宗	寶隆寺	
	澤平町	文久元年八月	曹洞宗	法隆寺	初メ澤町ニアリ
	開運町	安政四年八月	西派本願寺	小樽本願寺別院	初メ本願寺休泊所ト稱シ翌年願乘寺ト改稱ス一書ニ安政五年トアレ
小樽郡	新宮町	全六年	曹洞宗	龍徳寺	非ナリ
	入船町	全六年	日蓮宗	妙龍寺	初メ高龍寺ト稱シ信香裏町ニアリ
					初メ妙見堂ト稱シ明治三年題目堂ト更ニ北海道志ニハ明治四年建立トアリ
					初メ山ノ上町ニ創建明治五年現地ニ移轉ス

封禁時代の性

郡名	町村名	建立年月	宗派	寺院名	要領
高島郡	稻穂町	慶應二年四月	曹洞宗	正法寺	北海道志ニハ慶應三年創建トアリ
小樽郡	熊碓村	文久三年四月	浄土宗	長昌寺	初メ觀音堂ト稱ス一書ニ安政ノ頃建立トアリ
古平郡	新地町	萬延元年	曹洞宗	禪源寺	
忍路郡	鹽谷村	文久二年	全	徳源寺	
古字郡	泊村	全	全	法輪寺	

○結編

○下國家か渡島國の大部を占領し能くアイヌを鎮撫したると松前藩永正十年之れに代り爾來アイヌの反亂を征して終に歸服せしめ領土を擴張して家臣の采地となし請負人をして拓殖の端緒を開かしめたるは恰も南北亞米利加發見の後ち英佛西の三ヶ國か亞米利加土人を戡定して領土を擴めたる同一の感あり而るにアイヌ歸服の頃より和蘭、露西亞は北海の邊境を覬覦渴望せり若し下國松前兩家か曩日アイヌを鎮撫するなくんは千島、薩哈連島於にけるか如く蝦夷か千島の蠶食を逞ふせしやも知り難し兩家の功績も亦偉大なりと謂はさるへからすされどアイヌの歸服は平安無事となり勇武の氣象は去つて文弱安逸

に失し昔日の如く領土を擴むるに熱中せずして守成の方向となり王政復古の
際政府が長崎蝦夷に於ける外交上の因縁より尊王攘夷の板挾となり倒れたる
か如く松前藩も千島、薩哈連島の邊境に於ける外交上の因縁より守備拓殖の二
欠点の爲に板挾となり移封せられし二回に及びしも亦止むを得ざるに出づる
のみ

文化四年以後

○文化四年より文政四年に至る十五年間の初期幕政時代は千島に對する對露
策として寛政已來東蝦夷地の守備拓殖を専らとしたれば西蝦夷地に於ける成
蹟著はれたるもの少なし爾來無事なるを以て文政四年再び松前藩に復封し嘉
永安政年間英米の捕鯨、函館の開港及薩哈連島に於て露か蠶食の慾を逞ふする
に際しては端なくも再び移封せり蓋し幕府直轄し専心警備、拓殖の任に磨りし
は藩政に優りしと雖ども再度移復せしは幕府の主義一定せざる失體なり加ふ
るに文政四年復封せし後ち幕府か毎歳金一万兩の貢獻を松前藩より收めしは
北海道の前途を杞憂せざるに出づるに一朝外交上の事起るに當りては周章
狼狽し蝦夷の警備拓殖忽せにすへからず松前藩微弱なりと刺議し自から貢獻

安政二年以後

を入れて微弱ならしめたる所以を問はざるは恰も兒戯に類す之れに反し幕府
か文化以來一定の方針により北門の寶庫を啓發して將來に益するの大計を畫
策せしならば明治政府の拓殖費を減額せしや疑ひなし是れ安政二年以前の狀
態にして藩政の守成と何んを撰はん

されど安政二年幕府か直轄せしより明治初年に至るまで僅々十三年間にして
拓殖の進歩せし成績顯著なり蓋し三百諸侯の主領たる幕府の施政に蓋ちす藩
政に比せば大差あり差あるは堀、村垣の如き有爲の人物をして函館奉行となし
施設したるによる讀者は二期幕政時代を一讀し堀、村垣等か施設せし功蹟の渺
少ならざるを知らん就中移民の奨励、婦女移住の解禁、道路の開鑿、宿驛の新設、建
網使用の解禁、農商鑛業の奨励、寺院の創建等は顯然たる成績にして各所に市街
を形成するに至れり特に小樽を村並となし騎負人を廢して直接に租税を徵收
せしか如きは英斷なる措置なりと云はざるへからず

幕府の政權奉
還

然れども开は後志國九郡の發達にして日本全國の大勢は一大革命を包含せり
万延元年幕府の大老井伊直弼櫻田門外に於て刺客の爲に倒れ文久二年老中安

藤信正は坂下門に要撃せらる是れ下田條約の反動として鎖港攘夷の結果なり
 斯く徳川家は日に月に衰へて尊王倒幕説起り長州征伐の尖策は端なくも導火
 線となり慶應三年十月十四日徳川慶喜大政を奉還せんことを請ひて許可せら
 れたれば幕府は亡ひ茲に王政復古明治維新の照世に遷徙し文明の潮流は千里
 一瀉蝦夷が千島を洗ふて一新機軸を開かんとするに至れり祝せざるべけんや

中編終

下編 小樽港史保護時代

自明治元年 至全十三年 十二年間

開拓使の設置

○徳川慶喜政權を奉還せしと共に封建政度は瓦解し明治維新の新天地となり
 たりされど北海道は海陸の交通不便にして移民は纔かに海岸に沿ひ漁業を營
 ひに過ぎす且薩哈連島は日露の雜居地なれば一日も忽緒にすへからざる北門
 の鎖鑰たり加ふるに海陸産物に富む寶庫なれば明治元年三月——今上陛下——
 岩倉具視等をして議事局に於て蝦夷開拓を議せしめられ衆各意見を具狀す四
 月函館裁判所を設置し全島の中央政廳とす五月函館奉行杉浦勝誠土地、人民、金
 穀、圖書、器械を収めて井上石見に致す尋て函館裁判所を廢して函館府を置き又
 之れを改めて函館縣と改稱す明治二年七月八日函館縣を廢し開拓使を新設し
 署を民部省中に置き鍋島直正を長官に清水谷公考を次官に輔し八月蝦夷を改
 めて北海道と稱し十一國八十六郡に分ち初めて國郡町村名を附す

維新革命の餘波

○函館裁判所設置の時小樽信香町勤番所には幕府の定役伊澤兵九郎、平田彌十
 郎、同心小茂田直次郎、高橋新平、足輕中島忠之助、詰合未九新政府の官吏と交代せ
 す是より先き鳥羽、伏見、上野の變に次ぎ東北諸州は徳川家の勢撥となり方に干

戈を動さんとするの際なれば民心疑懼歸依する所を知らず此時に當り小樽地方の惡徒花屋忠兵衛、下國雷藏、傷金等巨魁となり漁民を驅つて勤番所に迫り陽に明治政朝の制札を掲出せしめんことを名とし陰には勤番所の財貨を掠奪せんと企て錢函村に赴き漁民を募り張碓、朝里、熊碓三ヶ村の漁家に就き應援を強ひ拒まば家屋を破壊せんと脅迫す漁家は本意ならずも尾従し小樽に着せしは明治元年四月四日にして總員數百名に及ぶ是より勤番所に押し寄せ門を毀ち侵入しければ二名は刀鎗の爲に斃され傷金は銃丸の爲めに負傷す素より確固たる目的及一致を缺ける烏合の衆なれば皆四散し亦一人の加盟者を見ず唯石狩より調役日野榮助十數名を帥ひ巨魁等を捕縛せんとし彼等の屯所に就き搜索せしも既に遁逃せり茲に於て民意に従ひ制札を掲出しければ巨魁等の目的の一部は達せしか如しと雖ども終に縛せられ年を越へ勝納川沿岸に烏首せらるるに東北諸洲の戦亂に次ぎ明治元年十月榎本益次郎武揚兩館を侵し十二月に至り彰義隊十數名及一小隊の兵小樽に屯在し屢々民家に迫りて金品を掠め婦女に侮辱を加へし如き暴行をなせしか明治二年五月函館の亂は鎮定し

兵部省

尋て小樽の殘黨は官軍に逐はれ平定す斯く維新革命の餘波延ひて小樽港に及び一時無政府たりし觀ありしのみならず戦争のため運輸の便を杜絶したるか爲め米穀雜貨欠乏し其價格非常に暴騰し一時米一石貳拾兩阿波産煙草四十匁入壹分に騰り市民は應に飢餓に瀕せりされと兵部省員兩館より米穀を輸し一時の急を救ひ且政府も全道本年の租税を免除しければ皇恩の優渥なるに咽ひ各々業務に精勵せり

行政事務

○文化四年近藤重藏の意見として高島は雄鎮の地なり衛所を置かんとの建議は行はれさりしが明治二年九月高島小樽石狩三郡を兵部省の直轄とすされと同三年正月兵部省の管轄を解き開拓使の管理に歸す

○明治二年十一月判官島義勇小樽郡錢函村に來り民家を就して仮役所を設置し札幌に治所を開きたるも後ち大學少監に轉職す茲に於て判官岩村通俊之に代り明治三年三月札幌の治所を中止し同時に錢函村仮役所を廢し小樽仮役所を信香町舊收納會所内に創設し庶務、金穀、營繕、用度、刑法、病院の各係を置き後志、石狩二國の内十郡を總轄せしか同年十二月に至り西村貞陽の稟議に基き札幌

治所を再興することとなりたりされど四年六月に至るまで諸願伺は舊の如く小樽に於て取扱ひ各地より往復しければ猶西部の中央政廳たる感ありしが全年全月小樽仮役所を小樽出張所と改稱し高島、小樽二郡を管轄する一政廳となり明治六年十一月より忍路郡桃内村以東を小樽出張所に併せしか其年十二月再ひ余市出張所に属す八年六月小樽出張所を小樽詰所と改稱明治九年二月より忍路、余市二郡を小樽詰所の管轄とし同年四月小樽詰所を小樽分署と改稱す

○司法事務は明治三年三月小樽假役所設置と共に刑法係を置き聽訟斷獄を處分せしか同年八月二月懲役百日以下の輕罪は罪文を作り刑名を宣告し一年以上は假口供を以て札幌刑法局へ護送せしか同年四月以後懲役百日以下は護送せず答杖實決せりされど明治十一年五月より答杖實決を廢止せり是より先き明治八年六月大審院新設の時より死罪は同院に終身懲役は擬律案を函館裁判所に出し批可を受くるを例とせり要するに司法事務は明治十五年より刑法治罪法の實施を俟たされは完全ならず

○明治六年邏卒六人を小樽港に置く是れ今の巡査と同一なり爾後戸口増殖し

警察事務

司法事務

船舶の幅狭頻繁に赴くを以て明治九年十月舊海關所内に警察分署を開き警部巡査を合せ十名を置けり十年三月違式鞋進條例を定め若竹町より手宮村までの市街及び札幌市街に限り之れを施行せり是れ今の違輕罪に該當す且市街に則四十五ヶ所を設け淫賣罰則を制定し取締を嚴にせんため巡査九名を増加したれば當時署員は十九名なり之れを要するに巡査の増員は市街の旺盛となりしを表示するに外ならず亦實際明治十年は同六年に比し現任人員一千八百八十一人増加せり

○慶應元年小樽を村並とし同時に名主年寄を置きしか明治三年町名を附し市役所を設置し大年寄、中年寄、町代を置き大年寄は笛字、刀劍、乘鞍、使用の特權を有し中年寄は片腰を帯ふるの特許あり村には頭取及び百姓代を置き現今の戸長及總代人の職務を兼掌せしか明治五年四月此等半官半民の職制を廢し戸長、副戸長を設け戸長事務所を新設す而して小樽郡は戸長一人、副戸長四人、高島郡は副戸長二人を定員とし十月より戸長月給七圓、副戸長五圓を官給し純全たる官吏となし別に總代人を置き市民を代表し行政事務に參與するに至りしか總代人

町村の事務

戸長事務

總代人

の職權を規定せしは明治十一年にして撰者、被撰者の資格を定め金穀、公借、共有物、土木、起工等の事に干預するに至り自治の端緒を得たるか如しと雖ども一班の利害得失に關する事項は官廳之れを議事に附せされは干渉するの權理を有せず明治十二年十一月戸長事務所を戸長役場と改稱せり

因に記す明治三年帶刀を許せしか同四年廢藩置縣と共に廢刀及散髮令出たり

浦役場

○明治十年三月量徳町及朝里村に浦役場を創置し戸長總代人町村用係をして兼勤せしめ難破船の取扱、船舶に關する人民の願届及代書を辨し船主貨物の賣買に斡旋し奸商の術中に陥るを防きたり

移民

○荒野無人の境土を開かんと欲せば人力を要す故に人を移すは一大要義なり松前藩は之れを制限して失敗し幕府は之れを奨勵して多少成功せり明治政府は人を移さんため他府縣と異なる特別の規定を設け開拓使なる官廳を置き専ら移民を保護せり而るに小樽、高嶋は土地狹隘開くへき餘地少なければ政府の保護を受け移住せしもの多からず之れを要するに開拓使は石狩原野を開發す

るを以て主眼とせりされど石狩原野の開發は間接に小樽港の發達を誘引し良港灣あるの故を以て水産物及雜貨の集散地となり移民の大部は商業者として自ら移住せり蓋し遺利ある所招かすして人の集まるは自然の勢なればなり然れども亦保護奨勵により戸口増殖せり明治二年十一月漁場へ出稼するものは家族携帶永住すべきを奨勵し函館亂後流落者多きを以て移民扶助規則を制定し三ヶ年間米を扶助し種子、農具、家作料、及開墾費、起業費等を募移農夫、自移農夫、募移工商、自移工商の區別により差等を定め金品を給與又は貸與せり此保護により小樽港に移住せしは明治四年五月に於て曩きに宗谷に移りし男五十二人女十四人なり又明治七年薩哈連島移民引揚により小樽、函館に三百三十二名を別ち奥澤村に土着せしむ是れ奥澤村の起原なり明治十二年四月送籍移住者渡航手續を定め開拓使附屬船に附載し移住するものは乗客貸及手荷物運賃を免し函館、小樽等に渡航する便宜を興へたれば漸次移住者増加せり明治元年小樽港の現住戸數四百四十四戸其人員二千二百三十口なりしに明治十二年末に至り現住戸數一千二百二十七戸其人員七千七百〇六口となり約三倍餘の増加な

地租及地價

り、換言せば小樽港は十二年間に三倍餘進歩發達せり
 ○移民に金品を給與又は貸與し移住者を募集せしと同時に保護を加へしは地租の軽減なり明治三年開墾地嶽下除租期初年より七ヶ年と定め明治五年六月北海道開墾地收税規則を設け開墾播種初年より五ヶ年間免稅し六年目より十ヶ年間に上中下の地價に應し十分ノ一を收め其後は全額とし作物を以て金納に換ゆる特例の設けありしか全年九月に至り所有地は七ヶ年間海産干場は五ヶ年間除租し官費の移民は開墾成功後五ヶ年間除租と規定し明治九年より地租は地價百分ノ一と定めたり他府縣は地價百分ノ二分五厘なるも北海道は特に此恩典ありて現今に至るも同一なり地價は明治五年九月上地千坪一圓五十錢中地一圓下地五十錢と定めしも七年七月成功地は地價を徵せず地券を交附する事とせり
 ○維新前總て土地は單に借用地にして所有權を附與せされは開墾する念慮を起さざりしと云ふ實際然らん明治四年九月政府は宅地及耕地の所有を許し人民相互の貸借地に家屋等を建築せし地は其建物所有者の所有に歸せしめたりと雖ども本籍人に限り寄留者には之れを許さず且漁場は本籍寄留を問はず借

土地所有權

商業

地するに止まれり明治五年九月に至り漁場及牧場の所有權を移すの規定を設けしも是亦本籍人に限り明治八年一月札幌農學校教頭米人ケブロン建議して言ふ漁場出稼人をして土着せしむるは殖殖上專要なりと縷述し明治九年地券發行條例となり總て土地は本籍寄留を問はず所有權を附與するに至れり之れを要するに土地の所有權を得せしむると然らざるとは社會の進否如何に關する大なり北海道如何に生産力に富むも土地の所有權なくんば故郷墳墓の地を去つて移住を企つるものあらんや故に明治九年は移住者をして土着するの念慮を惹起せしめたる記憶すべき年なり
 ○小樽港に於ける明治初年の商業は甚だ幼稚なり明治三年仲買營業者なきを以て開拓使は該業者十三名を撰定し金五百兩を納めしめ十三名の獨占業となせし有様なりしか明治九年より各自隨意に斯業を營むに至れり日用必需の販賣店は人口の増加に伴ひ増加せしも分業行はれず一店に入らば他店に入るを要せず衣食品を購求するを得たるも價格は廉ならず皆元仕入相場を標準とし各商店の賣價區々一定せず加ふるに此時代は寧ろ水産物賣買を専らとせしか故

市況

に春夏秋の期節に水産物買入の爲め大和船雜貨を積載し他府縣より入津するを常とし冬期は航海船杜絶し屢々販賣品欠乏し物價は昂騰せり之れを要するに漁船の航通なきによる漁船の航通なきは冬期輸出すへき貨物なきを以て到底營利的業とならざるにあり明治十二年日本形船の入航数は二千三百三十艘なるも漁船は僅かに八十七艘に過ぎず

○明治二年は維新革命の餘波にて米穀雜貨欠乏し價格暴騰し翌三年も物價廉ならず加ふるに薄漁なりければ市況引立さりしか明治六年に至り物價下落せり且兩三年以來漁業不充分なりしを以て市況沈靜の傾きありしを明治七年は西部各地豊漁なりしのみならず鮮鮭粕百石四百圓以上身欠鮮百石八百圓以上に達し且明治五年より輸出税の免除ありて市況頗る榮へたり但し明治五六年は鮮鮭粕百石三百圓内外にして身欠鮮は百石四五百圓なり而して明治九年より物價は次第に騰貴せり是れ紙幣増發の結果にして金融圓滑諸種の事業勃興したるによる殊に明治十二年は鮭粕六百圓身欠鮮は八百圓以上の相場を保ち小樽は甚だ賑へり

手宮の岩窟

貸與米

金融

○明治十二年三月浦鹽斯德地方の法に倣ひ手宮町埠頭の側に岩窟を穿ち屈曲して光線の透入を防ぎ麥酒、錫詰等輸出の際一時貯藏の所とせしが現今北海道炭礦鐵道株式會社の物置と變せり

○既記の如く冬期に際しては運輸の途杜絶し米價常に暴騰し往々欠乏を告ぐるの故を以て開拓使創設以來小樽に倉庫を設け米を貸與せり明治五年より一分の利子を附し海産物を以て返還するの便宜を與へしか明治十一年より通常賣下を廢し凶歉又は米價昂騰の時に限り臨時賣下の方針となりたり之を要するに明治八年以來海運業稍開けたるを以てなり

○開拓使は漁家に漁業資本金商買には米を貸與したれば金融の助けとなりしか其他は個人間の信用貸借明治五年設立の舊親合の貸金及無盡等に過ぎず明治十二年三井銀行、第四十四銀行、及第六十七銀行、各支店を小樽に開きたれど三井銀行は官衙の出納金取扱に止まり四十四及六十七銀行は明治十三年より鐵道の開通及三菱會社の定期航海起るを以て設立し僅かに此時代の終期一々年以内の營業なれば若しく金融を助けすされど四十四銀行は一圓五圓の小切手と

漁業の保護及漁業税

稱し紙幣と同一なる功力を有せしめたる金額數万圓を發行したると従前貸借の金利普通五分なりしに四十四及六十七の二銀行は制規の利子に手数料を見込み二分二厘乃至三分を以て貸與しければ當時高利貸金營業者は苦情を鳴らせしも多少金融機關となりたりされと未だ手形行はれず唯僅かに荷爲替及爲替金を取扱ひ營業の大部は貸金なり

○漁業税は維新前と異ならずしか明治三年四月鮮漁業税を五分の一と改め同年十月に至り西部地方は二割とせり其他水産物の種類により差等あり且屢々變更ありて繁雜に渉るを以て之れを畧す而るに漁業家は元仕入金及庶夫給金に乏欠を來し漁業の發達に影響すること尠からされは開拓使は明治四年小樽高島二郡に金三千五百兩を貸與し水産物賣却の後ち一分の金利を元金に附し返還の法を設け新開の漁場を明治七年より現品税及地租を五ヶ年間免除の特典あり又同年小樽外四郡に金參万八千圓を貸與せり明治九年四月安政年間定めたる建網一統の冥加金三圓を廢せり明治十年十二月水産物の種類により海産干場之地積に制限を定めたれば既往に比し多數の人をして漁業を營ひの便

水産物製造

農業

益となれり當時漁業家にして資本乏しきもの個人貸借の金利及産物折二を合算すれば一年金百圓に對し五拾九圓乃至六十四圓を資本主に支拂はさるへからず依て開拓使は明治十一年より建網一統に付き金三百圓を限りとし一割二分の利子を附し財産を抵當とし成へく資本薄弱なるものに貸與するの方針を採りしかは漁業家は是等の保護により事業を擴張するを得たりと雖ども漁業税の重きと現品納なるため無益の手續を要し頗る事業の進歩を妨けたり

○明治十一年五月色内町に鮮油精製及鱈肝油製造のため試験場を設置し農學校教師ペンハロー之れを擔任し成績頗る佳良なりけり同年十二月に至り高島郡祝津村に於て白鳥永作鈴木新兵衛と共に鱈の肝油製造を始むりして開拓使は鮮産の改良、鑛蹟、沃素、及肥料製造等を試験し間接に民業の摸範となりしもの少からず

○此時に小樽市街の宅地附近は猶畑地各所に点在せり殊に入船町奥住の江町山田町稻穂町勝納川沿岸地は耕地にして次第に宅地となりしは今より十數年以前なり明治五年小樽郡民有耕地反別十二町七反四畝拾六歩なりしか明治十

果木

二年には八拾六町四反歩に増加し高島郡は明治五年四反八畝拾六歩なりしに明治十二年に至り拾參町貳反參畝拾四歩となり農業の進歩せしは疑ふへくもわらず耕作物は市街需用の蔬菜多く其他は大小豆、蕎麥、玉蜀黍、麥、粟等にして未だ水田なく兩郡各村に於ては自家の食料を耕作するに止まれり而して小樽郡が高島郡に比し耕地反別多きは奥澤村移民に保護を加へしに依る

○明治八年より明治十一年まで四年間開拓使より高島小樽兩郡へ下附せし果樹は梨五千六百六十四本林檎四千三百五十七本李百二十本櫻千百四十七本杏五百三十九本梅三百九十三本葡萄四百本ありしも市街の擴張につれ減少し現するは少數なり

勸業試験園

○明治十一年十二月入船町裏通四千三百十壹坪を撰定し勸業試験園を設け東京及渡島國龜田郡七重より回送の動植物を栽培飼育する計畫なりしも實際は上野園より購入の菜苗二百株を移植せしに過ぎす且入船町裏通に四所量徳町に二所の苗圃を設け杉苗若干を栽植せり

牧畜

○明治六年九月牧牛繁殖のため開拓使は五年間牧牛を貸與し初年は一頭に付

工業

飼養料參圓を給與するか若くは一頭に付月賦金拾圓又は即納金七圓にて拂下の方法を設けあり全年松田一介拾壹圓を借受け高島郡に牧場を置き生乳販賣を開始す是れ小樽港牧畜業の濫觴あり當時一合の生乳六錢なりしか明治九年堀基乳牛拾頭を以て斯業を初めしより一合三錢に引下げたり

○明治五年本多桂次郎陶器製造を初む當初は販賣の途なきを以て困弊せしかと不屈不撓以て斯業を繼續し素燒樂燒等を製作し目下土場町に住居せり同人は元愛知の陶器製造者なりしか安政五年幕府の命により渡島國に移住せしか土質適せされは小樽に移轉せり而して味噌醬油製造業は明治十一年十月山上町居住の商人醸造資金を開拓使より借受け其業を初めたり

海運

○明治二年開拓使は風帆船感臨丸昇平丸を運輸船に充て明治三年六月木村萬平等五名康平丸を以て回漕社を東京に設立し北海道生産物運輸を計れり且北海道の航路は危険なるの故を以て未開港地と雖ども開拓使便宜外國船を雇使するの特例あり明治四年五月開拓使感臨丸を木村萬平へ貸附し獨逸製漁船暮留監號及英國製川蒸漁船辛未丸を購入す明治六年二月榎本六兵衛木村萬平外八

名函館に保任社明治七年廢業を興し海上保險及荷爲替を取扱ひ運漕業を營ま
 んため開拓使より資金拾万圓及瀬船北海丸を借り別に運漕社を設け保險以外
 の貨物運送に従事す同年開拓使は玄武丸初め黒田丸と稱す雷電丸初め蟠龍丸
 と稱すを米國より購入し雷電丸は毎年十月より翌年五月まで小樽港を定繋地
 とせりされど保任社運送社及前記の船舶は常に小樽港のみの運漕に従事せず
 と雖とも貨物おれは時々入港し其他春夏秋大和船の出入にして其船數少から
 す明治七年より三菱會社は東京函館間の定期航路を開始し爾來小樽へ寄港し
 明治八年には玄武丸東京より函館を経て毎月一回小樽港へ定期航路を開き往
 時函館より室蘭を経て陸路札幌に交通せし旅行者は漸次便船により小樽を経
 て札幌に往來し且運漕社は同年より支店を色内町に設け回漕業を初め運輸の
 便稍開くるに至れりされど當時東京小樽間の乗客賃金は上等二十六圓下等十
 三圓にして現今に比し運賃の廉ならざるは一驚を喫するの外なし明治九年三
 月開拓使の風帆船乘風丸は専ら小樽函館間の航海船となりたり而して明治八
 年小樽入港の西洋形船數は僅々二十八隻にして日本形船六百三十八艘の多數

札幌開水運

を占め同年北海道に於て破船せし數百二十艘溺死四十九人積石數二万〇九百
 十九石餘を沿海中に失へり斯る薄弱なる船體多きを以て開拓使は五百石以上
 の日本形船新造を禁し西洋形の造船を獎勵し明治十年には搭載荷物過超の弊
 より破船の患あるを以て船牌を檢査し過超荷物を沒收するの規定を設け明治
 十一年より東京及横須賀の各造船所に於て西洋形造船の請願に應し之れを製
 造せり此年又開拓使附屬船に限り小樽岩内室蘭根室四港より海外へ直輸出す
 るを得色内町に税關派出所を設置し海陸産物を海外へ輸出するの計畫あり又
 明治十二年には開拓使第一石狩第二石狩の二隻を東京築地に於て製造し小樽
 に定繋せしめ石狩増毛岩内方面の航海を開始す斯く海運業は政府の獨占業た
 る觀ありしと雖ども當時民間に在て斯業に従事するの餘力なく且利益薄きを
 以て勢ひ官業となり爾後保護と獎勵により逐年民業に移りしも是等の結果と
 して明治九年小樽入港瀬船僅かに六艘なりしに明治十二年には八十五艘入港
 し大畧十四倍の増加を現はせり
 ○明治十三年以前は未だ札幌間の鐵道開通せず荷物は皆馬背を籍り運搬し其

船政所

運賃低廉ならず故に開拓使は石狩川及其支流茨戸川を利用して札幌間の荷物を輸送せしか明治六年八月木村萬平をして札幌間官物の運送を取扱はしめ明治八年五月より開拓使は弘明丸をして人及貨物を無賃回漕し同年六月より引船を請ふ者あれば低價にて之に應じ明治九年七月より豊平丸を増し札幌まで米百石六十圓雜穀百石五十四圓の運賃を以て回漕し明治十年十月白濱園松錢函村より小樽石狩間海上小廻船二艘の下附を開拓使に請ひ回漕業を開始し明治十二年二月開拓使は沖鷹丸を石狩に繋ぎ小樽茨戸間の運輸船に充てたり之れを要するに往古より世人が石狩川及其河口は樞要なる地と認めたり安政年間松浦武四郎曰く他日札幌に府を置かば石狩は日ならずして大坂の繁昌を得へく手宮高島は兵庫神戸の両港に比すへしと又石狩詰荒井金助は石狩を以て中府の地と認めし感念は明治十二年まで開拓使も懐けりされとシローフォードの建議に基き札幌間鐵道開通となり石狩川の利用は止みたり

○明治二年九月函館、壽都、幌泉、手宮明治五年五月小樽港と改稱せりとの四港に海官所(明治三年十二月海關所と改め明治八年二月船政所と改稱せり)を設置し

輸出入品

小樽港は色内町に海官所を置き出入貨物の租税を徴收しければ往時の如く遠地に回航し納税するの煩勞を減せり且明治三年四月各港に於て船舶の検査を経ず猥りに他港に入津するを禁せしかは西地に幅輻する船舶は小樽に寄港し自然小樽港の繁昌となりたりされと明治六年十月より一旦検査を経たる船舶は各地より直帆の自由を得航海業者には至大の便宜となりたり

○明治三年十二月薪炭及米鹽の輸出を禁し明治五年より三年間外國貿易を除き輸出品の税を免除し海運業及輸出を奨励せり而して明治七年は出港税免除の期間満了せしも礦物、穀類、麻、蠶卵紙、生糸及器具に限り出港税免除の特例ありされと未だ是等の貨物を多額に輸出するに至らず大小豆等の如きは却て輸入せざるよし輸出せんとするも運賃廉ならずは他府縣の同産物と競争する能はず而して輸出品中主要なるものは鮭及鮭にして鮭粕及胴鮭の輸出先きは多く越後大阪、四國にして身欠鮭、鱈、鹽鮭は東京、兩羽、三越等なり又輸入物品の大部を占むるものは米、糖、酒、味噌、醬油、繩、麩等にして米は概ね新潟、伏木、酒田、青森の各港より鹽は竹原、三田尻、酒は大山、大坂、越後より醬油は新潟、酒田、青森、繩、麩は敦賀、酒田、

埠頭

伏木、津輕より輸入せり

○明治五年三月色内村埠頭工事に着手し翌六年七月工を竣ゆ長百七十四間幅六間此工費參千參百貳拾四圓餘又同年十一月常燈室を建設せり爾來船舶の出入頻繁なるも海岸水淺く貨物の積卸に便ならざるを以て手宮の埠頭工事を起し明治九年十二月竣工其埋立地積一千七百八十一坪餘土留長七十六間五尺五寸埠頭は木製にして延長三十八間幅三間此工費六千〇三十三圓餘又埠頭より凡二百間を隔て南北へ三十尋つゝの海底へ浮標を設け其距離以内へ船舶の碇泊を禁せり而して明治十二年九月には錢函村に木製荷揚場を築造す長二十間此工費三千三百七十四圓餘なり

道路

○明治四年十月藤野彌三兵衛自費金百九十三兩餘を以て勝納川に長六間幅二間二尺の板橋を架し勝納橋と稱す明治五年五月小樽市街より錢函村に達する道路の開修に着手し翌六年十二月竣工此延長六千六百〇九間工費二万〇八百十七圓餘且札幌郡下手稻村に至る道路を開鑿し札幌間交通の便開けたり明治七年十月若竹町熊碓村間海岸新道幅三間長百七十三間石垣築造九十七間陸道

陸運

長十六間を開鑿す此工費二千五百九十七圓餘明治十一年には小樽余市間の道路及開運町水道四百〇二間を民費開鑿又翌十二年には小樽より鹽谷村に至る山道車馬通行に便せんため民費開鑿せり而して小樽、錢函間車道は同年四月起工し十一月工を竣る此工費四万四千〇四十八圓を消費し完全なる車道となりたり其工事は米人シロフランド擔任せり又同年有幌町海岸に長三百三十間幅五間の車馬道及入船町裏道の道路を開鑿せり

○維新前は運上屋番屋に於て驛遞業を兼ねしも小樽郡は慶應元年請負人を廢し高島郡は明治二年九月請負人を廢し同年十一月運上屋及本陣番屋を脇本陣と唱へ旅宿及驛遞業を營めり明治三年九月手宮町の驛遞所を止め錢函村に新設し明治五年九月小樽の貫目改所を錢函村へ移せしか明治十年に至り之れを廢せり而して各驛遞業者には開拓使補助金を給せり明治八年の一例によれば小樽は金二百圓錢函村金百四十圓を補助せり且十年賦に駄馬を拂下けしこと等ありて専ら保護を盡せり嘗て黒田清隆露國に航し馬車、馬極及馬四頭を購入し札幌間の陸運を改良せんため明治十二年車馬道を開通し陸運改良係出張所

を小樽及錢函村に設立し厩及休泊所を建て従前駄送の不便を改良し馬車馬糧を用ひしより運賃低廉且迅速なるを以て陸運の便頼に一變せりされと明治十三年より起工せし鉄道の開通するに至りしを以て此利便は僅かの歲月間にて消滅せり

郵便

○明治五年十月小樽港及錢函村に郵便局を創設し明治六年八月より書留郵便及別配達郵便物取扱を開始せり明治七年一月に至り渡島國森村より岩内を経て小樽に通ずる線路を開き明治十二年一月より郵便爲替取扱を始め同年四月小樽市街に郵便切手賣下所五ヶ所を置きたり

電信

○明治六年一月小樽より札幌を經函館に通ずる電信工事に着手し翌年十二月落成を告げ信香町に電信分局を創置せり北海道郵便電信沿革誌稿には明治八年三月三日小樽に電信局を開くとあり明治八年三月福山より小樽まで海岸に沿ひ電線の架設成り交通の機關稍完備するに至れり

教育

○維新前より寺小屋的の教育に従事したるものは吉田咲美、荒井黙庵、百舌目貫一等にして明治時代に至りても引續き教授せりされと住民の多數は庶夫にして

歐米の文物

教育の何たるを解する輩稀なりければ學齡兒童にして就學せざりしもの多かりけり明治六年に至り手宮町の有志者協議し翌七年一月教育所を設立す是れ手宮尋常小學校の起原なり全年又小樽及錢函村に各教育所を設立せり蓋し小樽教育所は今の量徳尋常高等小學校の起原なり當時教員の俸給及校費は悉く官給なりしか明治八年官給を廢止し文部省配當委託金生徒一人に對し十四錢の補助金を倍し二十八錢を補助せり然れども翌九年に至り補助金は公立學校に限り私立には補助せざりけり此年小樽郡朝里村、張碓村、熊碓村及高島郡祝津村に各教育所を創立す而して教育所なる名稱は明治十年之れを廢し某學校と改稱し前記六校は量徳學校の分校に附屬し明治十二年より生徒をして蠶桑の業を學はしめたり

○封建時代に於ては鎖港攘夷論の管見に泥み歐米文明の新智識は遮斷せられしも王政維新となり氣運一變亦往時と異なるを以て明治元年一月十五日勅して宣はく「宇内の公法に基き各國との交際を開く上下一致して此旨を休せよ」と蓋し此勅語は我國文明の一大原動となり北海道に於ける事業の施設

及新智識の啓蒙も亦此餘恩によらざるはなし歐米より帆船を購入せば船長も
 歐米人を雇ひ土地海路の測量道路の開鑿電信の建設港灣の築造其他鑛山鐵道
 等皆外人の技能を籍らざるもの少なし明治四年及同五年の二年間に北海道事
 業のため米露佛に官費留學せし者參拾參名にして如何に歐米文明の輸入を俟
 つの切なりしやを推知するに足る

衛生

○明治二年九月兵部省に於て小樽潮見臺町に病院を建設せしか明治三年四月
 開拓使に轉属せり同年十一月より移民因窮者中生兒を育くみ能はざるものに
 は五年間毎年米參斗五升入參俵施與の特典あり又明治四年五月より判任官以
 上を除きし官吏及一般人民に無代藥品を與へしか明治六年二月より官費治療
 を止めアイヌ及市在因窮者のみに治療を施せり開業醫は豊原淡齋、荒井默庵、石
 田龍伯等維新前より引續き開業し明治十二年には開業醫七名あり

虎列刺病

○明治十二年七月商船八幡丸忍路灣へ入津せしか同月二十日乗組水夫一名類
 似虎列刺病に罹り翌二十一日死去せり然れども船員傳染病なるを覺らす村民
 も亦敢て異しむものなく埋葬に與りしもの、中數日ならずして感染者數名を

神社佛閣

し關島村に蔓延し竟に各郡に波及し患者貳百十六名内手宮町に於て死せしもの
 十一人治せしもの六人忍路村は死者參拾六人治者參拾參人中に就き石狩方
 面最も猖獗を極めしか當時消毒豫防法の行届きし故か小樽郡には感染せしもの
 なし

小樽市街

○明治三年十月函館八幡神社神官菊地重賢判官島義勇の手を経て神祇官の點
 檢せし神體を墨江神社に合祀し明治八年より郷社と公稱し例年七月十五日大
 祭を執行する事とせり是れ今の住吉神社(明治二十五年一月九日墨江神社を住
 吉神社と稱改なり寺院は此時代に於て修築又は移轉新築せしものあれど新規
 創建の寺院なし獨り寺院に止らす神社の創建を見ざるは其必要なかりしに
 なるならんも又明治二年三月社寺、石塔又は地藏堂を猥りに新設するを禁せしに
 よらん歟

○安政二年徳川幕府直轄の時より勝納川沿岸地は小樽の中心となり最も繁華
 の街衢となり稍市街の体裁をなせしも慶應元年單に村並となりしのみにして
 未だ町名なかりしも明治三年四月新に小樽郡に町村名を附せしは山上町、信香

町、信香裏町、勝納町、若竹町、金邊町、芝居町、土場町、新地町の九ヶ町及熊碓村、朝里村、張碓村、鏡函村の四ヶ村にして高島郡は色内村、手宮村、高嶋村、祝津村の四ヶ村に分割命名し明治四年小樽郡に開運町の一ヶ町を増加せり明治五年には有幌町、益徳町、永井町、入船町、港町、潮見臺町、龍徳町、若松町の八ヶ町を新設し明治六年には堺町、新富町、眞榮町、高砂町の四ヶ町明治七年には川原町の一ヶ町及奥澤村の新設あり則ち小樽郡は二十三ヶ町四ヶ村高島郡は四ヶ町にして未だ町名なし而して高島郡の色内町、稻穂町、手宮町、手宮裏町の新設ありしは明治十四年大火災後なり且小樽郡の住初町、相生町、入船町、開運町にはアイヌ散居し人力車は明治九年に二臺輸入せしものありしのみにして現今に比せば甚だ幼稚なる市街なるも小樽港の運命發達は開拓使の保護、石狩原野の開發に伴ひ次第に戸口増殖し西海岸に雄飛するの準備は業に既に保護時代に於て根底を固めたり

○明治元年芝居町に劇場星川座の建設あり全六年には末廣座永井町に建設ありたり

○明治十二年は未曾有の大雪にして同年二月二十三日の風雪は殊に烈しく港

創設

大雪及出水

アイヌ

町其他の民屋積雪に埋没破損せられ身を脱するに途なくして死傷せしもの數十人あり又春期に至り降雨連日に瀕り勝納川出水し沿岸を潰裂しければ土蔵二棟家屋二十一戸及橋梁を流失し附近の家床に浸水し其損害尠からざりけり

○明治二年已來アイヌ風俗の改良、衛生、教育、職業に對し開拓使は保護を加へしと雖とも戸口次第に減少し明治二年小樽郡に六戸十三人ありしか明治十四年には三戸五人となり明治十五年より他に轉居して一人のアイヌを見ず高島郡には明治二年八戸二十九人なりしか明治十四年には四戸二十人に減せり

結論

保護時代の性質

○世人現今の小樽港發達は自然の形勢なりと思考し敢て其因て來りし原因を究めざるか如しと雖とも抑も又事物の變形或は進動にして自然にのみ成るの理あらんや蓋し小樽は天恵の良港灣を有するにより港灣か發達を誘導せしは一大原因なりと雖とも其急速なる進度を以て現今の旺盛を來せしは開拓使の保護周厚深遠なりしに基因せり明治四年七月東久世開拓長官及黒田開拓次官の上書に

北海道中地勢天險四方へ號令を達すへき樞要の地は札幌に若くはなし因て札幌を以て根據とし使廳を建て公廨及學校より官員家屋に至るまで皆之を經營し道路を通し廻漕を利し隨て礦山を開き生産の業を興すを要す明年の定額を算するに此等の費用に充るに足らざるは論を俟たず仍て百五十萬弗の外債を起し以て開拓の資本となし前項の事を措辨すへし其償却の如きは定額金及水陸產物等の利を以て之に充る亦障礙する所なけん

と政府亦之れを允し翌五年外債を止め兌換証券を發行し明治五年より向ふ十年間の定額金を一千萬圓と定め上書の要旨は着々實踐せられ東京開拓使廳を廢し札幌に開拓使本廳を建設し屯田兵及農工商民を移住せしめ道路を開通し官設工場を設立し事の直接間接を問はず業の細大を論せず獎勵保護しければ札幌は急速に開發せられたり而して札幌の發達は石狩原野の發達を促し石狩原野の發達は小樽港を發達せしめたる間接の援助を爲したる趨勢は恰も横濱の東京に於けるか如き關係を存し加ふるに開拓使は小樽の商業、漁業、運輸、教育、衛生、移民等に對し懇切なる保護を以てしければ小樽發達の基礎は明治十一、二

出年までに根底を固め明治十三年に至り郡役所の開廳及鐵道の開通となり三菱會社は東京小樽間の定期航路を開始し安政二年已來幕政の保護に一變したる小樽港は明治十三年に至り再變し保護の大部を脱却して明治十五年より縣政時代となり海陸に於ける蒸氣器の應用と共に其進歩を競ふの時運に到達せり

時代の性質

下編 鐵道開通時代

自明治十三年十一月間
至明治廿四年

○保護時代に於ける小樽港は恰も兒童か父母に教導愛撫せらるゝ如く懇切なる保護を享受して發達し明治十二年より稍獨立自營の基礎を鞏固にしたれば開拓使、札幌縣、及北海道廳は従前徴收せざりし租税を賦課し各種の取締規則を發布して間接の保護及取締をなすに至れり且明治十三年より鐵道開通し運輸の便稍開け銀行及諸會社起り明治二十二年より特別輸出港となり時運の趨勢亦保護時代と同一視すへからざるを以て明治十三年より同二十四年に至る十一年間を鐵道開通時代と名稱せりされど官廳の保護此時代より悉く止みたるにわらず唯大勢を云ふのみ而して明治十三年及同十四年は最も繁榮せしも明治十五年より同十九年に至る五年間は日本全國に渉る不景氣時代にして小樽も亦萎靡振はざる時なりしなり

郡役所

○明治十二年二月小樽分署を廢し同年七月小樽、高島、忍路、余市四郡を管轄する郡役所を信香町に設置し明治十三年三月開廳せり明治二十二年一月に至り古平、美國、積丹の三郡を小樽外三郡役所に合併し七郡役所となりたり

戸長役場

○明治十三年二月小樽郡戸長定員四人高島郡一人にして明治十六年三月には朝里村に戸長役場を創設し全年十月より小樽郡市街及奥澤村へ三戸長を置きたるも明治十九年より朝里外三村戸長役場を除き他の戸長役場を廢し小樽郡役所は高島、小樽各町村を直轄せり

司法事務

○明治十三年二月郡役所内に刑法院出張所を置き従前小樽分署に於て取扱ひ來りし民事刑事の事務權限を左の如く定めたり

- 一、檢察官に於て豫審を請に及はずと思料する輕罪を裁判する事
- 一、單行法律に依り罰金料に處する者を裁判する事
- 一、人事土地に係る者を除くの外金額百圓以下の民事を裁判する事
- 一、勸解を取扱ふ事

而るに明治十五年一月は刑法治罪法實施の時なれば從來開拓使か執り來れる裁判事務は同年三月司法省に屬し六月小樽治安裁判所を設置し小樽、高島、忍路、余市、古平、美國、積丹の七郡を所轄し明治十八年四月高島郡色内町へ監獄署を設置せり

警察署

○明治十五年三月小樽警察分署を小樽警察署と改稱し明治十七年一月より巡查携帶の棒を止め帯劔するに至れり又明治十八年八月には鏡函村に巡查駐在所の設置あり明治十九年十二月に至り警部長を廢し警察署長は郡區長を以て之れに充て警部職も郡書記之れを兼ね行政事務と相兼攝して簡易便捷を旨とせり而して警員定員は明治二十二年二月より三十九人となり翌二十三年には四十三人となり明治十年の定員十九人に比する時は約二倍七分餘の増員あり

○明治十五年二月八日開拓使を廢し全道を三分し札幌、函館、根室の三縣を置き調所廣丈札幌縣令となり小樽高島は札幌縣治に隸屬せり而して縣政を布くに至りし原因は明治十四年北海道官有物一切を黒田派の陸人五代友厚、安田定則鈴木大亮、金井信之、折田平内等に代價三十萬圓三十ヶ年賦に拂下を許可せしに由る而るに當時佛國革明史、民約論を學ひし民權論者は國會開設請願中の時にして官有物拂下の非なるを痛論し事遂に中止し黒田清隆内閣顧問に轉し爰に北海道を如何に處理すへさやの問題廟堂に起れり且政府が創業の保護政策により北海道拓殖の大成を豫期するに明治五年より明治十五年に至る十年間の定

國使區縣

繁盛の状況

額金を一千萬圓と定めしにより明治十四年は其期滿ち民業も稍緒に就きしを以て自治の基礎を鞏固にし獨立進取の氣象を養成せんか爲め縣政を布くに至れりされど北海道三縣下には他縣の如く縣會あるにあらす現今と均しく微弱なる權利を有する町村總代人市民を代表するに止まれり

○社會の盛衰興亡は卒然偶發せず必ず基因する所なくんはあらず今小樽港繁盛の状況を記述するに際しても亦然り故に冗長に涉るを厭はず日本全國の状況を記述し其隆盛を來せし所以を研究せんと欲す之を要するに社會の盛衰は政府施政の方針により波及する所全班に涉るを以てなり

王政維新に際し百事改易國費多端尋て東北諸州及函館の亂、北海道拓殖事業、佐賀の亂、臺灣の役、清國との葛藤及西南の役あり政府は經費の欠乏に苦み一時姑息の策を執り用途の起るに際し紙幣を増發せり且士族は秩祿を奉還し代ふるに公債証書を以てし之れを擔保に全國幾多の銀行をして銀行紙幣を發行せしめたれば明治十一年の頃より銀貨相場及物價は益々昂騰し隨て實業家は高利を得し時なれば小樽港にも亦其餘盛を及はし繁昌を來せり加ふるに明治十二

年已來同十五年に至る札幌間の鐵道工事、道路の開鑿、市區改正、手宮埠頭の築造、海岸埋立、明治十四年大火の家屋再築、貸座敷移轉新築等の工事起り大有社、漁業會社、北辰社の新設あり三菱は定期航路を開始し石狩原野、天鹽、北見各地の需用品増加と共に小樽は百貨の集散地となり且明治十一年緋紋粕百石四百五六十圓なりしに翌十二年は六百四五十圓となり明治十三年には八百五十圓の相場となり同十四年は六百二三十圓に下りしも明治十一年に比せは猶高直なり之れを要するに紙幣増發のため物價昂騰し加ふるに各種の事業起り市場の購買力頗る膨脹せしによる

○右の如く繁榮の極点に達したるを以て購買力の増加に伴ひ輸入を促し銀貨は海外に驅逐せらるゝを以て政府は明治十四年に至り紙幣増發の弊害を漸くにして悟り漸次紙幣減少の方針を執り其反動として物價は益々下落し底止する所を知らず實業家は爲に失敗を蒙り破産するもの比々皆然り小樽港に於ても亦其影響を蒙りしなり其詳細は商況の部に記述すへし

○明治十二年來高利を得たる港民は明治十五年以後不景氣の爲に頓挫し金融

繁盛の反動

廢置

壅塞商業は萎靡振はず且札幌縣は守成の方針を採り開拓使の如く保護を加へされは附一層暗黒なる時代とならしめたり若し此成行に放任せば前途有望なる北海道拓殖の事業地に委する事知るへし加ふるに北海道三縣は開拓使時代に比せは官吏の數一千二百八十一人増加し経費も毎歲平均八十五萬圓を増額消費しけるも一として事業の起りしものなければ多數の官吏を淘汰して拓殖の費途に充て官設事業を廢して民業に附し拓地殖民の増殖を畫策せんため茲に明治十九年一月三縣及管理局を廢して北海道廳を札幌に置き司法大輔岩村通俊長官となる而して置廳後全國の物價は紙幣減縮の結果漸次平準に復し移民に對しては直接の保護を加へざるも間接の保護あり且明治十九年閣令第十六號未開地拂下規則の施行と共に石狩原野の開発駁々として進み小樽港の好顧客となれり

○明治十二年四月規定の送籍移住者渡航手續により明治十三年及同十四年の二年間に開拓使の保護を受け小樽郡に移住せし戸口は十一月三十一人其官給渡航費金二百六十二圓二十五錢官給荷物運賃十三圓四十九錢八厘なり而るに

移民

既記の如く他府縣二百万の士族は一時資金を得て實業に着手せしも封建の餘習寧ろ義を重んずるとも賊を輕する性情と紙幣減縮の影響とにより事業に失敗し飢渴に迫まるもの比々皆然り斯の如き慘狀なるを以て永山屯田司令官東京府知事外二十九縣の縣令及北海道三縣々令は北海道に此等の貧民を移住せしめんため移民費を要求せり其結果は明治十五年農商務省發布の移住民渡航手續及同十六年の轉籍移住者手續及移住士族取扱規則となり石狩原野に移住せんとて小樽港に來着せしもの尠からすと雖も元來此等移民は無資無産の徒なれば着後忽ち糊口に窮し市街を徘徊して食を乞ふ如き有様にして當初の目的に着手する能はず小樽港に足を留めて雜業に轉せしもの尠からず而して右規定により小樽港に移住せし戸口は明治十七年一戸七人其官給渡航費十八圓五十錢なり爾來保護移住者なきも明治十七年より同二十三年に至る七年間に自費移住せしもの小樽郡一千〇六十三戸其人員二千八百十三人高島郡は五百二十三戸其人員一千七百四十一人なり

○明治十八年七月一日より施行の地方稅徵收法により地租割は地租額の五分

土地の租稅

鐵道開通

ノ一を課し他府縣より移住し農桑の業を營むものは滿三年間除稅の特典を設け明治十九年六月閣令第十六號を以て北海道土地拂下規則を定め一戸十萬坪以内を貸付し十年以内に墾成せしめ墾成の翌年より千坪に付金一圓にて所有權を移し地租は保護時代に定めたる同額則ち地價百分ノ一を墾成後二十年間除租し又明治二十二年六月二十九日法律第十八號により北海道開墾地にして明治二年以後有租地となりたる田畑及郡村宅地は明治二十二年より同三十一年まで特に地租及地方稅を免除し其現に開墾年期中のものは滿期の翌年より尙は十年間及地方稅を課せずして専ら移民を保護し土地の開発を圖れり

○往古より石狩河口は樞要なる位置を占むると認定せられ當地方を所轄する勤番所あり運上屋も二ヶ所ありて東西蝦夷地中二運上屋あるは石狩のみなりし又松浦武四郎は石狩を大坂に比し開拓使は石狩川を利用して札幌間の運輸を計り明治八年以來空知郡幌内炭山採掘の石炭を運出せんため幌内炭山より幌内太まで鐵道を通し石狩川を利用せんとし明治十一年石狩河口改良係を設け河口改良費三十萬圓と定め明治十二年三月煤田開採係出張所を小樽に設置し

些も其方針を變せざりしか同年八月米國土木師クロード幌内太を以て鐵道の終端とするの不可を唱へ江別、札幌、錢函を経て小樽港に及ぼすの利あるに如かずと建議せし其界に曰く

小樽手宮は風浪を避くへき地形にして石狩川の本流に従て運輸せんとするの策は鐵道より直に手宮港に輸するの便利に如かず試に其一二を擧ぐれば第一水路に要する汽船修繕費を省くへし第二再三車船積替の爲に石炭破碎減耗の虞なし第三春秋出水の爲め運搬時日短縮の不便及屈曲甚しき航路に避け難き不虞の災害なし第四一年間掘採の石炭を夏季中に輸出し盡し得ずして多量の石炭貯藏の不利なかるへし第五軌道を手宮棧橋上に接続せしめ石炭は勿論其他百貨皆車より直に大船艘中に納るの便を得且鐵路用器械其他重量の物品も皆鐵道敷設進度に依り隨て築は隨て運ぶを以て大に運輸の費を減すへし第六札幌小樽間毎年十一月末より四月迄積雪中は殆ど往來を絶つの道路をして定期の運便を得せしめ且其官民輸出入及乗客運賃は悉く石炭運送費減少の助となるへし昨年調査統計表に依るに札幌小樽間運送荷

物の總高は八万五千八百十石即ち一万二千八百七十噸にして概ね皆馬を以て惡路を駄送するか故に其運賃六万〇六百四十二圓の巨額に上れり即ち同港より幌内に達する鐵路經費を償ふに足るものにして間接に地方公益の利亦僅少ならざるへし

と茲に於て石狩川利用の方針を變更し幌内小樽間に鐵道を通せんため河口改良費金三十万圓に二万圓を足し明治十三年一月より工事に着手し同年十一月手宮より札幌の間二十一哩六十八鎖二十六輪の工事竣工し同月二十八日運轉式を舉行せり且明治十三年七月より手宮埠頭を築造せり其構造木製にして海岸より東南に向ひ海水二十二尺餘の深さに至るまで突出其長一千四百四十尺内九百尺は幅二十尺其餘は四十尺海面より高さこと八尺其左半側に軌道を設け中間岐して二線となる此れ列車の往復に便せん爲にして貨物積卸の便往時と異なるは喋々を俟たず又同年十月銹物、鐵器、木器を製作するため手宮工場を新築せり而して鐵道列車は明治十四年より乗客荷物の運搬を兼ね石炭を輸送し同年十一月初里村に停車場を開設す當時手宮、札幌間乗客賃上等一圓中等六

十錢並等四十錢往復度數一日二回なり明治十六年九月に至り幌内の極端に鐵道全通し同月十七日全通式の舉行あり當日に限り手宮幌内間何人も自由に乗車を許せり

北有社

○明治二十一年六月村田堤等手宮町に資本金三十万圓を以て北有社を設立し官設鐵道運輸受負を始めしか農産物は従前の如く無貨運送し錢函小樽間の鮮鮭鮭は定則運賃の五割を減して運送せりされど明治二十二年に至り徳川義禮奈良原繁、澁澤榮一、森岡昌純、高島嘉右衛門、小野義真、吉川泰二郎、田中平八、園田實徳、下村廣敏、北村英一郎、堀基の十三名發起し鐵道拂下を出願許可を受け資本金六十五万圓を以て北海道炭鐵鐵道會社を組織す政府若干の補助金を給し現今に及へり乗客賃は明治二十三年より上等七十八錢中等五十五錢並等三十二錢となり往復度數は一日三回となり之れを要するにクローフオルドの建議の實行は小樽發達の一大原動力となりしは識者を俛たすして知る

北海道炭鐵鐵道會社

漁業

○水産物の豊凶は單に漁業家の喜憂に止らず其影響は市況の振否如何に關し延ひて百事に波及す是れ毎歲漁獲する金額他の産物に比較し巨額なるを以て

なり明治十三年は鮮鮭百石八百五十圓に騰貴し明治十四年は六百二十三十圓の相場なり當時全國一般物價騰貴の餘波なりと雖ども小樽港は各種の事業起り金融圓滑市況賑ひし時なるを以て連年の不漁は市況に大なる影響を及ぼさざりしか如しされど明治十五年より同十九年に至る五年間は既往に比し収獲高増加せしと雖とも紙幣減縮の結果價格漸次低下し漁業家は最も困難を窮めたる時なり明治十五年は鮮鮭百石五百七十圓内外なりしに同十七年は三百七十圓同十八年は三百圓同十九年は三百五十圓に下落し漁業家の困弊此時より甚しきはなし剩へ金融流通塞し漁業資本拜借金返納期及雇夫解雇期に要する資金に缺乏を告げ時價の騰貴を俟つの暇なく止むを得ず捨賣をなせし慘況なりしを以て層一層困難を重ねたり然れども明治二十年より漸次物價平準に復し鮮鮭百石同前半期相場六百六十圓に騰貴し歉漁なるに係らず無事に其年を経過せり翌二十一年より明治二十三年に至る三年間は相應の収獲あり且價直も五百二十四以上六百七十圓の間を昇降し且明治二十年より水産税の輕減及出港税の全廢ありしを以て漁業家は往時の疲弊を回復せり

水産税の軽減
及出港税の全
廢

○縣政時代不景氣の頃より漁業家は頗る困弊し屢々水産税軽減を主張しける
 か明治十九年北海道廳となり長官岩村通後水産税軽減の必要を察して建議す
 る所あり當時井上外務大臣及山縣内務大臣親しく北海道を巡視し軽減の必要
 を悟り従前の現品税を金納とし出港税を全廢し及漁業資本貸與金を棄捐すへ
 き旨を稟議せしに閣議の裁可する所となり明治廿年三月北海道水産税則の制
 定あり蓋し現品税なる時は之れか検査を要し官民の手數出費を要し検査を經
 たる後ち各村より現品を管轄官廳に輸送する方法なれば水産税一割乃至二
 割以外の出費を要するのみならず時日を空費するの不利益あり故を以て金納
 に改め且税率は既往三年間毎に平均したる收穫高の百分ノ五とし従前に比せ
 は軽減せり今明治十五年より同十七年までの全道平均舊税は一戸に付金四十
 二圓五十一錢強に當るも明治二十一年の改正新税は實際十圓七十一錢にして
 新税の軽減より漁家加重荷の負擔を免れし利益の大なるを知るに足る加ふる
 に従前水産物を輸出するに際しては更に出港税として原價百分ノ四を納入せ
 しも是亦全廢となりたり又此改正と共に漁業組合を組織し其事務所は水産税

漁業資金

水産物製造

を徴收し漁業に關する諸般の事務を整理し往時に比し官民の便益大なりされ
 と此水産税なるものは北海道に限る一種の税にして他府縣に其例なし故に晚
 近に至り漁業家は之れか全廢を主張し其運動に怠らず
 ○開拓使は明治の初年より漁業資金を貸與して漁業を奨励し金融を助けしか
 明治十三年以後猶一層の便益を圖り鮮昆布等の收穫物又は漁具等を抵當とし
 貸付法を設けしか水産税軽減及出港税全廢あり且銀行の設立其他資本流通の
 途開けたれば明治二十年より廢止し従前の貸與金は棄捐せり
 ○明治十三年十月開拓使は高島郡に於て昆布を以て沃素を試製す翌十四年鱈
 白子及大鮎罐詰を製し或は一小土窖を築造し薪火を以て魚粕乾燥を試験し明
 治十八年三月札幌縣魚粕乾裝法不良なるを以て改良すへきを諭示し漁業の進
 歩改良を計れり民業としては明治十四年西川五兵衛鱈肝油製造を始む開拓使
 八分の利子を以て西川五兵衛に五百圓及明治十一年着手せし鱈肝油製造者鈴
 木新兵衛に千圓を貸與せり而して明治十七年より擴油社起り鱈の肝油製造を
 始め明治十八年より二年伊藤喜之輔祝津村に於て肝油を製造し明治十九年よ

漁業に関する
會社

り精油社鱈肝油及魚油を製造し明治二十三年より西川貞次郎は鮭鱈詰製造を
始めしも爾來是等製造者は伊藤喜之輔及精油社を除き概ね廢業せり
○明治十四年札幌支店の魚菜會社入船町に起り同年北辰社起り資本金二千圓
を以て本道開墾漁獵の勞働者を周旋するを本務とせり明治十六年には北海道
雇人保護會社及共益社なるもの生まる二社共に漁業被雇人の惡弊を洗滌し雇
人及被雇人相互の便益を圖るの目的を以てし前社は資本五万圓後社は六万圓
を以て組織せり又明治廿三年には魚介會社の設立あり魚介を販賣するを以て
目的とせり同年北海道漁業拾収會社海產物捕獲及製造業を始むされど此等諸
會社は次第に廢業し現存せず

水産品評會

○北水協會水産品評會を明治十八年八月二十一日小樽港に開催し同二十六日
閉會其出品數は五百四十四品にして褒賞を得しもの一等賞三人二等賞十人三
等賞三十二人褒狀五十一人ありけり

潜水器使用の
禁

○明治十四年八月潜水器を以て水底十五尋以内の海中に之れを使用し鮑を漁
獲することを禁せり又明治十九年十月より該器を以て海鼠及鮑の捕獲を水底

漁業組合

海運

の深淺如何に係らず全く之れを禁止せり

○明治十九年小樽高島二郡に各漁業組合を設立せしか明治二十三年ニテ所の漁
業組合を合併し小樽高島漁業組合となしたり

○保護時代に於ける海運は日本形風帆船多數を占め漁船は概ね官船にして三
菱會社及運送社の漁船及西洋形風帆船時々回航せしに止りしる鐵道開通時代
に至りては民業に歸し航海運輸の便往時と同一ならず三菱會社は明治十三年
九月より東京、函館間の定期航路を延長し東京、小樽間に定期回航し双方五日目
毎に出帆毎月三回海都に寄港せり明治十五年春杉浦嘉七、堀基、常野正義、園田實
徳等發起し資本金五十万圓を以て北海道運輸會社を設立し小樽に支店を置き
漁船四隻風帆船五隻を政府より借受け北海道の運輸業を開始せしか明治十六
年一月資本を増加して共同運輸會社と改稱し小樽、函館、福山、江差、海都、増毛等の
要港に寄港し毎月二三回横濱より函館を経て小樽に入港し陰に三菱と競争せ
りど雖ども其運賃物價の一到四分乃至三割に當り其當時世界の西端英國より
其東端日本に貨物を運送する運賃僅かに一割乃至二割に過ぎざるに比せば猶

海運業の幼稚なるを知るへし且共同、三菱の競争も神戸、横濱間下等乗客賃五圓五十錢を一圓以下に直下けし如き競争なかりしかと競争のため小樽の商賈は多少利潤を得たり而るに明治十八年に至り二會社は合併し新に日本郵船會社生るゝに至れり

開拓使は明治十三年六月帆船第三石狩丸第四石狩丸を築地川崎造船所に於て製造し小樽を定繫港とせり又大成社及西田の船舶は小樽と宗谷、茂生、増毛、燒尻鰯泊、香深間の海運業に従事し其他他縣より出入の漁船風帆等あるも冬期に際しては定期の回数減し殊に西海岸各港と小樽間の航通は頼に杜絶するを常とせり故に明治二十一年政府は一年千五百圓の補助金を日本郵便會社に給し小樽増毛間は三月中旬より十一月中旬まで一月五回十一月月中旬より翌年三月中旬まで一月三回禮文、利尻、宗谷の三郡並に苫前郡の燒尻は四月より七月まで一月二回の定期航海を命じられたれば明治二十一年十一月より矯龍丸、根室丸二隻の内を以て冬期三回の航行を開始し天鹽北見運糧會社は明治二十二年七月資本金五萬圓を以て海運業を始め海運業次第に發達せり明治十三年小樽に入港せ

輸出入品

蒸氣船數は繼かに百六十隻なるも明治二十三年は二百四十八隻に増加せり且明治十三年入港の日本形風帆船は五千〇四十艘の多數なるも明治二十三年は二百〇三艘となり蒸氣船と反比例に日本形風帆船は減少し海運業に蒸氣器の應用増加せし事を証す

○鐵道開通時代に於ても輸出重要品は水産物のみにして農産物其他は以下記述の如く僅少なり輸入品は米、鹽、酒、味噌、醬油、繩、蕙、吳服、太物、銅鐵、和洋小間物紙類、漆器、砂糖、茶、煙草、石油等を主要品とす而して明治十五年農産物中菜種、大豆及大小麥の四種を札幌より東京に輸出せんとせば平均百石に付金七十三圓七十五錢の損失あり唯小豆は二百五十八圓四十錢の利益あるのみ必竟するに船舶の運賃廉ならざるに依るも少量の藍、菜種、大小豆、馬鈴薯、玉葱等は輸出ありしと雖とも當時は小樽港需用の爲め大小豆の如きは却て輸入を要せりされど明治廿二年頃より漸次農産物輸出の數量増加せり是れ石狩原野拓殖の進歩につれ産出高増加せしによる其主なるものは大小豆、小角豆類、菜種、及藍等にして其他は材木、燐寸の軸木、皮類、麥酒等なり石炭は毎歲輸出ありしも海外へ輸出せし

は明治十九年北有社カムチャッカ號を雇入れ芝罘に販出せしを嚆矢とし明治二十年より上海、香港、新嘉坡へ輸出せり而して從來糖類、穀類、酒類、罌卵紙、麻、器具の六種を除きし一切の輸出品は出港税として原價百分ノ四を徴收せしか明治二十年より全廢せり今左記の管外輸出入物品原價を年別せし表を案するに明治廿一年及同二十二年を除き他は毎年輸入及輸出に超過す开は種々の原因ありと雖とも開拓使、札幌縣、北海道廳の官設事業費、樺戸、空知ニ集治監の設立、屯田兵の保護、移住民の保護及新移民か消費する固定資本等多額を占めたる故なり

○管外輸出入物品原價年別表

年次	明治十三年	明治十四年	明治十五年	明治十六年	明治十七年	明治十八年
輸 入	一〇五、九四〇	八七四、八六六	一、三三九、九七七	五七〇、九七七	六七〇、〇五六	八三三、二六
輸 出	一、四九、四三三	一、二七六、六〇〇	二、四四五、八〇三	九八、六六八	一、三三三、七七八	一、三三四、二五〇
年 次	明治十九年	明治二十年	明治二十一年	明治二十二年	明治二十三年	
輸 入	五三、九二	五〇六、四九三	一、三九、四七五	一、五七、九八九	一、二八六、八三五	
輸 出	七九、六八三	九八、〇四六	一、三三〇、八〇〇	一、四四、〇八二	四、二八四、三三二	

税關及税庫

海面埋立及波止場

明治十三年十二月函館税關出張所を閉鎖し若し海外直輸の産物ある時に及んで函館税關官吏出張することに變更せしが明治十九年再び函館税關出張所を設立明治三十年七月函館税關支署と改稱せり又明治十四年九月建築に着手せし税庫は翌十五年一月落成せり其工費參千參百〇貳圓參拾錢なり

○現今の港町、堺町、及色内町の道路附近は往時海産乾場にして道路の際は直に波打寄せし所なるも戸口増殖するに隨ひ次第に埋立たれば海産乾場は變して市街宅地となりしか此時代に於ても明治十三年八月港町海岸を埋立たり又明治十四年四月小樽海面埋立地假規則を定め勝納川以西手宮波止場までの沿岸海水深さ四五尺までの處に於て長二十間乃至六十間内外を限り埋立を許可し幅二間長十間を限る棧橋及舟入場を構造するを許可せしにより毎歲埋立をなす者あり明治十八年に至り規則を改め一人に付參百坪以上の埋立を禁せしが明治二十二年に至るまでに埋立たる地積參四万坪に達せり同年北海道廳は參万參千貳百〇四圓拾錢六厘を支出して道路敷地を買上げ同年七月南濱町一丁目より六丁目北濱町一丁目より六丁目までの町名及十二丁を設け明治二十

港灣の區域

三年八月砂崎町を新設するに至れり且既記の加く手宮埠頭は明治十三年七月起工し同十四年十二月工を竣へ又工費貳万五千貳百圓を支出して築造せし波止場は明治二十三年一月着手し同年十二月九日盛大なる竣工式を舉行せり其工事の概畧は陸地より左右各六百尺を距て、斜に海に向ひ袖石垣各百九十二尺を築き更に屈曲して左右より石垣を陸地に向ひて一直線に築き之れに階段を附し其階段と外部斜線石垣との間三角形に埋立て貨物揚卸場に充て左右外部正面の中央石堤と石堤との間幅九十尺を空くし船舶出入の所となせり其他明治十六年より同二十二年に至る間に港灣修築及浚堀工事に要せし金額貳千五百〇四圓拾八錢八厘を費せり

○明治十六年四月小樽港の經界を朝里村字カムイコマンの岬端より高島村字厩岬の岬端に至る直線以内を港内と定めしか明治二十三年熊碓村字平磯岬より高島村字厩岬に至る直線を以て小樽港内と改定せり

○暴風等の變徴を前知し船舶の覆没流失を豫防し漁業者の危険なる沖出を警戒せんため明治十三年三月一書に五月とあり暴風標を港町丘上に樹立し信號

暴風標

日和山燈臺

を掲出せしか其後中絶せしを以て明治十七年五月再建し明治二十五年六月より警報有効時間従前四十八時間なりしを二十四時間に改めたり

金融機關

○明治十六年十月十五日高島郡祝津村日和山燈臺の創建工事竣り此日より點火す四等不動白色にして光達十五海里基礎より高さこと二十五尺なり

○保護時代金融の部に載せたる如く同時代の末期明治十二年に三井銀行支店第四十四銀行支店及第六十七銀行支店の設立ありしか鐵道開通已來明治十六年二月山田銀行支店の設立あり同十七年十二月第三十三銀行同二十年には第二十銀行同二十二年には北海銀行及田中銀行の五銀行各支店を小樽に置き官衙の現金取扱、貸金、預金、荷爲替、爲替及割引手形貸出をも取扱ひし銀行ありて金融の機關稍整備せりされと三井銀行、田中銀行二十銀行及北海銀行の四銀行を除き他は皆此時代に於て閉店せり其他は個人間の貸借、及無盡等にして拂下米及漁業資本貸與金は金融上少なからざる便益を與へたり

○明治十三年一月小樽相場會所條例を規定す是れ物貨を均一にし商況を人民に通暢せしむるためにして日曜日より土曜日に至る一週間の平均相場を會所

相場會所

準備米

門前に揭示し實業家の利便を圖らんとす。小樽船政所に於て該事務を取扱ひしも明治十四年十月有幌町に於て更に新築に着手し翌十五年一月落成其工費一千五百九十圓七十六錢一厘なりされど明治十八年八月之れを廢止す。

○明治十三年及同十四年は米價非常に騰貴したるを以て開拓使準備米を屢々拂下けたりされど明治十六年一月以後は水火風霆の災厄に遭遇するか又は輸入米に乏しく米價暴騰するにあらざれば拂下すと定めたり明治十七年四月手宮町に倉庫を建築せしか明治廿三年準備米基金は北海道廳勸業委託金に編入し缺減等を處理し町村備荒組合を設けし際小樽高島二郡各町へ備荒基金として五千〇七十五圓十八錢八厘を下附せしより爾來準備米拂下の事止みたり。

○明治十二年より同十四年に至る三年間は紙幣増發の爲め物價騰貴し鐵道其他の土木工事は頻りに起り漁業は豊かならずさりしも其價は諸物價の昂騰につれ高價なりければ市況頗る盛況を呈せりされど明治十四年より政府は紙幣減縮の方針を採り其反動として物價益々低下し底止する所を知らざる萎靡不振の時なれば明治十六七年の頃小樽の商家は米一石に付參圓石油一箱七拾五錢

商況

大坂酒一樽五圓大山酒一樽一圓貳參拾錢丁白砂糖一丁五六圓の損失を被りし狀況にして資産あるものと雖も貨物の缺乏を見て輸入すれば損失を招くに より進んで敗を取らんより寧ろ退いて時を俟つに如かずとし空しく資本を庫中に収めて商利を爭ふ能はず細民は勞働賃の下落せしに止まらず雇者なきを以て糊口に苦みたり明治十五年の如きは札幌縣下に於て漁業に轉業せしもの一千二百〇三人あり特に商業と密着の關係を有する漁業は洶漁ならずさりしも相場は明治十三四年に比すれば大約半價に下落し漁業家の損失は商家に波及し金融は梗塞し破産するものあるに至り明治三十年及同三十一年物價騰貴の結果不景氣となりし狀況と同一視すへからざる恐慌時代ありしか明治十九年より物價は漸く平準に復し各地移民の増加に供ひ農産物は小樽港に集まり移民の必需品購入増加し小樽の市況は日に月に繁昌となり鐵道開通以前の旅行者は概ね室蘭を経て札幌に往復せしも汽船の往復頻繁なると鐵道の便あるより旅客は次第に増加したれば旅人宿は此當時より大に増加せり且出港税の全廢水産税の輕減あり加ふるに緋紋粕の相場は明治十五六年に比し二倍の價格

となり縣時代の損失を挽回し商家は益々富有となり而して各商店の物價は區々一定せざりしか不完全なから漸次分業の端緒開け同業者の増加は組合組織となり市價自から均一なるに至れり蓋し同業者が組合組織の必要を認識するは同業者全班の利益を増進する目的なると齊しく社會の複雑なるに隨ひ是等各種の組合は亦一市町村全班の利益を増進せんか爲に一致團結の必要を生す小樽港に於ては此關係明治十六年より現はれたり則ち明治十六年四月設置の興商會同二十一年設立の協同談話會、及共商會、同二十二年設立の農商工會の如き是なり

興商會

○興商會は明治十六年四月の設置にして當時會員數十名より成立し書籍、新聞を購入し公衆の閱覽に供し取引上の紛擾を和解し商業上の質疑に應答することを目的とし毎週一回電報を以て東京、大坂等要地の物價を問合せ廣告せしか數年を経て閉會せり

協同談話會

○明治二十一年に至り協同談話會生まれ商業、經濟、教育、衛生等の事項を協議する一の會合にして今猶毎月開會す

共商會及農商工會

○又明治二十年設立の共商會は殖産興業を研究せんかため起り明治二十九年迄繼續せり同二十二年七月には農商工會起れり該會は農商工の實況を視察し利益を増進するを目的とし會員は小樽、札幌の實業者より成立ち毎年一月、四月、七月、十月に定會を開き又臨時會をも開催せり而して會員は明治二十三年に七十四名ありしか同二十四年解散せり

商業上の會社

○保護時代に於ては個人的營業者のみなりしか當時代に至り合名、株式の會社及銀行の設立總數二十七に達し小樽港は各地の進歩に促され商業の規模廣大となりしは昔日と日と同ふし難し則ち明治十三年札幌支店の大有社開業し米、鹽、酒、味噌、醬油、荒物を販賣し明治十四年には札幌支店の魚菜會社開店し同十五年には日晉社起り荒物及日用品を販賣し同十六年八月三井物産會社支店を開き米穀其他の産物委託販賣業を開始し傍ら幌内石炭を賣捌き明治二十年には北海道物産商會開業し委託販賣業を營み翌二十一年精米會社起り明治二十三年には第一渡邊精米會社生れたりされど大有社、日晉社、及北海道物産商會は爾後閉店せり

工業

○鐵道開通時代に於ける工業中著しく増加せしは酒造、味噌、醬油製造及鍛冶職にして保護時代に始めし陶器製造場あり又明治十三年北海道炭鐵道會社の手宮工場は鋸物、鐵器、木器等の製作を始め明治二十一年には石灰製造を佐藤忠次郎始め同二十四年には石井某企業を始めたり明治二十年九月に至り北燧社起り燐寸の製造を始めしか期年ならずして廢業せり其他明治二十三年には平井富親葡萄酒醸造を始めたり

農業

○小樽港は往時農業を専業とする者皆無にして適宜農漁を兼業せしに過ぎず且小樽高島二郡各村も漁業を以て専業とし農業に従事するもの甚だ少數なりしか海漁に遭遇せは糊口を凌ぐすら困難なる場合あるを以て漁暇耕作に着手せしものあるに至りしかと耕作物は大根、馬鈴薯、菜類等の蔬菜にして自家用に充て穀類を播種するもの稀なりけりされど小樽、高島は土地狹隘耕地に適する土地なきと鮮漁獲の期節は農家の繁忙なる時なれば同時に二業を兼ぬるは實際行はれ難き理由あるにより農事の發達か純全たる農村に比較し進歩せざるは勢ひ止むを得ざる理由なりと謂はざるへからず而して二郡中農業を以て専

業とする所は小樽郡奥澤村なり同村は明治七年移民か開墾に従事せし以來漸次戸口増殖明治十六年に至り戸數百九十三戸人口七百二十四人内専業農家四十二戸あり専ら小樽市街需用の蔬菜を耕作し菽麥を作るより遙かに利益あるを以て菽麥耕作反別は蔬菜耕作反別より少なし而して農業の發達は耕地反別か毎歲増加せし左表を見て明なり則ち明治十三年に比し同二十三年は小樽郡六倍八分餘高島郡二十七倍六分餘の進歩にして高島郡の進歩著しと雖ども小樽郡は高島郡に比較し二百二十六町六反歩を多く開墾せり

○耕地反別年別表

年次	明治十三年	明治十四年	明治十五年	明治十六年	明治十七年	明治十八年
小樽郡	六、四〇〇	一四、五三三	二五、七二二	一七、七三三	三六、〇三二	三六、六二〇
高島郡	三、三三四	三、三三四	七、三二七	七、六〇〇	一八、五四三	一四、五六七
年次	明治十九年	明治二十年	明治廿一年	明治廿二年	明治廿三年	
小樽郡	六八、二〇〇	七六、二〇〇	三三、六〇〇	五六、七〇〇	五五、六〇〇	
高島郡	三、五〇〇	三六、三〇〇	一六、〇〇〇	三二、〇〇〇	三九、〇〇〇	

植樹

○小樽高島二郡は維新前密樹林なりしも薪炭及用材に伐採せしと屢々山火ありし爲め禿山と變したれば保護時代に於て開拓使は杉を栽植せしか大竹作右衛門は明治十三年より植樹に熱中し爾來部分木仕付規則により高島郡稻穂澤の山間に植樹せり是れ一個人として植樹せし濫觴なり而して北海道廳は明治二十年小樽郡官林に赤松、落葉松及樺の三種二十七万本植付け明治二十二年に赤松外二種二万〇五百本一書に四万〇五百本とあり色内山にアカシャ六千本祝津山に樺一万四千本栽植し菩提樹外六種を色内山に撒種せり明治二十三年には色内官林に赤松一万株高島官林に落葉松五千株祝津官林に樺一万五千株を植付けたり之を要するに樹木を栽植するは刻下の急務なり蓋し土砂の打止、防風魚族の群集、風致等の利あればなり

鑛山

○堀基、田中平八等明治廿一年資本金五十萬圓を以て北海道鑛山會社を設立す明治二十二年是より先き鈴木才藏の許可地高島郡祝津村山中の銅鑛を堀基に譲渡せり又明治二十三年には堀基祝津村字山中赤澁山に於て鉛鑛及小樽郡朝里村朝里川奥二俣川奥に於て金銀鑛試堀の認可を得たり其他奥澤村の軟石及

礦泉

色内町の安山岩を諸種の建築用に採掘使用せり

市區改正

○明治十七年淺田某外一名祝津村山中に於て冷泉を發見し之れを汲み入船町及手宮裏町に於て浴場を設けたり其他熊碓村及張碓村に冷泉各一ヶ所あり
○小樽市街は明治初年札幌の如く豫め整然たる區畫の設備なかりければ戸口増殖するに隨ひ甚た不規律なる市街の体裁をなすに至りしかは保護時代に於て若村通俊の意見により市街を實測し土地買上費及道路改修費を調査せしと雖ども其事止みしか明治十三年に至り家屋稠密し道路之狹隘を極め一朝火災ある時は防禦の術なければ明治十三年二月已來開拓使は防火線を設け明治十四年五月の大火災に際しては燒跡の街衢を改正せん爲め民有地八百八十坪九合餘を買上く此金七千三百六十九圓五十七錢五厘賣下地二千八百七十五坪三合餘此金二千五百三十八圓四十八錢九厘家屋移轉費六千六百九十九圓六十六錢八厘にして其他の諸費を合算し市區改正に要せし總計金二万九千七百〇一圓七錢を要せり

○明治十二年十月港町より小樽分署前まで三百廿八間二尺幅五間の車道開鑿

道路其他

郵便

工事を起し明治十四年七月竣工せり此工費五千〇十九圓六十一錢八厘なり又明治十三年二月港町より手宮波止場まで車道千三百八十七間四尺幅七間の改鑿に着手し明治十四年七月落成す此工費二万三千〇五十九圓三十七錢三厘なり而して明治十三年十月着手せし住吉裏道延長一千〇五十二間幅九間の道路は明治十四年十二月竣工せり此工費四千七百十二圓五十七錢九厘なり其他明治二十年より同二十三年に至る四年間に小樽市街の道路橋梁下水に消費せし總金額二万五千八百二十一圓七十四錢道路の總延長一千七百〇九間架橋二ヶ所及下水二個を竣工せり而して人馬繼立所は保護時代と均しく小樽市街及錢函村の二ヶ所なり

明治十六年一月小樽錢函村より余市岩内に至る道路を縣道三等と定めたり

○明治十四年六月港町及色内町の両所に小樽郵便局の分局を設置す明治十六年七月より郵便貯金及同十八年九月より郵便小爲替の取扱を始め同年十一月米國へ爲替の便開け同年朝里村祝津村及明治十九年手宮町に郵便受取所を設け明治二十一年十月より佛、伊兩國及翌二十二年四月より獨逸へ爲替の便開け

電信

たり

○余市郡民猪俣安之丞外十四名金參千六百餘圓を出金し小樽余市間電線の連續を開拓使に請ひしかは開拓使不足金八百參拾八圓貳拾五錢を足し明治十四年八月工事を起し翌十五年工を竣へたり又明治十五年一月小樽相生町に電信分局を建設す此工費參千七百拾貳圓拾八錢一厘を要せり而して本邦電信爲替は明治二十二年四月より其取扱を開始するに至れり

教育

○札幌縣時代乃ち明治十五年以後は開拓使の時に比し教育の設備稍緒に就きしか如し體操科は明治十七年八月より實施し明治二十年より高等小學校に於て土地の情況により英語を教授し農漁商工等の實業に關する科程を教授し女子には裁縫を指南するに至れり而して公立小學校の補助は明治十八年度より就學者一人に付一ヶ年參拾錢不就學者一人に付一ヶ年拾五錢を補助せり

鐵道開通時代に於ける各公立小學校は皆保護時代の設立にして當時代には一校たり新設なしされど私立小學校は明治十九年八月設立せし同致小學校明治二十年七月設立せし開業小學校及明治二十二年英漢數を教授する餘力學館の

衛生

三校あり蓋し同致小學校は煤田開採係員の子弟を教授せり又明治二十年八月設立の啓蒙私塾は漢學を教授し明治十七年初めて活版印刷業起り同十八年には書籍店の開店あり

○官立札幌病院小樽出張所内に明治十三年十二月産婆教場を開き入船町に病院の派出所を設置せり明治十五年廢使置縣に際し病院の建家器械及藥品等を無代下附し公立病院となり再三轉所せしか高島小樽の有志者二千餘圓を寄附し相生町に新築せり斯く公立となりしも官廳は猶若干の補助金を給せり私立病院は明治十六年十月高野晃進のみなりしが馬島讓赤城順吉も漸次病院を設立せり其他若干の開業醫ありたり

虎列刺病

○明治十九年夏各府縣に虎列刺病流行せしか小樽入港船乗組の内該病に罹り死去せし者ありければ豫防消毒を嚴施せしかと終に港民に感染し次第に猖獗を極め患者死者尠からず且忍路岩内間各郡天鹽國札幌市街及膽振國へ蔓延せり當時港内及勝納川へ患者の吐吐物を投棄したれば港内の漁獲及魚介の販賣を禁止せりされど病勢漸次衰滅しければ九月七日此禁止を解きたり

寺院

○此時代に於て創建の寺院總數九ヶ寺にして小樽郡に五ヶ寺高島郡に四ヶ寺なり之れを小樽市街とすれば五ヶ寺にして錢函村三ヶ寺及祝津村一ヶ寺なり之れを宗派別に區分せば浄土宗五ヶ寺曹洞宗二ヶ寺日蓮宗及眞宗は各一ヶ寺なり而して各宗の聯合より成立せし園遊會は癩きに設立しありしか中絶したれば明治二十三年奥角智現等幹旋再興し爾來毎月一回會合し佛教の擴張發揚を圖り各寺院の利益を増進する機關とす

○寺院建立年別表

所在郡名	所在町村名	建立年月	寺院名	宗派	要領
小樽郡	錢函村	明治十三年九月	本樂寺	眞宗	明治十二年四月仮説教場創建 明治十三年九月中教院出張所ヲ創建シ明治十五年ヨリ天上寺ト公稱ス明治二十三年開運町ヨリ現地ニ移轉セリ初メ奥澤村ニアリ
	入船町	明治十五年三月	天上寺	浄土宗	
	全	十二月	妙國寺	日蓮宗	
全	錢函村	明治十六年八月	龍眼寺	曹洞宗	
	全	明治十九年五月	浄土寺	浄土宗	

耶蘇教

火災

手宮裏町	明治十三年	淨應寺	全	寛永七年福山ニ創建明治十三年移轉
稻穂町	明治十九年	無量壽寺	全	
全	明治二十年五月	直行寺	全	初メ塚町ニアリ明治二十八年移轉ス
祝津村	明治廿二年五月	龍泉寺	曹洞宗	明治十五年葬儀取扱所を創建セリ

○明治十九年九月山田町に美以教會創立是れ小樽港に於て基督教會設置の嚆矢なり

○既記の如く明治十四年以前の小樽市街は道路狹隘人家密接し一朝祝融の忿怒に觸れなは忽ち延焼し消防の途なからんとて開拓使は明治十三年より市區改正に従事せしか豫想に違はず明治十四年五月二十二日芝居町より火を失せしに折節西南風烈しく竟に新地町、土場町、信香町、信香裏町、金邊町、山上町、有幌町、量徳町、開運町、高砂町の十一ヶ町に延焼し小樽の要害五百八十五戸(北海道志には八百戸とあり)を灰燼に歸せしめたり當時は小樽全盛の時なれば此大火は市況に影響を及ぼさゝりしかと貧困者は衣食に窮し道路に叫號するあり開拓使は成規により米百俵を賑恤し長官以下二十九名は金七百餘圓を義捐し

小樽市街

其他港民及各地より罹災者に寄贈せし金品尠からず且同年八月ニ今上陛下ニ御巡幸の際親しく慘狀を視察せられ金五百六十圓を御手元より下賜せられたり踵て明治十八年五月二十日入船町失火百三十戸を燒き二十日間を出てす六月十日再び入船町より出火し延焼三百四十八戸に及へり又明治二十年六月九日永井町より火を失し類焼四百餘戸に達せり又明治二十三年七月二十日には色内町より發火し凡七十戸を宇有に歸せしむ其他小火災は毎歲免れさりしか是等數回の大火により其損害少なからざりしと雖とも從來屋上に石を乗せたる家屋は漸次跡を失し其構造堅牢となり石造家屋及土藏の如きも明治十四年の大火災後次第に現はれ市區の改正道路幅の廣まりたるは亦た火災の結果なり而して是等火災より勝納川沿岸地の繁昌地は衰微に趣き市街の繁盛地は入船町、港町、塚町、色内町及手宮町の西方に移れり

○保護時代の末期明治十二年末小樽、高島二郡の町村數は二十三ヶ町九ヶ村なりしか明治十三年より同二十三年末に至る十一ヶ年間に新設せし町數は十二ヶ町十七ヶ丁目にして村數は高島郡に於て二ヶ村を減せり即ち明治十四年七

月高島郡色内村を色内町、色内村裏通を稻穂町、手宮村を手宮町、手宮村裏通を手宮裏町と改稱せり又明治十一二年のころまでアイヌ居住し原町と稱せし方面を明治十四年七月住初町と名稱せり相生町も亦元とアイヌの居住地にして入船町裏通と稱せしか同年同月相生町と名稱せり明治十六年八月には住初町に接續の永井町及鐵道を横切り小樽支廳裏通までの一線を住初町へ編入し永井町より同町裏手の停車場脇鐵道を横斷して小樽支廳裏通に至るの間を曙町と新稱せり而して現今の貸座敷は明治十四年頃まで畑地なりしか入船町の貸座敷移轉地とし豫定存地しありしかは明治十四年大火の後も現地住江町に移轉し明治十六年三月住江町一丁目より五丁目を新に命名せり明治十九年五月には相生町より稻穂町に至るの道路へかけて山田町を設けオコバチ川より手宮町に至る海岸埋立地を明治二十二年七月南濱町一丁目より六丁目及北濱町一丁目より六丁目を新設し明治二十三年八月港町裏手海岸に沙崎町を新置したれば明治二十三年末現在小樽市街の町数は三十六ヶ町十七ヶ丁目となり現時に於ける市街の体裁は此時代中に形成し町数も爾來増加せずと雖ども大夏

高樓の新築は日を逐ふて増加しけり公園地は明治十四年四月オコバチ川奥に於て十三萬八千八百〇一坪を小樽市民の共有地と定めたり且色内町、手宮町及信香町より堺町に至る沿岸地の地種目は海産乾場なりしも明治十八年市街宅地に編入し明治十四年鐵道の開通及同年の火災は小樽郡の西方高島郡に於て急速なる市街の擴張を見るに至れり

○明治十四年八月三十日午後五時陛下の御召艦扶桑號小樽港に着す黒田清隆松方正義調所廣丈等奉迎し皇族大臣供奉す時に各艦均しく祝砲二十一を發す棧橋着御直ちに御料の瀛車に召さる諸官吏市民各學校教員生徒等も亦整列奉迎し警部巡査道を狭んで護衛し手宮の便殿に若御小憩あり午後六時四十分瀛車手宮を發し札幌に向ふ九月一日熾仁親王小樽港を巡覽せらる大木喬任、金井之恭等陪從し量德學校に金を賜ひ山田吉兵衛に三套銀盃を賜ふ其費を捐て錢函村に行在所及御小憩所を建設したればなり

時代の性質

發達時代

自明治二十四年
至明治三十一年 八ヶ年間

○小樽港史を人事に譬ふれば安政二年以前松前藩及幕府が統御せし時代は恰も一兒か母の體內にありて未だ出生せざりし如き感あり安政二年より出生し明治元年に至るまでの幕府及明治元年より同十三年に至るまでの開拓使は小樽港なる一兒を教導愛撫し明治十三年鐵道開通時代より保護の大部を脱却して獨立自營の端緒を開き明治二十四年より獨立の基礎なりて社會の競争場裏に雄飛する時運に到達せりされど政府は干涉の政策を執り敢て自治の權理を與へざりければ明治二十四年には北海道議會の請願となり尋て北門新報北辰日報、小樽商業新報、小樽新聞、新北門等の新聞雜誌現はれ明治二十七年には米穀外五品取引所生まれ次て商業會議所起り狭少なる個人的營業の規模は各地の需用を充たすに足らされは合資又は株式會社の設立増加し明治三十年には目下中止の區町村制度の發布となり明治三十一年には憲政黨支部起り明治三十一年に至り北海道議員選出期同盟會顯はれ自治を渴望するの氣焰は抑壓せんとするも得へからざる理由と勢力とを有する新時代に進歩發達しければ

行政官廳

明治二十四年より同三十一年に至る八ヶ年間を發達時代とは稱しぬ

○明治十三年開廳せし郡役所は小樽、高島、忍路、余市、古平、美國、積丹の七郡を管轄し爾來管轄の區域に變更なかりしかと明治廿四年四月北海道廳地理課小樽派出所を新設し前記七郡の土地事務即ち明治十九年制定の北海道土地拂下事務を處理せしか明治二十四年八月より地理課岩内派出所を廢し岩内、古宇二郡の土地事務は地理課小樽派出所之れを管轄せりされと明治二十六年三月地理課小樽派出所を廢し小樽郡役所直に之れを處辨し岩内、古宇二郡の土地事務は岩内外一郡役所之れを掌ることとなり而して小樽外六郡役所は明治三十年十一月四日廢せられ北海道廳小樽外六郡支廳を設置せり又同年小樽稅務署の設置あり

警察署

○刑事被告人換刑輕禁錮十日以下及拘留は明治二十四年一月より警察署拘禁し小樽監獄分署を廢せり而して忍路郡鹽谷村は從來小樽警察署に屬せし余市分署に於て直轄せしか明治二十五年六月より小樽警察署直轄し明治二十七年南濱町に水上警察署の新築なる又明治二十七年奥澤村及明治二十九年祝津村